

# 予算特別委員会

令和7年3月17・18・19・21日

葛城市議会

## 予 算 特 別 委 員 会 ( 1 日 目 )

1. 開会及び延会 令和7年3月17日(月) 午前9時31分 開会  
午後7時41分 延会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	藤井本	浩
副委員長	杉本	訓規
委員	西川	善浩
〃	坂本	剛司
〃	吉村	始
〃	谷原	一安
〃	川村	優子
〃	増田	順弘

欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員

議長	奥本	佳史
議員	柴田	三乃
〃	松林	謙司

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古	和彦
副市長	東	錦也
教育長	椿本	剛也
企画部長	高垣	倫浩
人事課長	石田	智士
企画政策課長	西川	直孝
情報推進課長	駒井	康人
総務部長	林本	裕明
総務課長	吉村	浩尚
〃 主幹兼		
監査委員事務局長	堀川	雅樹
庁舎機能再編推進室長	吉田	和裕
管財課長	倉田	主税
生活安全課長	野地	幸一郎

財務部長	米田匡勝
財政課長	内蔵清
税務課長	高松和弘
市民生活部長	西川勝也
市民窓口課長	新澤明子
保険課長	増井朋子
総合窓口課長	芳仲栄治
人権政策課長	村田真也
保健福祉部長	中井智恵
社会福祉課長	山岡邦啓
介護保険課長	田中美菜
地域包括支援課長	西川進

〃 主幹

兼いきいきセンター所長	吉村和則
こども未来創造部長	葛本章子
こども未来課長	西川修
子育て支援課長	油谷知之
こども・若者サポートセンター所長	川崎圭三

〃 主幹 鬼頭卓子

産業観光部長	植田和明
商工観光プロモーション課長	増田智宏
建設課長	西川好彦

#### 6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	板橋行則
書記	神橋秀幸
〃	岩永睦治
〃	岸田聖士
〃	西邨さくら

#### 7. 付議事件（付託議案の審査）

議第36号	令和7年度葛城市一般会計予算の議決について
議第37号	令和7年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決について
議第42号	令和7年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決について
議第40号	令和7年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決について
議第38号	令和7年度葛城市介護保険特別会計予算の議決について
議第41号	令和7年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決について

- 議第39号 令和7年度葛城市学校給食特別会計予算の議決について  
議第43号 令和7年度葛城市水道事業会計予算の議決について  
議第44号 令和7年度葛城市下水道事業会計予算の議決について

開 会 午前9時31分

**藤井本委員長** ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会を開会をいたします。

今日から、令和7年度の予算、いわゆるあともう2週間ぐらいですか、新しい年度の予算を審議をしていただきます。この間、市長をはじめ理事者側で、令和7年度こういうまちづくりをしていこうということで作成をしていただきました案でございます。これを議会として、委員の皆様方、市民の方のことを思い、葛城市のことを思い、何がいいのかということでご判断をいただく大切な予算委員会でございますので、慎重にまた深掘りをして審議をしていただくようお願いをいたします。

委員外議員のご紹介をいたします。松林議員、柴田議員。

発言される場合は必ず挙手をいただきまして、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押し、赤いランプが点灯しているのを確認してからご起立いただき、マイクを近づけ発言されるようお願いをいたします。

葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おきをお願いをいたします。

委員会の会議進行については、適宜休憩を取りながら、理事者側の出席職員についても順次入替えを行いながら進めたいと思いますので、委員各位もご協力をお願いいたします。

発言につきましては簡単明瞭にいただき、会議時間の短縮にご協力ください。

ここで令和7年度当初予算を審査するに当たり、事前に進行及び審査の方法等について確認したいと思いますので、よろしく聞いていただくようお願いいたします。

まず審査の順につきましては、お手元に配付の予算特別委員会次第の記載の順番に1議案ごとに上程をし採決まで行います。次に一般会計及び特別会計の審査方法等については、お手元に配付の予算特別委員会、当初予算審査の方法日程資料1のとおり、一般会計予算については、まず歳出1款及び2款の説明を受け、その部分に対し質疑を行います。2つの部分に分けて職員を入れ替えながら質疑を行いたいと思います。1つ目の部分は予算書54ページ、2款1項総務管理費の最後までです。また、このときに全ての款の人事課担当の人件費の質疑も行います。2つ目の部分は予算書54ページ、2款2項徴税費から69ページの2款の最後までです。次に、3款及び4款の説明を受け質疑に入りますが、質疑については3つの部分に分けて職員を入れ替えながら質疑を行いたいと思います。1つ目の部分は予算書69ページから83ページまでの3款1項社会福祉費、2つ目の部分は予算書83ページの3款2項児童福祉費から103ページの3款の最後まで、3つ目の部分は予算書103ページから120ページまでの4款衛生費です。次に、5款、6款の説明を受け、質疑については先ほどと同様に、資料1に記載の3つの部分に分けて職員を入れ替えながら質疑を行いたいと思います。次の7款及び8款についても同様に行います。最後に9款から12款までの説明を受け、その部分について一括で質疑を行います。続いて歳入について説明を受け、質疑は一括で行いたいと思いますが、歳入また次の総括質疑については範囲が広がるございますので、歳入の前に休憩を取り、出席職員の調整を行いたいと考えておりますので、ご承知おき願います。その後、

総括質疑、議員間討議、討論、採決を行います。なお、総括質疑は市政全般に係るものとなりますのでご注意ください。また、委員の皆様におかれましては、歳入と総括質疑の質問票について以前に事務局から配付あったと思いますが、歳入または総括質疑の予定がある方は19日の予算特別委員会終了までに質問票の提出を事務局までお願いをいたします。

特別会計につきましては、歳出、歳入を一括で説明を受け、質疑を行い、議員間討議、討論、採決を行います。なお、水道事業会計予算と下水道事業会計予算については、収入、支出の順番で説明受けますので、ご了承ください。

次に、お手元に配付の予算特別委員会当初予算の進行及び審査方法について、資料2をご覧ください。1番と2番は先ほど説明させていただいたとおりでございます。3番については、後ほど資料3を説明する際に併せて説明をいたします。

続いて4番、質問項目は1回につき3問までとします。質疑回数については2回まで、従前どおり3回目は発言のみとなります。なお、答弁漏れがあった場合などについては、私の委員長の判断の下、この回数を超えて質疑を許可する場合もございます。5番、質問される方は委員長が指名いたしますが、関連質問である場合はこれを優先をいたします。6番、発言内容の制限として、会議規則第116条の規定により、発言は全て簡明にするものとしておりますので、質疑は簡単明瞭に行い、前置き、要望は議事進行上できるだけ慎んでいただきますようお願いいたします。7番、質問される場合は、予算書または予算案の概要のページ数と款、項、目の費目を述べてから質問していただくようお願いを申し上げます。8番、理事者側におかれましては、答弁者は必ず手を挙げて、委員長が指名した後、質問者が変わると共に、所属、役職名と氏名を言っていただき、簡単明瞭、的確な答弁をお願いいたします。変わると共に言っていただくといったことで、何回も言っていただかなくて結構でございます。なお、委員からの質問の趣旨や意図が理解しづらく、的確な答弁ができない場合には、質問内容の確認を行うようにしてください。質問内容の確認は、理事者側の反問権として認めております。また、答弁においては、予算の年度については、新年度予算は令和7年度予算、そして今年度予算は令和6年度予算等、できる限り具体的な年度で説明をお願いいたします。答弁者については、原則として部長または担当課長でお願いをします。課長補佐級以下の委員会室の入室は原則として認めておりませんが、理事者控室及び議場において委員会の音声聞こえるようにしておりますので、そちらで控えていただき、必要に応じまして委員会室入り口付近のマイクにより答弁をお願いをいたします。

最後に、お手元に配付の予算特別委員会時間配分表（資料3）をご覧ください。委員会を進めるに当たって、時間配分として予算特別委員会時間配分表に従って進めてまいりたいと思いますが、委員はじめ、理事者側もご協力をお願いをいたします。

ただいま申し上げました以上のことについて、何かご意見等はございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

**藤井本委員長** ないようであれば、そのように委員会運営を行うことといたします。

それでは、議案審査に移ります。

議第36号、令和7年度葛城市一般会計予算の議決についてを議題といたします。

本案につき、まず歳出の1款議会費、2款総務費までの提案者の内容の説明を求めます。  
米田財務部長。

**米田財務部長** 皆さん、おはようございます。財務部の米田でございます。

本日より、令和7年度予算のご審査のほうをよろしくお願い申し上げます。

それでは、議第36号、令和7年度葛城市一般会計予算書の1ページをご覧いただきたいと思っております。

まず初めに、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ194億5,600万円と定めるものでございます。次に、第2条の債務負担行為については、7ページの第2表をご覧いただきたいと思っております。また、第3条の地方債につきましては、8ページの第3表で明記をしております。第4条の一時借入金につきましては、借入れ最高額を35億円と定めるものでございます。また、第5条では歳出予算の流用についてを規定するものでございます。

それでは、歳出1款議会費及び2款総務費でございます。時間短縮の観点から目ごとの主な事業費についてご説明のほうをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず予算書の30ページをご覧いただきたいと思っております。1款議会費、1項1目議会費では、令和7年度予算額1億6,947万6,000円でございます。人件費では、議員14人の報酬、また職員6人などで1億3,149万3,000円、また議会運営費運営事業では3,465万5,000円でございます。

次に、32ページでございます。2款総務費、1項1目一般管理費で6億9,130万2,000円でございます。人件費では、特別職2人、また職員63人など5億5,622万2,000円、また一般管理事業（人事課）では6,198万円、35ページの上段で、総務課で1,218万8,000円、管財課では932万7,000円でございます。36ページ上段、人事管理事業で794万3,000円、38ページの上段でございます。入札・契約事業で636万9,000円、総合窓口事業で1,178万4,000円でございます。

39ページに移っていただきまして、2目の文書広報費では1,489万1,000円、主には広報発行事業で1,136万6,000円でございます。

40ページをお願いいたします。3目会計管理費で2,049万3,000円で、会計管理事業に要する経費でございます。下段の4目財産管理費では11億5,097万1,000円、新庄庁舎管理事業で1億6,484万3,000円、41ページの當麻庁舎管理事業では1,041万3,000円、42ページの市有財産管理事業で9億7,046万2,000円でございます。

44ページに移っていただきまして、5目電子計算費では2億5,934万4,000円、主には電算システム共同化推進事業で2億4,729万4,000円でございます。

45ページの中段で6目地域情報化推進費で4,776万3,000円で、イントラネットシステム整備事業で4,459万5,000円でございます。

46ページの下段に移りまして、7目交通安全対策費では2,934万4,000円で交通安全対策事業で761万4,000円、また48ページの中段、交通安全施設整備事業で1,680万円でございます。

次に、8目自治振興費では1億8,824万4,000円で、公共バス運行事業で9,366万6,000円、

49ページの中段でございますまちづくり一括交付金事業で5,384万円、50ページの上段、街灯管理事業で1,870万円でございます。

次に、9目企画費でございます。4,296万9,000円で、企画政策事業で1,542万3,000円、52ページの中段、空家等対策事業で590万9,000円でございます。53ページの中段では、市制20周年記念事業で1,262万4,000円でございます。

次に、10目公平委員会費では22万3,000円でございます。

めくっていただきまして、54ページをお願いいたします。11目の防災行政無線管理費では1,684万8,000円で、防災行政無線管理事業でございます。

12目の有線放送管理事業では950万3,000円でございます。

2項1目税務総務費で1億9,205万7,000円で、人件費で職員16人など1億1,607万6,000円、56ページの中段でふるさと応援寄附事業で7,000万円でございます。

次に、2目の賦課徴収費では8,948万4,000円で、賦課管理事業で2,657万5,000円、57ページ下段、固定資産税賦課事業で3,172万8,000円、58ページの中段、諸税徴収事業で2,049万9,000円でございます。

59ページの中段、3目過年度支出金では1,300万円、前年度の増額でございます。

続きまして、3項1目戸籍住民基本台帳費では1億928万9,000円で、人件費で職員4人など3,463万2,000円、60ページの上段で、戸籍住民基本台帳事業で3,901万7,000円、下段の個人番号カード関連事業で3,564万円でございます。

61ページ下段に移りまして、4項1目人権啓発費で3,195万5,000円で、人件費で職員3人など2,258万円、62ページ、人権啓発事業で762万6,000円でございます。

64ページに移っていただきまして、5項1目選挙管理委員会費では63万2,000円でございます。

最下段の3目参議院議員選挙費では3,039万9,000円の皆増でございます。

また、66ページ4目市議会議員選挙費におきましても4,428万5,000円の皆増となっております。

67ページの下段をお願いいたします。6項1目統計調査総務費で98万7,000円で、統計調査事業に係る経費でございます。68ページの上段、2目基幹統計費では1,714万2,000円で、基幹統計事業で1,642万2,000円でございます。

下段の7項1目監査委員費では2,593万4,000円で、人件費、職員3人など2,504万8,000円でございます。

以上をもちまして、1款議会費、2款総務費の説明を終わらせていただきます。ご審査賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**藤井本委員長** ただいま説明を願いました部分に対する質疑に入りますが、冒頭先ほど申し上げましたとおり、2つに割ります。初めに予算書54ページ、2款1項総務管理費の最後まで部分と全ての款の人事配置等の人件費に関する質疑に入ります。このところ、ページ数ご注意ください。

質疑ございませんか。

坂本委員。

**坂本委員** おはようございます。今日もよろしくお願ひします。歳出について、まず簡単に2点ほどお聞ひします。34ページですけれども、2款1目一般管理費、17節備品購入費、公用車購入費、予算書では665万6,000円となっております。予算の概要ではちょっと違ひてましたけれども、これ市長の公用車だと思ひますけれども、これを替へられる理由と、車種は何に替へられるのかお聞ひしたいと思ひます。

もう1点、同じ、38ページ、予算の概要で言ひますと11ページの総合窓口事業、1目報酬というところですが、会計年度任用職員の報酬等、これが6年度予算に比べて7年度予算が大幅に増えております。これは何人増やされて、どういふ仕事をしてもらふ人たちなのか、その点をお聞ひしたいと思ひます。

**藤井本委員長** 石田課長。

**石田人事課長** 人事課、石田です。よろしくお願ひいたします。

1つ目の質問、一般管理事業の備品購入費についてなんですけれども、こちらご質問のとおり、市長車の買換えを検討しているものでございます。現在の車がもう22年経ちまして、21万キロということで買換えを予定するものでございますが、車種にいたしましては、現在使用しているクラウンを買い換へる、後継機というんですかね、現在のクラウンの同等のトヨタ車のアルファードを、グレードがZというものを想定しております。

以上です。

**藤井本委員長** 芳仲課長。

**芳仲総合窓口課長** 総合窓口課、芳仲です。よろしくお願ひいたします。

会計年度任用職員の経費が増えたということでございますが、現在、総合窓口課におきましては3名の会計年度任用職員が勤務しております。令和6年度につきましては、このうち1名を総合窓口課の予算として、残りの2名につきましては市民窓口課のほうで予算計上していただいております。令和7年度につきましては、この分を3人まとめて全員分、総合窓口課のほうで予算計上したこと、それとあとマイナンバーの更新手続のほうが増えるというので、その関係上、午前中がどうしても来庁者が多い関係上、午前中だけ勤務いただく方を1名増員で要望させていただいております。それが増加となった理由でございます。

業務の内容につきましては、諸証明の発行であるとか住民異動の手続関係、あとマイナンバーの手続関係を主にさせていただいております。よろしくお願ひいたします。

**藤井本委員長** 坂本委員。

**坂本委員** ありがとうございます。クラウンからアルファードに替へられる、このアルファードは結局ハイブリッドの車種なんですか。それとも普通のガソリン車になるんですか。

その点をちょっと聞きたいのと、それから2点目の会計年度が増えたというのは1名だけ増えて、その分、費用が増えてるということで、これは理解いたしました。

それで、その公用車の分だけちょっとご返事お願ひします。

**藤井本委員長** 石田課長。

石田人事課長 人事課、石田です。よろしくお願ひします。

ハイブリッドを想定しております。

以上です。

藤井本委員長 坂本委員。

坂本委員 分かりました。ありがとうございます。

藤井本委員長 会計年度職員のところ、割り振りが変わったということで変更になってるので、半日  
の人が1名増えたからこうなったというもんじゃないんですよね。ちょっと確認だけして  
おきたいと思います。

芳仲課長。

芳仲総合窓口課長 今おっしゃっていただいたように、もともと3名いております。うち1名を総合  
窓口課の予算として見ておりましたので、あとは2名を市民窓口課、その分をまとめて総合  
窓口課のほうで3名分を見るというふうな形になりますので、それで形上増えていると。そ  
れとあと、実際の増員1名分につきましては、半日勤務いただく方の分だけという形になり  
ます。

以上です。

藤井本委員長 確認しておいてください。ほかに。

吉村委員。

吉村委員 私も関連があつたんですけど、関連で1個だけ確認させてもらいます。総合窓口課の件な  
んですけども、マイナンバーカードの更新時期ということで、5年経ってますんで更新時  
期だというふうに思うんですけども、これ国が主導をしているものですので、いわゆる国  
からの補助について、これはあるかと思うんですが、それだけ確認させてもらいたいと思  
います。

藤井本委員長 芳仲課長。

芳仲総合窓口課長 総合窓口課、芳仲です。よろしくお願ひします。

今お問ひの補助の対象かということですが、この半日勤務をいただく方1名、それと  
あと3人中の2人、合計3名分、これは個人番号カード事務の補助金の対象としております。  
以上です。

藤井本委員長 いいですか。3名が対象になっている。

増田委員。

増田委員 それでは、先ほどの坂本委員の関連で、備品購入費公用車購入665万6,000円と、先ほど説  
明ありましたようにアルファード、ハイブリッド。後からというか、全体のお考えも聞きた  
いんですけども、一応ハイブリッドで、ほかの予算書見てますと、皆そういうふうな機種を  
選ばれてると。これはもう全体、今後の公用車購入に当たってはトラック以外は全部ハイブ  
リッドでいこうというふうなお考えがあんのか、これ1つ。

それからもう一つは、よく似た車が、今現在、公用車として存在するはずなんですよね。  
前市長が利用になられてた公用車、そんなに走行距離も経年も経ってない、導入からね。そ  
んなに、ほかの部署で利用されてるというふうに感じない。あれがあるにもかかわらず、長

年使っていただいているというのはすごくよく分かりますし、買換えの時期やなというのもすごくよく分かるんですけども、ああいう車がありながら更新する必要があるのかと、利用できないのかと、そこをお聞きします。

**藤井本委員長** 2点。

倉田課長。

**倉田管財課長** 管財課の倉田でございます。よろしく申し上げます。

まず全体的な今後の公用車の購入の車種についてでございますが、電気を充電できるような施設、そうでない施設、あと事業課がそれぞれ用途を持って車を購入していくというふうになります。ただ、取りあえず環境問題等もございまして、市としてはPHEVなり、EVなり、ハイブリッド車、それからそうでない車、いろいろ幅広く購入していくという形になろうかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

**藤井本委員長** 石田課長。

**石田人事課長** 人事課、石田です。よろしくお願ひいたします。

もう1台というのはオデッセイのことかなと思うんですけども、そちらにつきましては現在、副市長車、副市長の送迎であったり、また多人数、7人乗りですんで職員が多く同日に出張するときに主に使用しております。

以上です。

**藤井本委員長** 増田委員。

**増田委員** まずハイブリッド、私、ハイブリッドを導入されるに当たって、環境問題、ゼロカーボンシティ宣言、そういうふうなことも、それにある程度近づくという目的、それからコスト面でいろいろ倉田課長は説明いただきましたけれども、コスト面で、従来の車よりも10年この車に乗ることによって初期投資に対するコストの試算をすればこちらのほうが幾分安くなったと、こういう試算による理由とゼロカーボンによる理由と、こういうふうな根拠があれば、これはもうもろ手を挙げて全部もう今後皆ハイブリッド化すればいかがですかみたいな判断基準にもなんのかなと思うんですけど、そういう試算がされておるのか、導入による効果、それが試算していただいているのであればお聞かせを願いたいということ。今の主流でだけじゃいかがなもんかなというふうに思います。

それから、副市長公用車ということで、今、従前の公用車を利用されていると、こういうことですね。分かりました。

では、もう一度そのハイブリッドの試算について。

**藤井本委員長** 倉田課長。

**倉田管財課長** 管財課の倉田でございます。

試算等はあまりできてないというのが現状なんですけども、今、職員が事業用に買っている車の主な車種が軽自動車でございます。軽自動車につきましてはそういうハイブリッド系、PHEVという車種がございません。庁舎によって、外部もそうなんですけど、充電設備ができるようなものについてはEV車、それからそうでないところについては仕方なくガソリン車というような形で選定しているというところでございます。

以上でございます。

**藤井本委員長** 増田委員。

**増田委員** これ大きく、車のガソリンからそういう燃料が変わる時期やと思うんです。やっぱり大きく変わりますんで、ここんところはやっぱりメリットというんですか、効果というんですか、その試算というのはしていただいといたほうが良かったんじゃないかなと、長い間使っていただく道具ですんで、導入根拠というものをもう少し明確に試算していただけたらなというふうに思いました。終わりです。

**藤井本委員長** ほかに。関連。

谷原委員。

**谷原委員** 公用車の件で関連でお聞きしますけれども、今、副市長に公用車ということでお伺いしたんですが、この自動車規定があります、葛城市の。そこに、他市なんか見ると、公用車の中でも専用車、例えば市長だけが使う専用車というふうな形で規定しているところもあるんですね。葛城市は、副市長も公用車として充てると、専用車の1つとして充てるというお考えなのか、これちょっと確認です。

**藤井本委員長** 石田課長。

**石田人事課長** 人事課、石田です。よろしくお願ひいたします。

あくまで主というお話でして、先ほども言いましたが、例えば多人数乗れますので、多くの職員が一斉に移動するときとか、また団体のそういった出張とか随行とか、そういったときに使用させてもらっておるものでございますので、あくまでも専用車というそこまでのものではないというご理解をしていただければと思います。

**藤井本委員長** だから、先ほどご答弁で、副市長の専用車に近いような言葉がありましたから、そこについては訂正をされますか。じゃあ訂正してください。

**石田人事課長** 主に副市長も乗られますが、団体の移動であったり、複数の職員の移動であったりというところに使っております。

以上です。

**藤井本委員長** ということでですね。訂正されました。

谷原委員。

**谷原委員** 公用車というのは一般の職員も使えるし、我々議員も使わせていただくことがありますので、それはその一般の中に副市長も入っているという理解でいいでしょうか。それだけなんです。例えば教育長もいらっしゃるし、どこまで特別職に公用車を充てるんだというふうになったときに、市長は専用車だろうと思いますが、そこをちょっと確認したかっただけなんです。

**藤井本委員長** ほかに関連ないですか。ほかに質疑ないですか。

吉村委員。

**吉村委員** それでは、予算書の36ページについて2問と、それから39ページについて1問お伺いをいたします。

まず、36ページ、2款1項1目一般管理費、2節委託料、職員採用試験委託料175万2,000

円についてお伺いをいたします。先週、令和6年度の補正予算がありまして、当初予算から減額した理由をお伺いしましたら、まず受験者数が当初見込みに対して少なかったということと、それからあと2次試験の方法、小論文から面接に切り替えたためというふうに伺いました。令和7年度の採用試験の見込み人数、当初予算でこれだけを見込んでいたというのをお聞かせ願えたらと思います。

それから2つ目なんですけど、同じく2節委託料の職員研修委託料103万4,000円についてお伺いいたします。これ令和6年度当初予算が63万7,000円でしたので、おおよそ40万円増額をしております。増額の理由ですね。それから、新しい研修を始めるというのがもしあるのであればお聞かせ願いたいと思います。

それから39ページ、総務費の1項2目文書広報費、2節委託料、放送委託事業のラジオ放送委託料10万9,000円についてお伺いいたします。これにつきましては、令和6年度予算案の概要を見ましたら、今年度、コミュニティFMラジオ局、FMヤマトやと思うんですけども、これによってラジオを通して葛城市のイベント等、市政情報を発信し周知するための費用経費というふうにあります。この令和7年度予算が令和6年度当初予算よりも半分以上減額されておりますけれども、この理由についてお伺いをいたします。

**藤井本委員長** 石田課長。

**石田人事課長** 人事課、石田です。よろしくお伺いいたします。

1つ目の職員採用試験委託料のご質問ですが、こちらについては令和7年度につきましては一次試験の受験者330人を見込んでおります。

次、2つ目のご質問の研修の費用の増額理由と新しい研修はというお話かと思いますが、令和7年度につきましては、令和6年度は研修の講師謝礼でお支払いしていたものを委託契約で進めていこうかなということで、その面で委託予算額が増えているものでございます。

新しい研修ということでして、令和7年度につきましては通常の研修も実施するんですが、新たには労務管理関係法ということで、こちら会計年度に任用される際のいろんなそういった法律といいますか、そういったことの研修を現在計画しております。

以上です。

**藤井本委員長** 西川課長。

**西川企画政策課長** 企画政策課の西川です。よろしくお伺いいたします。

まずこの減額になっている理由なんですけども、令和6年度につきましては通常の今、毎月第3金曜日の12時から12時14分まで放送しておりますWe Love 葛城市！ということで、まず10万9,000円、令和6年度についてはそれプラスアルファということで、芝桜まつりと記念式典のときに54分の生中継を行ってございました。この放送分を6年度は計上しておりましたが、7年度につきましてはこの部分を見直しまして、通常の毎月第3金曜日のWe Love 葛城市！のみというところにしたところでございます。芝桜まつりにおいて、もしFMラジオ放送が必要だということであれば、毎週土曜日12時から1時54分まで、道の駅かつらぎがスポンサーとなっております歌謡曲だよ人生はということで番組をされておりますので、この番組を利用することも可能ということで判断したために削減したもので

ございます。

以上でございます。

**藤井本委員長** 吉村委員。

**吉村委員** 今度、まず職員採用試験委託料については330人見込んでおられるということで、多くの受験者が来られるようお願いしているところなんです。令和6年度についてこの補正予算のときに伺いました、令和5年度に比べ63人増えてたというふうなことで、これはもうグッジョブやなというふうに思うんですけども、これ大学受験で私立大学なんかがよくされる手なんです。ライバルが今回、葛城市が前倒ししたことによって受験者数が増えたということなんですけども、ライバルが前倒ししたら、当然、前倒し、ほかの自治体もされるということも予想されるかなというふうに思うんですけども、令和7年度、これ以外にちょっと新たに工夫したいというふうなことがあれば、受験者を増やすために工夫したいというふうにご検討をお願いしたいなというふうに思います。

それからあと職員研修委託料につきましては、講師謝礼を委託のほうに変えたということで、これは承知いたしました。これが理由であると。

それから会計年度任用職員の労務関係法のそういう研修も新たにされるということも、承知いたしました。引き続き、これにつきましては職員の皆さんの資質向上、能力向上に取り組んでいただきたいなというふうに思います。

それからあと、FMヤマトのこのラジオ、去年は芝桜まつりの生中継分があったんですけども、今回は令和7年度は定期放送のみになるというふうなことで承知いたしました。

ところで、ちょっとこれを見て私、思ったんですが、今、例えばSNSとかでアプリとか入れてもらって情報を飛ばしたりとかということはあると、それは大変便利になっていると思うんですけども、若い人たちとか得意な方はいいと思うんですが、どうしてもやっぱり年配の方がなかなか難しいという部分もあるかと思えます。

また、私、一般質問でBCPについて質問させてもらいましたけれども、やはりこういう突然の災害とかが起こったら、スマホなんかの情報飛んでくるときには、基地局とかが倒壊してしまうとこの情報が来なくなってしまう。それに対してFMというのは、総体的に発信局さえ大丈夫であれば情報発信できますので災害に強いというふうに考えているので、私はもっとFM放送というんですか、これを利用したらいいんじゃないか、利用する手があるんじゃないかなと思うんです、特に災害等に関しまして。これについてちょっとお考えをお聞かせいただいたらなと思います。

**藤井本委員長** 2点。

石田課長。

**石田人事課長** 人事課、石田です。よろしく申し上げます。

ご質問のありました令和7年度の採用の工夫というところかと思いますが、ご質問のとおり、もう自治体がそれぞれの採用活動を強化されているというところがございます。葛城市につきましては、職員管理システムというものを導入いたしまして、そこによる職員採用専用ページというところによって、動画であったりブログであったり、そういったところで

葛城市で働くことの魅力というのをPRしてまいりたいと考えております。

以上です。

**藤井本委員長** 西川課長。

**西川企画政策課長** 企画政策課、西川です。

現在、FMヤマトとは、この災害時における放送に関する協定というものを締結しております。災害時におきまして、緊急情報であったりとか防災情報、こちらをFMラジオで発信することが可能になります。このラジオ放送は携帯電話とは異なりまして、やっぱり災害に強いという一面もあり、有事の際に安定した情報源となると市としても考えております。市民の方にとっては、平時よりこの情報源の1つということで認知していただきたいということを考えており、その手段として先ほど申し上げましたこのWe Love 葛城市！という番組を認知していただいて、視聴者をどんどん獲得したいなと考えておるところでございます。

以上です。

**藤井本委員長** 吉村委員。

**吉村委員** 職員採用試験につきましては、動画とかブログとか、これ恐らくもう葛城市を受けたいなという人には刺さるところだと思いますので、しっかりとやっぱりこの公務員の仕事というのは給与面とか待遇面はもちろん、それもあろうかと思いますが、やっぱりやりがいというんですか、そういうふうなところがしっかりと伝わって受験生の獲得につなげていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

それからあと、ラジオにつきましてはFMヤマトときちっともう既に協定を結んでいらっしゃるということですので、承知いたしました。これから防災等、いろいろとまた活用していただきたいと思います。また、We Love 葛城市！につきましては、私もちょっとみんなに周知したいと思っております。

以上です。

**藤井本委員長** ほかに。関連。

川村委員。

**川村委員** よろしく願いいたします。吉村委員の関連で、職員の研修事業についてお伺いをいたします。今、職員の研修、年間いろいろ受けていただいているわけですが、全員の受けるもの、それから特にそれぞれ選別されて受けるもの、毎年やっているもの、今回なんか労務管理と言われたので、それは毎年じゃないと思うんですけれども、ちょっとそこを先にお知らせいただけますか。

**藤井本委員長** 石田課長。

**石田人事課長** 人事課、石田です。よろしく願いいたします。

まず全員が受けるもので毎年実施しているものとしたしましては、接遇研修、コンプライアンス研修、そしてハラスメント研修、毎年実施しておりますが、対象者を若干絞っているもので言いますと、人事評価研修であったりというのも実施しております。また、その他個別にといいますか、対象は全員ですけれども必須ではないという意味では、またワークライ

フバランス研修であったり、そういったハードクレーム研修であったり、メンタルヘルス研修、こういったものも実施していく予定でございます。

以上です。

**藤井本委員長** 毎年やっているものとか、何年かに1回やってるとかいう意味で聞いてはると思うんですけど。

石田課長。

**石田人事課長** 人事課、石田です。

毎年実施しているものといましては、接遇研修、コンプライアンス研修、ハラスメント研修、人事評価研修というものを実施しております。

以上です。

**藤井本委員長** 川村委員。

**川村委員** 毎年やっていただいているものということで、全員がこの時間を業務中に何時間ぐらい割くかということなんですけども、まずそれが、成果というところが一番問題でありまして、そういうことについて検証されてるか。接遇研修、コンプライアンス研修は非常に私は行政の課題、コンプライアンスについては非常にこれまでもいろんな課題があってこれを導入された。それから、ハラスメントというのも、最近やっぱりこの問題につきましては全国的にもいろいろと問題になって、今、名札を、ネームプレートもカスタマーハラスメントとか、やっぱりそういったこともいろいろと受けた状況の中でその研修は必要やということで、これもそんなに古くやっているわけではないと思います。本当に限られた中で全員が受けていく必要があるのかなのかということについて検証されたことがありますか。私、これ大事なことやと思うんです。毎年毎年、接遇研修、どんな接遇研修を繰り返し繰り返しやることによってどんな成果があるかというのがしっかりと検証されているか。ワークライフバランスとかメンタルヘルス、これ、これからもやると。行政の課題がいろいろとその年に問題が出てきたときに、課題が出てきたときに、それに応じて全員がこの新しい課題に向けて研修をするというのが効果的ではないのかなと私は思うんです。だから、いろいろとたくさんメニューが増えてきて、その研修をこなしていく時間があるのか、それによって成果があるのか、その研修を受けた後に、それぞれの職員がそれについての研修成果についての自分に取り入れたものとか取り込んだものとかということの報告があるのか、その辺りもちょっと教えていただきたい。

**藤井本委員長** 石田課長。

**石田人事課長** 人事課、石田です。よろしくお願いたします。

継続している研修というところで、接遇研修のところをお話しされたと思うんですけども、接遇につきましては時代や社会の変化とともに変わっていくものでございますので、毎年継続して実施することによってそのスキルが蓄積するものであると考えております。令和6年度につきましては、従来と若干変えまして、基本編と応用編、対象者を分けまして、そういったことでいろいろ工夫をしているところでございます。

研修の成果なんですけども、研修終了後にアンケートで感想を皆さんから聞いておりま

す。そういったところで実施したところで評価して、いろいろと検討して工夫しているところでございます。すいません、検証ですね。アンケートを取って、その研修の成果と、満足度とございますか、そういったところでいろいろと人事課のほうで検証し、このやり方でいいのかどうかというところをもって、令和6年度につきましては接遇研修を、先ほど言いました基本編、応用編というところの階層別を実施いたしましたところでございます。

以上です。

**藤井本委員長** 聞いてはるのは、受けてはる人のアンケートですやんか。その接遇研修を受けました、それでその職場が改善という言い方がいいのか、効果が出てんのかということ聞いてはると私は思っとるんやけど、今のお答えだと、受けた人のアンケートやというんじゃないで、上から見てどうや、全体として見てどうやねんということを検証されてるのかということやと思ってます。

石田課長。

**石田人事課長** 人事課、石田です。よろしく申し上げます。

接遇研修の効果ということで、それを数字で表すのはなかなか難しいかなと思うんですけども、実際そういったいろんな意見とか、そういったものが皆さんから、市民からご意見があれば、そういったことで対応していきたいと思えますけれども、現状今のところ、そういった大きな接遇に関して私のところに聞いているものでは、ございませんので。

以上です。

**藤井本委員長** もう一回、それじゃあ私、回数結構ですから。

川村委員。

**川村委員** いや、接遇だけじゃないんですよ。検証というのは、もうちょっと詳しく言えば良かったんですけど、要するに行政で今、課題になっていることについて研修もしていくわけですわ。それについて、今、上席はやっぱり何でこの研修をしないといけないかという課題を持って研修をしてもらわねんやんか。そしたら、それについてその効果があったのかないのかというのは、それぞれ所管で、例えば今、接遇だけと言われたから接遇聞きますけど、市民の窓口対応とか、市民からその市役所に対して、何かもうちょっとこんなふうには例えば指導してくれたらいいのにとか、もうちょっと丁寧に教えてくれたらいいのにとか、それから税に対してとか、いろいろとそのときそのときに非常に市民の不満というのがあるじゃないですか。それというのは目の当たりに重積されてますでしょう。そういうことに対してどう対応していくのかと、接遇の部分ではそこが大事なことであって、何が足らなかったんか、市民に何、満足感を与えられへんかったんかとか、そういうことは今のように毎年毎年そのスキルが蓄積されていくというならば、それぞれの所管の中で上席が見て、窓口対応というのはこんなふうにはやっていくといいよというようなそういう検証をして、そこに波及してるかということ私を聞いてるんです。それが大事なんです。帰って、ためになりました、ためになりましたと本人が思ってるんやけど、それがその課としてどういうことをこれからやって、そういう対応について何が足らんかったと思う、何が市民からクレーム来たと思うというようなことについて、やっぱりそこが大事なんと違うかなと、接遇という意味ではね。

それでスキルアップしていったって、その方は上手に市民窓口との対応ができていくわけで、結構、市会議員というのは市民から窓口対応についての、一生懸命やっていたというのは分かってるんですけども、何かこう理解し得ないもの、市民が不満になって帰ることということについてのご相談がやっぱりあるんです。そんなことに対してどう対応していくかというのを、それが一番検証されて大事な研修成果じゃないのかなというふうに思うんです。接遇接遇と言ってらっしゃいますけど、でもコンプライアンスもありますよね。労務管理なんかは、やっぱりこれから新しいことで、今、時間外勤務ということも非常に問題になってる中で、その労務管理をしていくということが課題になってやっていくわけですよ。それを研修を受けて、じゃあどうやっていこうかというような、そういう成果を、成果というか研修成果を受けて、それぞれの課が全体にミーティングをして、うちもこだけ時間外が多いんやとかというふうな話になってきて、そしたらその労務管理全体、今、私一部言いましたけども、全体としてどうやるべきかなというのは、研修を受けた者同士が、うちの庁内でどうしていくというて話し合うことが大事やと思うんですよ。そこがしっかりした研修成果やと私は思ってるんですけども、そういうことについての成果、個人が受けるものじゃなくて庁内全体でその課題をどうしていくかというのが一番の成果であると思ってるんですけど、それについてのご所見、市長でもいいし、どちら、部長でもいいし、ちょっとそこを教えてくださいませんか。

**藤井本委員長** 高垣部長。

**高垣企画部長** 企画部、高垣です。よろしく申し上げます。

ただいまの川村委員のご質問なんですが、組織全体でのその研修成果を出すのはなかなか課題だろうと思うんですが、個別にその個人が受けたものをどのように評価するかという点では、人事評価の考え方に反映させていただいているのが現状でございます。実際に、主査、主事級などの項目では、市民志向で好感の持てるマナー、態度、身だしなみ、接遇という項目もございますので、そのような中での評価は可能かなと。ただ、今おっしゃいましたように、全体で広げていったり、組織としてのボトムアップはちょっと課題かなと今のところは感じておるところです。

以上でございます。

**藤井本委員長** 川村委員。

**川村委員** 人事評価、その人事評価をその子が受けた、自分の成果として受けて仕事をしていきます。それを上司が評価していきます。このときに、その子が気づいてなかったり、職員が気づいてなかったりしたら、ずーっとその子はその評価のままなんですよ。やっぱり上席が、こういうとこあかんかったで、こういうとここれからようにしていくべきやでというようなことがトレーニングされていくと、その子の人事評価は上がっていくと思います。だから、そういう指導も含めた庁内全体のそういった働きかけというのが一番成果につながると私は思います。このことについてもう言っぱなしですけども、これからももうたくさん研修をやらな、これたくさん研修はうちの葛城市の行政の課題やと思ってます。だから研修すると思ってます。だから、その成果、その費用対効果、しっかりと出していけるように頑張る

やっていたきたいというふうに思います。もう意見として言います。

**藤井本委員長** 意見、要望をお願いします。

ほかにないですか。

西川委員。

**西川委員** おはようございます。41ページです。2款総務費、1項4目12節測量設計等委託料と14節工事請負費なんですけども、これ予算の概要書でいくと11ページと12ページのところになるんですけども、設計委託料に関しましては新庄庁舎トイレ改修工事などと書いてるんですけど、工事監理費も含めて設計委託料という形になっております。これの、総建の協議会ではお話をちょっといただいておりますけど、予算のほうでどういうことをするかということをお話していただきたい。

それと14節の工事請負費、これ12ページになります、概要書でいうと。これについても、概要書のほうにざっくりと書いておられます。この工事の内容、新庄庁舎の工事の内容をちょっとお伺いをいたします。

**藤井本委員長** 倉田課長。

**倉田管財課長** 管財課の倉田でございます。よろしくお願いします。

まず測量設計と工事の施工についてでございます。これは主に新庄庁舎のトイレに関するものでございまして、この庁舎も築38年が経過いたしまして、時代の変遷とともにトイレに関する考え方も利用者のほうも変わってきておまして、建築当時とは徐々に変わってきております。建築当時につきましては和式トイレのほうがいいというような時代でしたが、今は洋式化の流れが押し寄せておまして、その洋式トイレが少ないというところもありまして、1階を基本的に変えていきたいと。トイレブースもかなり劣化も進んでおまして、その辺は変えていきたいというふうに思っております。特に1階につきましては、女性用のトイレが和式が1つというところもございまして、その辺、抜本的に改修していきたいと。男子トイレも多目的トイレも刷新しまして、トイレをユニバーサル化いたしまして、いろいろな機能を分散させまして、今、多目的トイレに一極集中しているものもございまして、その辺は回避していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**藤井本委員長** 倉田課長。

**倉田管財課長** 予算的には、測量につきましてはその設計でございます。施工につきましては、トイレの改修工事というふうになっております。

以上でございます。

(発言する者あり)

**倉田管財課長** 工事につきましてはエレベーターの改修工事、それから電話の交換機に録音機能が付いたものを付けようというふうに予定しておりますので、その電話の録音機の交換の改修工事費を盛り込んでおります。

以上でございます。

**藤井本委員長** 西川委員。

**西川委員** 大きくは工事は3つの工事の請負が入っているということで、これちょっと設計のほうなんですけど、工事は3つあるんですけど、設計のほうは設計の委託料というところなんですけど、これについては新庄庁舎のトイレ改修工事だけというふうに認識をしておるんですけど、それでいいのかというところと、あと協議会のほうでデザインビルドを採用したいという、設計施工でいくという話を、違ったか。その辺ちょっと、この予算で、要はデザインビルドいうたら設計施工なんですね。僕は、基本的にはこの設計と施工というのは分けとかなあかんというふうに思ってますので、この契約の方式をどうされるかというところ、発注の方式をどうされるのかというところをこの予算書で読み取れなかったんです。例えばプロポーザルをされて、設計事務所と施工会社と組んで、それぞれに、それぞれというか一緒になってプロポーザルをして、委託契約はそっちで結んで、工事請負はこっちで結んで、何かこの予算書と最初にデザインビルドとの整合性が取れてないような気がするんですね。その辺の方式をどう考えてはるのかなというところをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

**藤井本委員長** 倉田課長。

**倉田管財課長** 管財課の倉田でございます。

トイレの設計の業者の選定方法につきましては、現在、決定事項ではございません。この委員会ではいろいろな関係者の方が見られてるというふうに認識しております。入札事項の事前の情報についてということになりますので、事業者に対する公平性と入札事務の支障となるというおそれがございますので、答弁は控えさせていただきます。いずれにいたしましても、適正な方法で事業者の選定を行いたいというふうに考えております。よろしくお願ひします。

**藤井本委員長** 西川委員。

**西川委員** そうですね。ちょっとごめんなさい。そやから、自分の考えだけ言うときますね。いくらやっぱり早くしようと、例えば一刻も早く市民の方にきれいな温便座であったり、乾式化の床ですることであったり、洋式化であったりということは必要なことかもしれませんけども、こうやって予算でしっかりと設計管理委託という予算を付けておられます。工事のところは、施工の工事費で付けておられますので、品質管理というのがやっぱり必要やと思います。そこについては、やっぱり設計をしっかりと行って、工事監理もしっかりと工事請負されたところに要は委託をされるわけですから、理事者のほうからその設計事務所のほうに委託をされて、その代わりに見てくださいよと、しっかりと品質管理を見てくださいよというところになるので、できたらこういう案件については設計は設計で発注をされて、施工は工事請負する入札をされるにしろプロポーザル形式にされるにせよ、工事は工事で発注をされる、そのほうが望ましいと私は思っているところがございますので、くれぐれもご一考をさせていただいて、その品質管理、やっぱり工期もそうなんですけど、その品質管理とあと価格も、もしかしたらデザインビルドのほうで圧縮をされる可能性はあります。それは分からないですよ、それはね。ただ、品質管理というところの面に関しまして、やっぱり市の考え方というのはしっかりと考えてほしいなというところで意見として申し上げておきます。

**藤井本委員長** ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前10時40分

再 開 午前10時46分

**藤井本委員長** 休憩前に引き続き、会議を再開をいたします。

関連で。

谷原委員。

**谷原委員** 関連で、新庄庁舎のトイレ改修についての予算のことについてお伺いします。これから、今、予算ですから、まず予算のことについてお伺いしますが、今、當麻スポーツセンターのトイレ改修について、今回は工事費の請負費が計上されてますし、前年度は設計料も前年度執行されて、今年は工事の監理と工事請負費が上げられてるんですが、予算案の概要では60ページを見ると、當麻スポーツセンタートイレ改修工事設計業務委託料及びその工事監理、工事請負の基本額が書いてあるんですが、この工事監理料、こちらのほうもバリアフリー化ということでやってるんですけども、この設計と工事監理の費用を見ますと、こちらの予算書で言うと41ページの新庄庁舎のトイレ改修の設計委託、それから工事監理料も入ってるのかもわからないですけども、少し金額が大きく違うので、こちら辺がどういう見積りになってるのか、担当部課によってだいぶこの工事の予算の見積もりが変わってくるのも、ちょっとよく分からないところなのでお願いしたいと思うんです。具体的な金額を言いますと、當麻スポーツセンター管理運営事業のほうは設計委託で525万2,000円、工事監理委託料が387万円で、両方合わせて大体900万円程度。改修工事そのものは5,300万円余りということになっておりますが、新庄庁舎のトイレ改修については設計等委託料となっておりますので、これちょっと内訳、エレベーターの関係のこともあると思うので、そこも入っているとすれば、新庄庁舎のトイレの設計委託料がどうなってるのか、あるいは工事請負費の中に管理委託も入っているのか、この明細が予算書の中からちょっと分かりにくいんですね。これを切り分けて、どうなっているのか教えていただきたいんです。エレベーターの修理もあつたりするので、一緒になっている金額になっているかと思しますので、ちょっと明細をお願いしたいと思います。

**藤井本委員長** 倉田課長。

**倉田管財課長** 管財課の倉田でございます。

測量設計委託料につきましては、主要事業の概要書に載せさせていただいております。1番の新庄庁舎の管理事業の(5)番です。そこにトイレの設計と工事監理費の内容を載せさせていただいております。エレベーターにつきましては工事監理料はここには含んでないということでございますので、その辺ご理解いただければというふうに思っております。

以上でございます。

**藤井本委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 設計と工事監理料でもかなりの金額になっているなというふうに思いますが、この差がどこにあるかということでご答弁していただけなかったんで、ちょっとそれだけお願いします。

**藤井本委員長** 倉田課長。

**倉田管財課長** 管財課の倉田でございます。

スポーツセンターにつきましては、設計を今年やっていけると。恐らくその設計業者なりほかの設計業者のほうから、工事監理についてはいうところで見積り等をいただいているというふうに思っております。新庄庁舎のほうにつきましては、設計の監理なり設計書の積算につきましては市の職員で計算いたしまして、積算の上この辺計上させていただきますので、いろんな考え方もございますが、それぞれ適切に予算を計上しているというふうに考えております。

以上でございます。

**藤井本委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 少し方針が違うということでありましたけれども、それはそれとして適切にやっているということですので、それを了解したのものとして、次の質問なのですが、デザインビルドという言葉が西川委員からも出ました。これは協議会の中身ということで、実際、今回は予算なので、契約方式についてどういう方式を取るかというのは今後ということなのでということなのですが、ただ可能性としてはデザインビルドというふうなことも出てくるのかなと思いましたが、この点について管財課のお考えをお聞きしたいんですが、デザインビルドのメリット、デメリット、これはどういうものがあるって、この葛城市においてこういう公共工事についてはデザインビルドで行ってもいいよというふうなガイドライン、マニュアル、そういうものを持っておられるのかどうか、この点についてお聞きします。

**藤井本委員長** 倉田課長。

**倉田管財課長** 管財課の倉田でございます。よろしく申し上げます。

デザインビルドのメリットでございます。設計の段階から実際に施工する会社がコストを確認しながら進めるということができまして、工事の段階でコストが変動するリスクを低減するということができるというのが、メリットかなというふうに思っております。

一方、デメリットといたしましては、設計の段階から1つの会社に一任するということだと思いますので、工事費の比較検証がなかなかできにくいというふうに思っております。費用面の妥当性につきましては見極めとか難しくなるというふうな傾向にあるというふうに思いますので、この辺コスト重視の設計に偏り過ぎ、品質の低下を招くという場合もあるかとは思っております。あとガイドラインがあるかどうかにつきましては、このいろいろな施設の施工につきましては、いろんな考え方、それから行政財産長の考え方等もございまして、適時いいものを選択してやっていくという形になるかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

**藤井本委員長** 谷原委員。

**谷原委員** これは意見ですけども、これについては適宜ということについてはちゃんとしたマニュアルをつくるべきだと私は思っております。と申しますのは、国土交通省がこういうマニュアルを発表してるんですよ。これは案という形で、かなり10年も前のことですけども、デザインビルドにつきましては、葛城市議会が水道問題で津山浄水場を見学したときに、この津山浄水場がデザインビルドで造っているということで、かなり詳しくお話を聞きました。こういうときは、とにかく県と市が共有しているし、古い施設の設計図書が見つからないと

ということもあって、やってみないと途中で工事変更が繰り返し起こる可能性もある、そういう場合なのでデザインビルドのメリットを取ってというふうなことで、かなりデザインビルドの考え方について詳しく聞きました。本来はやっぱり西川委員がおっしゃるように、設計、工事監理、それから施工は別にすることなんです、その中であってデザインビルドをどういう場合に使うかということを経験のほうはある程度示してるんですよ。だから本来は、私この前の協議会の中でちょっと、早くするから早くなるからと、それだったら全部デザインビルドになっちゃうよと。だから、これは私はここでやるということも何なので意見だけ言わせてもらいますが、総務建設常任委員会等の調査案件等にも挙げて、この契約発注方式がどうなのかということにはちょっと関心のあるところなので、これは葛城市としてどういうやり方であるか非常に重要な問題なので、これは注目していきたいというふうに、これはもうご意見だけ申し上げておきます。

**藤井本委員長** ここで15分休憩をいたします。再開を11時10分といたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時55分

再 開 午前11時09分

**藤井本委員長** 休憩前に引き続き、会議を再開をいたします。

ほかに質疑ないですか。

増田委員。

**増田委員** 関連でお願いをいたします。同じく41ページでございます。新庄庁舎の改修工事ということで、若干、総務建設常任委員会の協議会のところでもお聞きをしたんですけども、改めて予算のところでもう一度おさらいをさせていただきます。新庄庁舎、これ先ほどからの議論は若干、事務的な議論でございました。市民の方に、どうなんのという関心のあるところかと思えます。また従来から、非常に特に1階のトイレに関しては、市民の方、それから職員の方からも、もう非常に困っておられると、こういうお話を聞かせていただいてましたんで、非常にこの改修については皆さん方、期待をされている事業かなというふうに思います。ということで、これいいことだなと。去年の改修、外壁、それから正面、これもきれいになりましたね。非常にこの庁舎全体が、補強も改修もしていただいて良くなったなということでございます。どこまでということなんですよね。これも、総務建設常任委員会でも若干、私もお尋ねをしました。去年やって今年やって来年、これ全体としてこの建物38年と課長おっしゃいました。38年経ってるんですよ。あっちもこっちもどんどん雨漏りもする。ある一定の、将来、協議会で言われた20年ですよ。これから20年先を見越した補強をこれからするんだというふうなことで、前段、去年やっていただいて、今年1回目。1階のフロア改修していただいて非常に良くなったなと。2階、3階、4階、5階、これどうするんですか。天井の雨漏りどうするんですか。今の状態どうなってるんですか。総合的な診断判断をやっぱりしておくべきかなというふうに思うんですけども、将来的な20年先を見越した今後想定される改修も、こういうタイミングでしておくべきじゃないかなというふうに感じましたんで、それをお尋ねします。

それから若干離れるんですけども……。

**藤井本委員長** 関連じゃないですか。

**増田委員** いや、関連なんです。関連なんですよ。概要のところの庁舎の上にPCB含有調査業務委託料、新規で上がっております。これは全体、どこの施設のところにも出てくる問題ですんで、取りあえずここで出てるんで、低濃度PCBの処理施設の運用が令和8年に停止されるため、新庄庁舎の低濃度PCB、ポリ塩化ビフェニルというのかな、これの有無を調査すると。これ、具体的に言うたら電気のコンデンサーのことかなというふうに思うんです。これ、令和8年に停止されるということで、どんだけ今あんのんという調査と、今後の改修に向けてのまた費用が発生するのかなと。でかいお金が今後、予測されるのかなというふうな危惧をするんで、調査しましたと。令和8年に向けて入替えるんだと、新しいPCBじゃないコンデンサーに替えやあかんというふうなことになんのんかという、ちょっと来年先のシミュレーションといいますか、どういうふうに考えられてんのかというのが2つ目。

3つ目は、これも新庄庁舎の関連で通話録音システムの使用と、これも何のために誰のためというふうなこともちょっと聞かせていただこうと。新庄庁舎にかける電話は全て録音されますよと。これ、やっぱりするとなれば、市民の方もしくは関係の方にガイダンスもあるかとは思いますが、あらかじめ周知しておく必要があるのかなというふうに思うんです。その辺の録音するに当たっての今後の対応についてもお聞かせをください。

**藤井本委員長** 以上、3点。

倉田課長。

**倉田管財課長** 管財課の倉田でございます。よろしく申し上げます。

新庄庁舎の今後ということにつきましては、今年のトイレが終わったら完璧というものではございません。短期保全計画、それからFMの今後の考え方等、庁舎もやっぱり古くなってきましたので、トイレ以外にも空調関係とか、その他、建具とか内々についてはいろいろ今後も不具合等ありましたら修繕は必要かなというふうには思っております。

それからPCBのことにつきましては、一応、管財課のほうが所管しております新庄庁舎當麻庁舎、それからそこに付随する施設、管財課が所管しております屋敷山公園の駐車場のバス置場とか農村広場の南側の倉庫等は、低濃度PCBの可能性があるので今後調査したいと。ただ調査の結果について、その有無もこれから分かってくるというところでございますので、その処理費用についてはまだちょっと見当が今のところついておりませんので、調査の結果次第、令和8年度にその費用の処分費なりをまた計上させていただきたいというふうに考えております。

あと新庄庁舎の電話の録音機能でございます。この機能につきましては、昨今、職員の電話等につきましてカスハラ対策というのが市役所の重要な懸念事項というふうになっておりまして、この機能を作ることによりまして1,250時間、発着信数につきまして約1万件を録音することができるというふうになっております。職員が安心・安全に業務に励むことができるというふうに考えておりますし、逆に常に録音されておりますので、職員の電話対応での資質向上にもつながるというふうに考えております。

それからその啓発につきましては、開始の準備ができて約1か月ぐらい前から、市のホームページ等でそういうガイダンスが流れて、録音が始まりますというような周知をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**藤井本委員長** 増田委員。

**増田委員** 保全計画の中で今後の計画的な改修修繕を進めていくということでございます。老朽化によって限りなく投資をして過剰な投資にならないように、今後の改修も適正にやっていただきたいなということをお願い申し上げておきます。

それから、PCBについては分かりました。これ相当、施設の中ではこのコンデンサー使っておられる部署たくさんあるかと思うんで、今後、その改修費用、処理費用、これも市、国から減多に補助金出ないと思うんで、あらかじめそういう費用というのは覚悟しておく必要があるのかなというふうに感じました。

それから録音に関してですけども、ちょっと私こういったシステムを取られてるというのは、どっかで製品が悪くなったんでメーカーに電話したときにたまに入ってるんです。それ以外のところで、録音してますからというガイダンス聞いたことないんです。先進的な葛城市が、市役所が、こういうシステムを導入されたんかなという、ある意味、驚いてるんですけども、非常に先ほどおっしゃられたように職員の礼儀正しい接遇にもなるかと思いますし、非常にお困りをいただいている一部の方の迷惑電話というんですか、カスハラ対策にもなるということで期待できるところかなと思います。ただ丁寧な、市民に対する誤解を招かないような周知徹底をお願いを申し上げておきたいなと思います。

改めてご答弁いただくことはございませんけど、よろしくようお願い申し上げます。

**藤井本委員長** 川村委員。

**川村委員** 私ども、新庄庁舎のことについて関連でございますが、まず先ほどから出ていますトイレ改修のことなんですけれども、1階のトイレ改修にかかるということでございますが、私も今期何年か議長をさせていただきまして、議会のたびに、いろんな市民ともいろんな意見を聞かせてもらう機会がございました。そんな中で、傍聴に来られている男性のちょっと高齢で体の不自由な方が、要するに傍聴に来られてますので5階の北側のトイレというのを使ってください。私、女性なので、女性トイレの事情しかちょっと分からなかったんですが、男性トイレのほうはまだ和式なんですよね。議会というところは、傍聴を許可して市民の人に開かれた議会というのを目指している中で、うちの事務局のほうからも何度か管財のほうに要望させていただいた経緯があると思います。ただ、今回も1階だけということなんですけど、単独で議会だけで、またこの議会棟というか、議会の議員のところじゃないんですよね。私たちが使う、もちろんいっぱいだったら男性の数のほうが多いですから使われると思うんですけども、傍聴人の方が、しかも身体不自由で和式のトイレしかなかったら、結局、事務局は一生懸命下の階のトイレに誘導してます。今回こういう1階のトイレを改修するのであれば、もうまとめてやったほうが費用的なこともあるんじゃないかなと思うんです。これも何年かもう本当にもう何もしていただけない状況なので、ちょっとしびれを切らしていると

いう状況になっているんですけども、今回は議員が使うトイレではなくて傍聴人が使っただけ5階のトイレ。セキュリティ上、やっぱりこっちのじゅうたんの中に入っていて使っただけにいけないんですよ。だから、議会の事情としてはっきり申し上げて、議員が使いたいから言っているわけじゃないんです。これは傍聴人が使っただけのように、この際、議会の5階のトイレ、男性トイレを洋式化していただくようなことはできないのかと、もう本当にこれ今の要望じゃないですよ、これまでの要望になってるんですね。それが単独でまたやらなあかんことになるのであれば、今回この1階だけというのはどうしてお考えを持ってはんのかというのをちょっとお聞かせいただきたいんですけども。

**藤井本委員長** 倉田課長。

**倉田管財課長** 管財課の倉田でございます。よろしくお願いします。

今回1階だけというような、私、答弁は1階を中心にとは言わせてもらいました。まず、本当であれば1階から5階まで全部改装していきたくんですけども、一遍にやりますとそれは費用面的にはそうだと思うんですけども、全部のトイレが使えない状態になりますとトイレ難民ができる可能性もありますので、今回は取りあえず1階を中心にと。1階、2階、3階をやると、どこでトイレしたらいいねんというような話も出てくると思いますので、そういうふうな形で動かれると。建具等もいろいろありますんで、今ちょっとお話もあったとおり、今、職員とも検討しているところなので、その辺含めて研究検討をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

**藤井本委員長** 川村委員。

**川村委員** まとめて工事していく費用のことを思いまして、私はあえてもうここで考えていただきたいと、緊急に考えていただきたいと思います。また後で単独で工事やらんとあかんというのは、やはり費用面はその分割高になると思いますので、この際、傍聴、もうコロナ明けて皆さん傍聴も来られます。そんな中でのもうここ数年の傍聴人に対する配慮というところにちょっと苦しい私たちの思いがありましたので、ぜひこの要望を届けさせていただきたいということを強くお願いしたいと思います。

**藤井本委員長** 関連。

奥本議長。

**奥本議長** 先ほど増田委員のPCB関連で、1件確認だけお願いします。PCBの含有調査委託料なんですけども、遡ると令和元年の予算でこれが計上されてたんです。当時はもっと安くて11万8,000円か、12万円弱ですよ。ところが、その年の決算の委員会で、いやこれはもう委託料発生しませんでした、職員が点検できて全部これ終わりましたという答弁なってます。それがまたここに出てきてるということは、その当時の対応がどうだったのかという、ちょっとそこだけ整合性取れてないんで確認をお願いしたいと思います。

**藤井本委員長** 確認の意味でご答弁ください。

倉田課長。

**倉田管財課長** 管財課の倉田でございます。

令和元年のそのいきさつというのは、私も、今現在、認識をしておりませんで、今回につきましては、環境課のほうから令和8年度にそういう処理の業務が終了するというに伴いまして、確認の上には確認をとということで、うちの担当している建物施設について万が一あれば今後処理できなくなりますので、ずっと保管していかなければならないというふうになりますので、それはちょっと市としてはいかなものかというところで、見積りを何か所か取らせていただきまして、この施設とこの施設とこの施設を調査すればこれぐらい必要だというような旨の回答を得ましたので、こういう予算を計上させていただいているというところでございます。

以上でございます。

**藤井本委員長** 奥本議長。

**奥本議長** 今のご答弁、ちょっと2点ばかり。まず、2019年9月19日の決算の委員会、確認してください。そのときに、職員でこれ確認しましたと、もう要らなくなりましたと答弁なさっています。それともう一つ今のご回答のところ、PCBはずっと保管しなければいけないという、これ以前の段階だったんです。その後、低濃度の処理施設というか技術が開発されて、その期限が今到達してるんです。ですから、その前段階の2019年の段階では、そこを調査するというのを国からも言われてるはずなんです。その後のいろんなこの議会の委員会でも確認が何回もされてますけども、その段階で、要は何を言いたいかいうたら、ちゃんと処理、専門家に委託して調べておれば今回のこういう予算計上は必要なかったんだと思うんです。だから、職員が頑張って大丈夫でしたというんでしたらいいんですけども、いや今になってやっぱりあれが不十分でしたというのは、ちょっと予算としては、金額少ないんですけども、やはり当初計上したんであればそれをちゃんと執行して、もう大丈夫でしたという、そうしないとこの5年間が何のためにあったんかということになりますんで、そこをもう一度確認というか、予算についての考え方です。以前計上して対応できましたというのにかかわらず、やっぱり今出てきてる、これはちょっと予算としてはやっぱりやっとならば今必要ない予算なんで、この期間5年間で調査費用も上がってるわけですから、その辺りどう考えてはるんかなど。職員でやるということはやっぱりいいことなんですけども、そこだけもう一度お願いします。

**藤井本委員長** 倉田課長。

**倉田管財課長** 管財課の倉田でございます。よろしく申し上げます。

令和元年に行った調査につきましては高濃度のPCBの調査でございまして、今回につきましては低濃度のPCBの調査というふうになっておりますので、その辺が違いになっているのかなというふうに思っております。

以上でございます。

**藤井本委員長** 奥本議長。

**奥本議長** 高濃度と低濃度であれば当然違うのは分かりますけども、そのときに高濃度ですけども、専門家で調査してれば全てのPCBのそれも出してもらえたんかなという気はしますので、今もう一応分かりましたんで、そうですけども、今回もう完璧ですね、恐らくは。もう質問

になりませんが、それだけ調査、完璧にお願いしておきます。

**藤井本委員長** ほかに質疑ないですか。

谷原委員、関連ですか。

**谷原委員** いや、関連じゃないです。よろしくお願ひします。32ページ、2款総務費、1項1目3節の職員手当で、地域手当に1,200万円余り計上されていますけれども、これは幾らの地域手当のパーセントで計上されているかということをお聞きします。

それから2つ目です。42ページです。2款1項4目の公用車管理事業の中なんですけど、これは私、一般質問でも公用車の使用について質問させていただきました。ちょっとお聞きしたいんですが、その答弁の中で、市長は公務以外に公用車を使用することはできないというふうに答弁いただいているんですが、市長の病院等の通院はどのように考えておられるのかなということをお聞きします。

それから3つ目です。42ページの2款1項4目市有財産管理事業ということですが、當麻保健センターというのがございます。今、こども・若者サポートセンターになっているところですけども、ここには入り口に當麻保健センターと書いてあるんですが、条例もあるんですが、ここで健康増進課等、保健事業を行っておられるのかどうか、これについてお聞かせください。

**藤井本委員長** 石田課長。

**石田人事課長** 人事課、石田です。よろしくお願ひいたします。

1つ目のご質問の地域手当につきましては、令和7年度予算では5%で計算をしております。

2つ目のご質問の市長車の運用ということでございますが、ご自宅から例えば公務の間にそういったことがあれば、効率的な運用というところで利用をすることはございます。

以上です。

**藤井本委員長** 倉田課長。

**倉田管財課長** 管財課の倉田でございます。よろしくお願ひします。

當麻保健センターの多分在り方についてだと思っておりますけども、當麻保健センターはそれぞれ行政財産長がそれぞれ未来創造部長なり福祉部長というふうになっておりますので、管財課のほうから今の使い方についてというのはちょっと適當ではないのかなというふうに思っております。

以上でございます。

**藤井本委員長** 林本部長。

**林本総務部長** ただいまの谷原委員のご質問でございますけれども、先ほど課長が申しましたように、本来はその施設においては、その所管している部局において設置条例等も制定、改廃をするという形になっております。今、もう実際の運用というお話でございますけれども、これ私どもとしては所管のほうは異なりますので、ここで例えばこうですというふうに話をしてしまうといけませんので、もし許されるならばその所管の科目のところを確認させていただけたらというふうに考えております。

以上です。

**藤井本委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 分かりました。2回目の質問になりますけど、まず地域手当につきましては5%の計上ということですが、今後、議会の審議でどうなるか分からないところもあるんですが、これは予算審査なので、予算の議決について、これについては例えば場合によって変更になった場合には予算を修正する必要があるのか、それともそうではなくて補正予算等で対応していくのか、予算の場合は金額だけですので、補正予算で対応できるのかどうかというところら辺を聞きたいんです。でないと、場合によっては条例と重なってますので、条例の行方によっては予算修正せなあかんようなことになってしまうと、そういうふうな対応を議会でせざるを得ないし、いやいやもうこれは足らなくなった時点で補正ですというふうな在り方もあると思いますので、ご見解だけちょっとお聞かせ願います。

それから2つ目ですけれども、公用車の管理ですけれども、これは意見だけ申し上げておきます。公務と公務の間いうたら、市長は大体、日中は公務だから、それを言うと通院もオーケーというふうなことになるのかなど。でも、私は基本的に、市長のご病気について、これはもう個人の問題ですので、私は休暇を取っていただくなりしてけじめをつけていただくのが私は筋だろうと思います。私、一般質問しましたので、やっぱりいろんな方からお電話いただいて、これどうなってるというふうなことがあって、実際、日中に職員等も同行されていく場合、私はもうちょっと公用車の使い方については他市の、あるいは県の状況もぜひ参考にさせていただいて、もうちょっと厳密な運用をお願いしたいと思います。

それから當麻保健センターの件ですけど、これは市有財産管理事業となってましたので、条例設置の中でこの財産として使われているものが、実態として私も聞きました。健康増進課の職員はいらっしゃらない、保健事業でそこでやっておられない。それが市有財産の管理として妥当なのかということをお聞きしたかったんです。これは2つ目の質問でお伺いします。どの課が使うかどうかは別として、本来、条例設置目的に沿って使用すべきだと思うんですが、こども・若者サポートセンターとして使われて、私はそれでやるんだったらもうここはこども・若者サポートセンターとしてきちっと位置づけて、看板もちゃんとこども・若者サポートセンターということで、今後、子ども・子育て支援法もできてこども家庭センターをつくっていこうという中なので、私は充実させる意味で質問してるんですけれども、現状に合わせた形でやるべきだと思うんですが、私がお聞きしたかったのは、設置条例もあって市有財産の管理上、これ妥当なのかどうかということをお聞きします。

**藤井本委員長** これについてお答えください。

高垣部長。

**高垣企画部長** 企画部、高垣です。よろしく申し上げます。

谷原委員の1つ目の質問なんですが、地域手当、今回令和7年度予算では5%で計上しておりまして、その影響について今、補正でいけるのかというのは答弁は難しいということで、差し控えさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

**藤井本委員長** 倉田課長。

**倉田管財課長** 管財課の倉田でございます。

當麻の保健センターについてでございますが、管財課の所管の市有財産管理事業の中には當麻保健センターの管理運営費というのは入っておりませんので、行政財産長が判断するということだと思います。

以上でございます。

**藤井本委員長** いいですか。

谷原委員。

**谷原委員** よく分かりました。そのときの担当課にこれについては何うようにします。つまり管財課で一括して管理ということで、全体を網かぶせてるわけじゃないということなので、分かりました。

それから最初の地域手当の件につきましては、今もう時間の問題もありますからあれですけど、これ、議会の対応もありますので、後でまた議運等の関係になるのかなと思いますけども、ちょっと調整していただけたらと思います。答えられなかったらもうそういうことしかできないと思いますので、よろしくお願いします。

**藤井本委員長** 関連。

杉本副委員長。

**杉本副委員長** ちょっと素朴な疑問、なんで5なんですかね。4なのか6なのかなと思ったんですけど、それまた違うんですか。僕、今、聞いてて、前のやつとつながりないで、新たに5と新しい数字出てきたから何でかなと、そこだけお願いできますか。

**藤井本委員長** 石田課長。

**石田人事課長** 人事課、石田です。よろしくお願いします。

地域手当は、令和6年度、現時点では6%でございます。それが国からの指針といいますか、そういった指示で、葛城市は4%に下さいよというお話がございました。それを段階的に令和7年度は5%、令和8年度は4%にというような段階でのお話です。

以上です。

**藤井本委員長** 公用車の使用についてのお話しございましたけど、それはもういいですか。いいですか。

じゃあ、ほかに。

吉村委員。

**吉村委員** それでは、予算書の44ページについて2点と、それからあともう一つ伺います。

まず予算書のほうなんです。44ページのほうなんですけど、2款1項5目電子計算費について、電算システム共同化推進事業について2点お伺いいたします。

まず12節委託料の基幹システム標準化対応業務委託料1億7,242万7,000円の分なんですけれども、令和6年度当初予算に比べてかなり増えています。基幹システムの標準化については令和7年度末までに完成させるというふうに聞いております。自治体の基幹システムといましても、例えば住民記録関係とか、あるいは税務関係とかいろいろあるかと思いますが、葛城市ではどのような基幹システムの標準化を考えられているんですかという

のを1つ目、お伺いをしたいと思います。

それからあと、同じく13節使用料及び賃借料で、これが標準準拠基幹システムの導入に伴うガバメントクラウドの使用料ということで、いわゆるランニングコストなんですけれども、この事業の内容についてお伺いをしたいのと、それからあと金額が2,894万円ということで、算出根拠についてお伺いをいたします。

それともう一つは、これ予算書には載ってないんです。この予算案の概要の15ページなんですけど、令和6年度当初予算では50万2,000円が計上されていたんですが、交通安全対策事業という中の飛び出し注意看板の購入というもんなんですけれども、これがなぜ令和7年度は予算計上されてないのか、この理由についてお伺いをいたします。

**藤井本委員長** 駒井課長。

**駒井情報推進課長** 情報推進課、駒井です。失礼いたします。今の吉村委員のご質問について返答いたします。

まず基幹システム標準化対応業務委託料1億7,242万7,000円について、こちらのほう葛城市において国が示しております標準準拠システムの標準化しなさいよと言われている項目、こちらのほうに対応して改修を行う予定でございます。標準化の対象とされております業務が20種類ございます。順に申します。児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳、戸籍の附票及び、それと戸籍、これは2つとカウントされます。印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人の住民税、軽自動車税、就学システム、健康管理、児童扶養手当、生活保護、障害福祉、介護保険、国民健康保険税、後期高齢者医療、国民年金、これ以上20業務、こちらのほうが現在、標準化を進めておる項目となっております。

続きましてガバメントクラウドの使用料というところなんですけれども、まずガバメントクラウドとは何ぞやというところの話だと思いますが、まずガバメントクラウドは政府のほうはこのように説明をしております。政府共通のクラウドサービスの利用環境であり、クラウドサービスの利点を最大限に利用することで、迅速、柔軟かつセキュアでコスト効率の高いシステムを構築可能とし、利便性の高いサービスをいち早く提供し改善していくことを目的に設計しておるというように説明をされております。

今般、このガバメントクラウドの使用料が発生する理由に関しましては、先ほど申しました標準化準拠システムの導入に関して、国がガバメントクラウドというそのコンピューターの仕組み、ガバメントクラウド上にこの仕組みをつくって、それを利用しなさいよというのを標準化の条件としております。ゆえに、このガバメント利用料というものが発生してまいります。

このガバメント利用料の積算方法ということでご質問賜りましたが、こちらのほうは情報を使った分だけ料金が請求されるという従量課金制度という仕組みを使っております。電気とかと、あと水道とかと一緒にですね。使う分だけお金を払うという仕組みになっております。こちらの使った量というものの算定に関しましては、各システムをつくっておる会社、企業が、ガバメントクラウドの使用料はどれだけかかるのかというものを、計算機というアプリケーションというものを各クラウドの提供者から提供を受けておりますので、そちらの

仕組みを使って算出したものを予算の根拠としております。こちらのほう、各企業がきちんと算出しておるものと思っておりますので正しいものと理解しております。

以上となります。

**藤井本委員長** 野地課長。

**野地生活安全課長** 生活安全課の野地でございます。

3点目の質問で、飛び出し注意看板の購入が令和7年度はないという理由ですが、こちらにつきましては令和6年度におきましては、こども議会の提案を受けまして各小学校5校でデザインを募集いたしまして、それぞれの優秀賞のところ各小学校5枚の分の飛び出し注意看板を作らせていただいて、今、設置をしている分でございます。令和7年度につきましてはそちらの事業を行わないために、予算の計上はしていないということです。

以上です。

**藤井本委員長** 吉村委員。

**吉村委員** 看板につきまして、こども議会の分、飛び出し看板については、これは承知いたしました。

市民の方からも、ちょっとこれ別の話なんですけども、飛び出し看板についてはかなり古いのもあるというふうなこともあるので、その辺りまた確認のほうとか、ちょっとこれ別の話なんですけどお願いもできたらなというふうに思います。結構話を聞いたりすることがございますので。

それからあと基幹システム、まず基幹システム標準化対応業務委託料については、いわゆる20種類国から示されているということは承知いたしました。当然、国とすれば基幹システムを標準化、共同化するということによって、今後コスト削減とか運用の軽減効果が見込めるというのは分かるんですけども、この標準化に当たってかなりお金はかかると思います。恐らく私ちょっと調べてみたら、国からは特別交付税による財政措置などがあるように思うんですが、その辺りはどうなのでしょうということと、それからもし補助対象に乗らないシステム、葛城市でやって乗らないシステムがあるとすれば、それはもう単費ということになると思うんですけども、それは幾つぐらいあって、それから、もしそれが葛城市としては単費としてかかるのであればどれぐらいかかるのかということをお伺いをしたいと思います。これはイニシャルコストの話だと思うんですけど。

それから、先ほどちょっと答弁の中で分かりにくかったのが、そういったクラウドコンピューティングサービスをやっている会社が積算をするという話なんですけど、例えばクラウドコンピューティングサービスといってもいろんな会社があるわけですよね。大手で言うたら、例えばAWSとかアマゾンのWeb Servicesとかいろいろあるわけですけども、これ、どこの根拠になっているのかということと、それちょっと確認をしたいと思います。また、どこのサービスを使うということになっているというのが分かっているのであれば、それも併せてお伺いしたいと思います。

**藤井本委員長** 駒井課長。

**駒井情報推進課長** 情報推進課、駒井です。

先ほどのお問合せの件について回答いたします。

まず基幹システム標準化に対しての国からの補助でございますが、こちらのほうはイニシャルコストに対して国から補助金という形で交付が予定されております。こちらの先ほどの1億7,000万円のうち標準化業務20業務以外では業務がないのかというお問合せに関しまして、葛城市に関してはこの20業務以外の業務に対しても今回、標準化の業務として計上しております。その内訳といたしまして、4つ大きなものがございます。まず、医療福祉サービス、市営住宅のシステム、放課後児童システム、コンビニ交付システム、この4つが今回の標準化外の経費として発生しております、おおよそ5,000万円必要となっております。こちら5,000万円に関しましては、先ほど申しました国の補助には対象となっております。

もう一つ、AWS、先ほどガバメントクラウドのサービスはどこのものを使用するのか、どういうものがあるのかというお問合せですけれども、まず今回、国がガバメントクラウドシステムを構築するに当たりまして、まず国が事業者を募っております。その要件を満たしたものが4者ございます。先ほどおっしゃっておられましたアマゾンが提供するAWS、マイクロソフトが提供するAzure、グーグルが提供するGoogle Cloud、もう一つが、オラクルという会社のOracle Cloud Infrastructureの4者、全てアメリカの会社ですけれども、こちらのほうが要件を満たした会社ということで国から認定を受けております。この中で、私ども葛城市の基幹システムを構築しておりますNECネクサソリューションズが、どのクラウドを使用するかという検討をいたしました結果、AWSということになっております。こちらのほうAWSが世界シェアが1位で、あと一番古い黎明期からクラウドサービスを提供しているという信頼性等々を鑑みて選定されたというように伺っております。

以上となります。

**藤井本委員長** 吉村委員。

**吉村委員** 分かりました。まず、電算システムの基幹標準化対応業務については、葛城市としてはイニシャルコストとして5,000万円は市としてかかるんですけども、これ4つ、市営住宅等、放課後とかコンビニとか、この辺りをするとということで承知しました。令和7年度末にしっかり間に合うようにやっていただきますようお願いをしたいと思います。

それから、そのアメリカのクラウドサービスを使わざるを得ないというふうなことを、日本もあるのはあると思うんですけども、ただやっぱり規模とかそれから信頼性とかという海外の分になってしまう。確かにAWSについては日本国の中でも最大のクラウドサービスというのは知ってますけれども、複数のデータセンターにバックアップとか取っておられるので、BCP対応にも併せてなるというのは理解をしているところであります。これちょっと私調べたら、どうも国はお金出してくれないので市の単費でやらなあかんと、ちょっと間違ったら申し訳ないんですけど、というふうに思うんです。これについてしっかりと国に対して、もうこれ国の事情でやってるところもあるわけですから、しっかりと支援というか求めていただきたいということ、それはお願いしておきたいと思えます。

以上です。

**藤井本委員長** 今、吉村委員の看板の飛び出しの、要望だけで終わらしたけど、古いのがあるとい

う要望があると。あれというのは、市で付けてるところは市で管理してるんですか、区で管理してるんですか。要望があつて、要望があるというのは分かります。古い、子どもの飛び出しでそういう要望があんねんけど、誰が管理しているか。渡しているところは市がちゃんと分かってんのかどうか。

野地課長。

**野地生活安全課長** 生活安全課の野地でございます。

今の付いている飛び出し注意看板というのは、一応は大字から要望いただいて市のほうで設置させていただいてますんで、管理自体は市のほうでなると思っています。

また古い看板とかありましたら区長通じて言っていただきましたら、今回この50万というのは子ども飛び出し注意看板の小学校の子らに書いてもらうやつは事業はありませんけども、通常の注意看板につきましては言っていただいたら予算の範囲内で設置させていただけるかなと思いますので、よろしくをお願いします。

**藤井本委員長** 区長からということやね。分かりました。

ほかに。

杉本副委員長。

**杉本副委員長** まず1つ目は、先ほどの庁舎のトイレなんですけど、ちょっと関連でも良かったんですけど、トイレ難民というお言葉が出たんですけども、1階と5階やればいいんじゃないのと思ったんですけど、その考えはなかったのかと思うんですよ。だって、1階、5階やってはるときは4階は使えるわけで、どうせ5階をやられるときは4階を使うわけじゃないですか。何かそこがちょっとあまりよく分からなかったんで、もう一回ちょっと。何で、費用的にはそっちのが安いとおっしゃったんで、何でその選択肢がないんか、その選択肢はあったんやけどやめたんかという、その理由を聞かせていただきたい。

もう一つが、昨年からですか、会計年度任用職員の給料とかというのはちょっと上がっていていると思うんですけど、人事院勧告によってね。これ、5年、10年とかしたらすごい上がるような気がするんですけども、これ先ほどの吉村委員の話とちょっとかぶってるんですけども、上から来てる分で国からのちゃんと補助はあるんですかというのを確認したいんですよ。同一賃金同一労働の考えからいって、僕、上がっていくのは全然問題ないし、経験値ありますし、いてほしい方々いっぱいいるのはそれは分かるんですけども、会計年度任用職員、あんまり使ってないところと多いところとあると思うんですけども、その辺の対応とかもちゃんとできてんのかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

**藤井本委員長** 倉田課長。

**倉田管財課長** 管財課の倉田でございます。よろしくをお願いします。

トイレのことにつきましては、1階から5階一斉にということでないとは基本的に人件費なりが安くならないということもございまして。先ほど1階を中心というお話の中で、その辺の5階の話も検討するような旨はお答えさせていただいていると思いますので、その辺ちょっとご理解していただければと思っております。

以上でございます。

藤井本委員長 内蔵課長。

内蔵財政課長 財政課、内蔵です。よろしくお願いいたします。

ただいまの杉本副委員長の会計年度の件なんですけれども、例えば今、令和6年、人事院勧告ございまして会計年度任用職員のほうもベースアップしておるんですけども、その分につきましては、国が示している限りにおきましては一応普通交付税のほうで対応するというふうになってございます。

以上です。

藤井本委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 トイレの件はもう分かったことにおきますけども、検討していただけるということで。僕はちょっと1階と5階同時にできへんかったんかというのを聞いたかったんですけどね。

会計年度任用職員、それちょっとかなりあやふやな、地方交付税の中に入ってますよということになんのですか。ほんで、今どれぐらい価格上がってんの。今、去年と比べて今のベースで、ほんでその中のどれぐらい補助入ってんのか、交付金の中で入ってんのかというの、その辺分かりますかね。

藤井本委員長 内蔵課長。

内蔵財政課長 財政課、内蔵です。

令和6年の金額で、そしたら申し上げさせていただきます。令和6年分の人事院勧告に伴う給与改定分で1億4,400万円ほど、全職員の分で一般会計の一般財源ベースで上がっております。それで、普通交付税で措置されていると今申しましたが、令和6年の当初算定、普通交付税といいますのは7月に毎年算定がございまして、国の補正とか何もなければ、この7月の普通交付税、1回でここで決まるんですけども、6年度につきましては12月に国の国税収入の増額補正によりまして追加交付が普通交付税がございました。そこで2億円ほど追加交付があったんですけども、その中で給与改定費という項目で7,500万ほどございました。ですので、1億4,400万上がっておるんですけども、追加交付といたしましては7,500万、これがはっきりと給与改定費という項目でいただいておりますので、これがはっきりとした金額です。それから普通交付税の当初算定の部分の、ここにつきましてはもう一部ですんで、計算式の仕組み上、幾ら入っているかというのは分かりかねるものでございます。

以上です。

藤井本委員長 会計年度職員、葛城市の場合の今の金額は分かりました。人数的な割合で、他市との中で運用というのをうまくできてんのかと、いわゆる補助との割合というか、そういうのも含めて。

杉本副委員長。

杉本副委員長 そしたら、他市の状況はまた後日聞くとして、今のお話やったら半分入ってきてる、今、予想では、前のときは入ってきているけど、この今の時期のやつは一部と書いてあるだけで色書いてあるわけじゃないから分からないというイメージでいいんですかね。そこが、

僕ちょっと怖いんです。地方交付税は色付いてるわけじゃないんで、一部入ってますと言われても、どこですかとなったときに、いや一部ですみたいな。今のところ半分は見て、僕は半分でも少ないような気がするんです。これ、ここで言ってもはっきりいってしゃあないことは分かってるんで、大きいところでちょっと声上げていこうかなと僕は思っているんです。皆さんの意見は分からないですけども、これ5年、10年経ったときに、今1億4,000万と言われたけども、また来年も、来年おるかどうかわかんないですけど、もう機会があれば聞かせてもらいますけども、これ、なかなか国からの、先ほど吉村委員、国からどんとやったやつをあとは自前でやってというのは、なかなかこれできる団体とできん団体出てきて、できる団体のところに集まってくるという、なかなかちょっと偏った感じになってしまうような気がしてしゃあないんで、この辺はちょっとまたよそでも言っていきますんで、ご協力のほど、一部って何なんやねみたいな、ちょっと詰めていただいて、例えば国庫補助金でばんと入れてもらうんやったら、ああこんだけ入ってるんだなど分かるんですけども、地方交付税の中に入ってますというのが一番僕怖いんで、その辺また引き続きお願いしておきます。

**藤井本委員長** まだまだ質疑続きそうですけども、ここで暫時休憩を、お昼休み含めて休憩をいたします。再開を1時30分、13時30分といたします。

休 憩 午後0時01分

再 開 午後1時30分

**藤井本委員長** 休憩前に引き続き、会議を再開をいたします。

午前中に引き続き、質疑から入ります。質疑ございませんか。

増田委員、関連やね。

**増田委員** 関連でお願いします。先ほどございました交通安全対策費の、先ほどは飛び出し注意の看板のことでお尋ねがありましたけども、これ1年、当年度だけで終わりやと、もう十分終わってると。子どもさんのアイデアを生かして、ほかにも必要な場所はあるんじゃないですかというふうなご質問あったんですけど、私もそう思います。ほかにも、交通安全対策の必要な箇所あるんですけど、1回ぼっきりでは、せつかくアイデアといいますか、そういう募集もして知恵を絞って、非常にいい看板といいますか、飛び出し注意の啓発モデルができたんですから、引き続いてするべきかなというふうに思ったんですけど、それはちょっと置いておいて、概要の15ページの(3)ですが、その次のところで、交通安全看板設置及び改修工事と、これも6年度予算には計上されてますけども、7年度の当初予算にはないと。これも同じ理由といいますか、私、交通安全が減ったというようなことであればいいんですけども、そうとも私、感じてません、交通事故はどんどん、こういう通過車両による交通事故というのは私、一般質問でもお願いしましたように、増加傾向にあるというふうに私は認識をしております。そういった危険な場所の交通安全看板等の設置というのは引き続き必要じゃないかなというふうに感じてますので、そこをご答弁お願いします。

それから、街灯管理事業の街灯電気代です。

**藤井本委員長** 誰の何の関連なの。

**増田委員** 50ページ、これ新たなんですよ。

**藤井本委員長** じゃあもう、関連だけで行きますわ。でも、関連はまだあるんでしょう。関連は関連で切りますわ。

**増田委員** 分かりました。時間の節約にしようかなと思っただけ。

**藤井本委員長** 関連はもうそういうことで統一したいと思います。  
野地課長。

**野地生活安全課長** 生活安全課の野地でございます。よろしくお願いいたします。

先ほどのご質問の交通安全看板設置及び改修工事、こちらのほう、令和6年度につきましては県の補助金のメニューを使って実施させていただいた分でちょっとけり出してるんですけども、もちろんまだ看板とか必要なところはあると思います。その都度相談していただきましたら、通常の予算の範囲内で設置できるものは今後も設置していこうと思っておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

以上です。

**藤井本委員長** 増田委員。

**増田委員** 県の予算でやったということ、別に予算を確保してると。あるなら、ここに何らかの形で表していただいておいたらこんな質問せんでよかったんですけど、分かりました。引き続き、危険な箇所の安全対策よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

**藤井本委員長** 在庫の看板があるとかそういうことですか。予算別個に組んではんねやったら、どれで組んでるとか、いやもう去年でちゃんと看板もう在庫あんねんと答えてくれないと。

野地課長。

**野地生活安全課長** 生活安全課の野地です。

すいません。もちろん交通安全看板で何ぼかの在庫もありますし、その下にある市交通対策協議会補助金があります。一応こちらの補助金の交通安全対策事業の中でも、看板の設置とか横断注意啓発の看板というのはこちらのほうでも購入させていただいてますんで、こちらのほうまた言っていたら、通常の分というのはこちらのほうからも購入できるかなと思っております。

以上です。

**藤井本委員長** 増田委員。

**増田委員** 70万円という予算の中で、看板については対策をしていただいている。これ、ちょっとここで聞くのがええのか悪いのか。交通安全対策は生活安全課でやっておられるというのと、これ道路に安全対策を講じていただいているというのと、両方なんですよね。私、交通安全であっちもこっちも言うていかんなんも変やなと思ってるんですけども、ちょっとこれもう少しどっかで集約した形で、地域内、市内の交通安全に対する考え方というのをまとめていただかんと、道路面に設置する分については建設になるんでね。そこをちょっとうまく庁舎間交流を図っていただいて、交通安全しっかりと進めていただきたいと思います。お願い申し上げます。

(「関連でいいですか」の声あり)

藤井本委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 すいません。ちょっと関連で、その看板なんですけど、僕、一般質問もさせてもうたんですけども、要するに僕頼んでた、ちょっとここ危険じゃないのというところがあったら付けていただいているんですけども、要するに僕はあのとき何が言いたかったかというたら、真っ白とか、もう何の役にも立ってへんとかという、その全体の数を把握して多過ぎるんじゃないのと僕はあの一般質問で言ったんですよね。真っ白やったり、ただの黄色の看板やったり、字読めへん看板とかというのが、だいぶ改善はしてもらってます。僕、それはもうありがたいんですけども、全部が全部終わっているわけではないと思ってるんです。ただそこにほんまに必要なか必要じゃないかという調査はちゃんと済んでるんですかね。

藤井本委員長 林本部長。

林本総務部長 総務部の林本です。よろしくお願いいたします。

ただいまの杉本副委員長のご質問でございますけども、道路啓発注意看板というのは存じておられると思いますけども、警察がいろいろ、止まれとか、そういう通常の交通標識とかあるんですけども、その一歩前ぐらいに、例えば電柱であるとかそういったところに、この先ちょっとスピードを落とせとか、そういう啓発を促すものでございまして、これは基本、大字の要望から所要箇所については選定させていただいております。今、杉本副委員長のほうが一般質問もしていただいて、その一般質問をする前ぐらいにもご指摘いただきましたので、かなり500以上たしかあったかと思うんですけども、それを一応一斉点検もして、確かに消えてきているものとかを、それについてはもう一回交換したりとか、ちょっと数のほうも絞っております。基本、場所は地図に落として各区長にも共有させていただいているという運用を行っておりますので、そういった形で運用しておるとのことだけご理解いただきたいと思います。

以上です。

藤井本委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 もう、ちゃんとやっていただけると、それはもう感謝です。引き続き、また通学路とかまた変わったりしたら、ちょっとまた変わった道のところで、ここも要るん違うかという声が多分出てくると思うんです。ただ、今あるやつで必要ないのをまず精査していただいたら、今後あそこ消えてるやんいうて言わんで済むんで、その辺だけ引き続きお願いしておきます。ありがとうございます。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 42ページです。2款総務費の1項4目なんですけど、市有財産管理事業の中の公共施設マネジメント作業支援業務委託料、これが令和6年度からに比べて22万ほど委託料がアップしてるんですけど、その理由をお願いしたいのと、43ページなんですけど、43ページの同じ款項目一緒ですね。庁舎機能再編推進室の12節委託料、測量設計委託料で當麻複合施設周辺エリア活用事業支援業務委託料212万3,000円、令和7年度で付けられてるんですけど、令和6年度、これちょっと僕忘れたけど債務負担のことなんか、要は6年度と7年度と業務の何が違うのかというところを教えていただきたいなというところがあります。2点。

**藤井本委員長** 倉田課長。

**倉田管財課長** 管財課の倉田でございます。よろしくお願いいたします。

公共施設のマネジメントシステムの支援業務ということでございます。令和4年度と令和5年度の公共施設のデータの更新を行うために、令和6年度に45万円の予算を承認していただきました。今後につきましては支出伝票等のデータを振り分ける仕組みをつくりまして、そのデータをもってシステムの内容を更新できるように、さらなる支援を受けるということを考えております。今後のFMの取りまとめにつきましては、いずれも欠かせない支援業務というふうを考えておりまして、ちょっと支援をしてもらう内容が令和6年度と7年度は違うというふうな形になっていますので、よろしくお願いいたします。

**藤井本委員長** 吉田室長。

**吉田庁舎機能再編推進室長** 庁舎機能再編推進室の吉田です。よろしくお願いいたします。

西川委員の2点目の質問でございますけれども、この跡地の周辺のエリアの委託料につきましては、こちらは令和6年度では當麻複合施設周辺エリアに係る基本条件の整理、それから検討及び公募から契約に至るまでの一連の事業者選定プロセスを支援というのを予定しておりました。ところが、當麻複合施設周辺エリアの有効活用の検討を進めていくに当たりまして、民間事業者のノウハウを生かした活用、事業手法についてのご提案をいただくために、令和5年12月14日から12月15日にかけてサウンディング調査を実施いたしましたところ、周辺にある論地池、この池の活用面積の確保に優位性が確認できたことから、令和6年度に論地池等の現地調査、これは調査というのはC B R調査というのと貫入試験というものを実施しております。この調査を行いまして、開発行為に係る手続の事前調査及び関係機関との協議を優先して実施する必要があると判断しまして、業務内容を一部変更して、要は調査業務に充てて6年度は実施しております。調査業務を実施したと。令和7年度は、その調査の結果を踏まえまして、この當麻複合施設周辺エリアの利活用に係る事業者の公募、それと選定及びこの契約協議等に支援を引き続き委託するものでございます。

**藤井本委員長** 西川委員。

**西川委員** まず、公共施設マネジメント支援業務委託料と、令和6年度と7年度、支援内容が変わってくると、FMの関係で、ファシリティーマネジメントの観点でちょっと変わってくると。その支援内容が何が変わってくるのかというところは、ちょっと教えていただきたいなというところはあります。これも葛城市の公共施設の整備基本計画とかあるじゃないですか。そこにどう反映をしていったのかというのを、反映というか、これ40年間たしか基本計画というのは、総合計画と何かリンクして40年間の公共施設の基本計画となっていると思うんですけど、違いますかね。ほんで、あり方検討とかいろいろやっていますやんか。そこに、要はこのシステム改修して、いろいろと何に反映をされていったのかなというところがちょっと気になるんですけど、その辺も、2点それお願いしたいんですけど。

それと、當麻複合施設周辺エリア活用事業支援業務の委託料ということで、令和6年度についてはもう基本調査を行っていったというところ、論地池の活用も含めて開発にどれだけ開発行為が必要なのかという法的な整理と、測量とかもその辺も含めて明示関係もやられて

いったというところで、この事業者の次は、その次のステップで事業者の公募のところまで手伝っていただくというような委託内容を出されるということで理解をしてるんですけど、イメージするにどういうことを、市としてはここにどういうものをイメージされてるかというところですね。やっぱり委託するにでもそこに条件が必要になってくると思うんで、それをちょっと教えていただきたい。

**藤井本委員長** 倉田課長。

**倉田管財課長** 管財課の倉田でございます。

令和6年度の44万円の予算につきましては、令和4年と5年が公共施設のデータの更新がなされてなかったというところで、それをうちの管財課の職員が1人で更新をしていくというのはなかなか難しいというところで支援業務をいただきまして、その整理をしていった。令和7年度につきましては、その業務が支出伝票等のデータを活用することによって、そういう毎年毎年支援を受けなくてもデータの的に更新していけるようなものを作り上げたいというふうなものを考えておりまして、その支援をしていただくために予算を計上させていただくというものでございます。このデータにつきましては5年に一度更新が必要な公共施設等総合管理計画に必要なデータでございまして、このデータを活用しながら今後のFMについて皆さんと検討していくというものになっていくということでございますので、よろしくお願いいたします。

**藤井本委員長** 吉田室長。

**吉田庁舎機能再編推進室長** その跡地の周辺のどういったイメージを持っているかということでございますけれども、当初は生活利便施設等、要はその当麻複合施設、それから当麻の庁舎の跡地、あの周辺のエリアをにぎわいのある活性化できるような場所ということで考えておりまして、その跡地の利活用についても民間の事業者の活用を考えておりました。どういった事業者があるかというのを事前にサウンディング調査をいたしましたら、4者の応募がございました。そこには、特別委員会のところでもお話しさせていただいたんですが、ディベロッパーであったり生活利便事業者という事業者と対話をさせていただきました。その後、ずっとその跡地利用につきましてはそれ以外の事業者たち幅広く応募できるようにということで考えておりまして、それにつきましても、今後この事業者の選定を行うに当たっては、令和5年度から委託契約をしております事業者と継続して支援を行っていただこうと考えているところです。

**西川委員** ちょっと、どういうイメージを持ってたんかというところを。

**藤井本委員長** 答えられますか。イメージという……。

**西川委員** どういうもんが来てほしいねんという形、市として。

**藤井本委員長** 答えられるところまででええから手挙げてください。

**吉田庁舎機能再編推進室長** なかなかストレートにどこという事業者を言うことはできませんけれども、生活利便事業者であるのがいいかなとは思っております。ただそれだけを事業者が来ていただいて終わりじゃなくて、複合施設とやはりリンクというか、連携をできた業務ができればと考えております。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 まず公共施設マネジメントのほうについては、5年ごとの総合管理計画にこれが反映をされていくということまで理解をさせていただきました。どこにそれが反映されているのかなというところで疑問やったんで、これについては承知いたしました。

それと跡地利活用の話なんですけど、生活利便施設とかいうこと、やっぱり委託されるときにでも、ほんまにこの市にとって何が必要なのかというのを、やっぱりその住民がもちろんいはることなんで、その辺のアンケートまではちょっとあれかもしれないですけど、日々にさどくどういうアンテナを張って、市はこういう施設を持ってこうやなあかんと、葛城市に。やっぱそこをリードしていかんなんのかなと僕は思ってるんです。そのことについても、やっぱり委託される事業者について意図をきっちり伝えて市としてリードしていく、もう丸投げじゃなくてね。サウンディングも行われてるのは分かってるんですけど、葛城市にとってこれからあそこがにぎわいの創出する場所になってほしいということでしたら、やっぱり葛城市がしっかりと、言うてるように、僕、地域デザインの質問もさせていただきましたけど、その辺も含めて考えやんなんのかなと思ってるんですね。やっぱりあそこにぎわっていただきたいし、當麻複合庁舎との関係も相乗効果であそこがにぎわう、それはいいんですけど、市としての方針がふわっとしてるようなイメージがずっとあるので、そこをやっぱりきっちりこれですという、市長ちょっと何かしゃべりたいんならしゃべっていただいたほうがええかもしれんですけど、お願いします。

藤井本委員長 阿古市長。

阿古市長 この議論といいますか、このお話というのは、多分何回もしてきたのかなと思います。住民の皆さん方と意見交換をする中で、やっぱり希望というものがかなりもう絞られてきております。ですので、くどく皆さんに申し上げているのは商業関係の施設を誘致にかかっておるといところでございます。具体的にはもうプロポーザルに入りますので、ですからちょっとニュアンス的にはあまり強い表現の仕方をしなかったんやと思うんですけども、市が求めているものというのはいち早く決まっておりますので、そういう形のを求めて頑張っていきたいと考えております。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 ありがとうございます。今、商業施設ということで、何か公共施設の利用する何かというの募集も何かされてたこともあるし、何かあの辺がいろいろと渋滞しているような気もしたので、もう商業施設と今おっしゃってるんで、やっぱりそこを念頭に置いた委託の契約をされて、そこにしっかりと市がリードを取って意思を持ってやっぱりしていかんなんのかと思うんで、市長のほうからしっかりと商業施設を誘致するということを聞きましたんで、ありがとうございます。

藤井本委員長 ほかに質疑ないですか。

吉村委員。

吉村委員 それでは、私、先ほど予算書の39ページの広報発行事業の中のラジオ放送委託料についてお伺いをいたしまして、その関連というわけじゃないんですが、予算には上がってないんで

すが、かねてから柴田議員も一般質問等でも行われましたけれども、葛城市は市長が公式でSNS発信ですか、ほかの自治体の市長とかでは熱心にされているところもあるんですけども、公式のSNSの発信、私、私自身がSNSむちゃくちゃ弱くてちょっとイメージがあれなんです、市長の部屋とかいろいろやっておられるところもあろうと思うんですが、そういうことは現時点ではやっておられません。そのことについて、やっていない理由、私なんかやっぱりよく聞くのは、情報発信されたほうがいいんじゃないのと、公式のホームページ等で。そういうのをやられておられない理由についてお伺いも、不要やったら必要じゃないとかというふうなことがあれば教えてもらえたらと思います。

それから予算書の次48ページ、1款7目交通安全対策費の14節工事請負費というものなんです、予算案の概要15ページによれば新規事業でありますよと、うち300万円を視覚障がい者の方のために踏切道内に誘導ブロックを設置するとということで踏切道内誘導標示設置2か所というふうなことがあります。これは藤井本委員長も先日の一般質問で触れられまして、私もちょうど令和4年6月議会の一般質問で、その前の4月に他市町で目の不自由な女性が電車にはねられお亡くなりになった悲惨な事故がございましたので、それを受けまして、踏切道内に点字ブロックを設置するいわゆるエスコートゾーンの設置の要望をいたしました、これはエスコートゾーンの設置というふうに理解してよいのかどうか、これちょっと確認をさせていただきます。

それからあと、予算書の50ページ、総務費の8目自治振興費、18節負担金補助及び交付金で、これ防犯カメラ設置管理事業ということでの中の防犯カメラ設置補助金ということで、これ予算案の概要17ページにございます。予算150万円。これ予算案の概要によりましたら、大字で防犯カメラを設置することに対して、設置に係る費用の2分の1を乗じた金額上限15万円を1大字の1会計につき補助を行うというふうにありますけれども、このタイミングでこの補助金を導入する理由についてお伺いをいたします。

**藤井本委員長** 石田課長。

**石田人事課長** 人事課、石田です。よろしく申し上げます。

1つ目のご質問、市長の公式SNSというお話でしたが、今現在、市では市のホームページに市長の活動記録というところで発信をさせていただいております。今現時点で市長の公式SNSということは今のところは予定しておりません。

以上です。

**藤井本委員長** 次、点字ブロックのところ、エスコートどうなっているかという。

西川課長。

**西川建設課長** 建設課の西川です。

ただいま吉村委員の質問に対しまして、エスコートゾーンでございますのでご安心ください。

**藤井本委員長** 野地課長。

**野地生活安全課長** 生活安全課の野地でございます。よろしく申し上げます。

3問目の負担金補助及び交付金で防犯カメラの分ですけども、令和6年度設置分で令和5

年度までの大字要望としていただいている分の中で、警察協議を実施した上で必要とされる場所につきましては全てが設置完了となります。しかし、今後も様々な理由などにより大字からの防犯カメラの設置要望は出てくると推測しております。防犯カメラは市内の防犯抑止や事件解決の糸口という観点から非常に有効であると考えておまして、市内で69か所のカメラを現在設置しております。しかし、やはり財政面での負担もかかっておりますし、今後は更新や修繕も必要となってまいります。さらに、防犯カメラの価格も普及率とともに以前に比べて安価になっている現状も鑑みまして、既に他市町村でも取り組んでます防犯カメラ設置に対する大字への補助を、来年、令和7年度より実施をしていこうと思っております。補助金額につきましては、設置にかかる費用の2分の1、上限15万円を1大字の1会計年度につきまして補助を行うものです。令和7年度といたしましては、10台分として150万円の予算計上させていただいたところです。

以上です。

**藤井本委員長** 吉村委員。

**吉村委員** まず市長のSNSにつきましては、市民の皆さんとか私もちょっと複数、私自身はちょっとSNS弱いんですけども、そういう市長が情報発信を個人でやっておられるというのは存じてますし、多分それがあるからわざわざ公式で必要ないというふうなご見解かなというふうに思うんですが、監査委員からの意見として企画部に上がっている意見も、「市長個人のSNS発信に職員が関与しているのではという意見がある。職員として適切に情報管理を行い、公私混同にならぬよう留意いただきたい」というふうな意見も出ておまして、公式で情報発信、SNSをやっていたらこの辺りの問題も解決するんじゃないかなというふうに思うんです。そういった声もよく届いているかと思うんですが、それについてまたご見解をお聞かせいただきたいというふうに思います。

それからあと、エスコートゾーン設置ということで、いよいよありがとうございます。より安全になるということだと思います。これ、2か所というふうになってるんですが、その2か所をさっき質問し忘れたんですが、2か所とはどこでしょうかということと、それからあとこの予算額なんですけど、令和7年度予算が1,680万円ということで、令和6年度と比べても、これが1,659万9,000円なので予算が気持ち程度増えてはいるんですけども、人件費とか材料費すごい上がってると思うんですよ。それでその高騰について、例えば3年前とか5年前と比べてできる工事は実質的には減ってしまうんじゃないかなというふうに懸念するもんなんですけれども、これについてのご見解をお伺いをいたします。

それから、あと防犯カメラにつきましては、今後、大字から設置要望が出てくるだろうということで10台分用意してますよということで、承知いたしました。大字から出てくると要望がいろいろ出てくると思うんですが、これについては無条件にここに付けてくださいと言われたら、はいというふうに受け付けるものなのか。心配なのは、例えば市全体の設置計画から見て、これは大字から要望があるんだけどちょっとこれは違うのじゃないかなというようにことも発生するんじゃないかなという懸念もあるんですが、設置に関して要件等はそういったものをきちっと用意されているのでしょうか。それ、確認させてください。

**藤井本委員長** 高垣部長。

**高垣企画部長** 企画部、高垣です。よろしくお願いします。

ただいまの吉村委員のご質問の1つ目の公式SNSの件なのですが、人事課長が申しましたように、写真の撮影についてはホームページで掲載するための資料として職員が撮影したというものを使っております。それを2次的に市長が利用になって載せておられるという形なので、現時点での問題はないということで考えております。

以上です。

**藤井本委員長** 阿古市長。

**阿古市長** 何が公式か公式でないかというのは分かりませんが、私もちょっとややこしいもので、公約にしました。正直に申し上げまして、1日に1つアップしますよという公約にしました。全国を見ますと、いろんな市町村長が上げられておられます。それはやはりその地域の情報発信であったり、その地域を理解していただくための手段として個人で上げられているのがほとんどかなと思います。じゃあ、そのアカウントを公式にするのがいいのか悪いのかという話です。ですから、個人的に経費は自分が全て持っています。通信費から、もう自分で全部作成していますので、その作成から全部私自身がやっております。私は、やはり行政の長としてそういうことは必要であると、ですから公務であるという認識の下にやっております。ただ、そのアカウントを市の税金を使って経費として計上するかといったら、そこまでは私はする必要はないのかなと、自分自身で発信することが自分の役割であるという意識の下にやっておりますので何ら問題はないという考え方でございます。やはりその地域も含めまして、いろんな方に行政の姿やその地域を理解していただくということは、やはり行政の長として一番必要であるという認識を持っておりますので、今、私自身がやっていることは公務であるという認識を持っております。

以上でございます。

**藤井本委員長** 西川課長。

**西川建設課長** 場所につきましては、まず磐城第3号踏切、尺土第1踏切、これは正式名称でございます。場所は尺土駅の一番近い東西ということでお願いいたします。

2点目の予算額につきましては、確かに微増しかしておりませんので、物価高、人件費等は高騰しております。これも昨年度言わせていただいたんですけども、入札方法ですね。できるだけ早期の発注に心がけて、回数を分けるとかしまして、請負残でできるだけ、確かに数量は若干微減はしておりますが、できる限りはやらせていただいておりますので、おっしゃるお気持ちは分かるんですけども、大字要望につきましてはほぼある程度は調整できる状態でございます。

以上でございます。

**藤井本委員長** 野地課長。

**野地生活安全課長** 生活安全課の野地でございます。

3点目のご質問の設置する事業で要件です。一応現在7点ほど考えております。

まず、1つ目が防犯カメラの設置につきまして事前に大字区民に周知していること、2つ

目といたしまして防犯カメラの設置場所の所有者から設置についての許可を得ていること、3つ目が防犯カメラの設置及び管理について適切な運用基準を定めていること、4つ目が防犯カメラの設置について高田警察署の意見を求めていること、5つ目が撮影対象区域は原則として、道路、公園その他公共の場所とし、やむを得ず玄関、庭その他私的な空間が撮影範囲内に含まれる場合においては所有者または居住者などの同意を得ていること、6点目が防犯カメラのリース契約を締結する場合においては契約期間終了後に防犯カメラの所有権が大字に移転するものであること、7点目が防犯カメラを設置していることを記載した看板などを設置すること、以上7点の要件を満たすものについて補助を行おうと思っております。

以上です。

**藤井本委員長** 吉村委員。

**吉村委員** まず、市長のおっしゃること非常によく分かります。情報発信は市長としての首長としての役割であるということで、これはもう聞いている誰もが同感することじゃないかなと思います。これ公務というふうにおっしゃいまして、公務であれば別にこれ市の、今、市長、私費で私のお金でやってはりますけど、これ別に市長の公務なわけですから、当然それに対して税金が発生しても何ら問題はないかと思えます。なので、これは別にいいんじゃないかなとは思いますが、SNSについてちょっと私もまた勉強させていただきますということで、まずこれが1つ。

それからあと、この工事請負費についてなんですけど、これも前も私、要望を言わせてもらったんですけども、今、大字要望で道を良くしてほしいとか、あと保護者のほうから通学路の安全向上を何とかしてほしいというふうな声というのは原課のほうにはどんどん届いていると思うんです。そうなってくると、やはりそれに応えていくためにはやっぱり予算を増やしていかなきゃいかんと私は思います。なので、これは私は増やしていただきたいということを改めて意見として要望しておきます。

それから、あと防犯カメラにつきましては、きちっとして今伺いました。7つ基準があるということで、これはもう補助金が有効活用されますようにしっかりとよろしく願いをしたいと思います。

以上です。

**藤井本委員長** 関連。

奥本議長。

**奥本議長** 今のSNSのことでちょっと一言。要するに、市の情報発信されているということは、これはもう非常にうれしい、喜ばしいことで、葛城市の知名度アップにつながっていると。監査委員の指摘というのは、SNS発信に職員が関与しているのではという意見があるということなんで、公私混同にならぬようご留意いただきたいという監査委員の意見なんです。ですから、公式のやつであれば本当にもう行政のお金を使って予算として上げていただいて、市として発信していただければ何ら問題ないし、監査委員が指摘するわけじゃないんです。する必要もないんですよ。そのところの在り方というのをもう一回整理していただいて、やはり市として公式に発信する公務でやっていらっしゃるのであれば、市のアカウントをそ

れこそ用意すべきじゃないかと思しますので、一度検討をお願いします。

**藤井本委員長** 阿古市長。

**阿古市長** 私が申し上げたのは、市としてというんじゃなくて、市長として、市長の立場としてやっておりますよというお話をさせていただきました。ですので、公約にも挙げておりますけども、公務としてさせていただいております。ただ、市として持つというのと、市長として持つというのはまた別の問題でございます。やはり、市としての発信というのは、行政の発信というのはどうしても固うございますので、一般の市民、住民の皆さん方にとりましてはちょっとハードルがあります。ですので、市長という立場の中で公務として発信することが、ある種その緩衝材になるのではないかという考え方を持っております。この発信の仕方というのは全国いろんな方がされてると思しますが、私はその長として必要なことであるという認識の下に公務として発信をしております。

以上でございます。

**藤井本委員長** 奥本議長。

**奥本議長** それはそれでいいですよ。いろんな考え方あっていいと思います。全国でやってるからとおっしゃいますけども、やっぱり全国でもこれ問題にされてるところもございまして、要は監査委員は公私混同にならないように、要するに誤解を与えないようにしてくださいよと言ってらっしゃるだけで、別にそれをやらないでというわけじゃないんです。やっぱり市としてやった上で補完するためにやる分には別に問題ないし、もっと市のこのいろんな情報を発信して理解してもらおうという意味ではいいかもしれないけども、やはり今現状、公私混同になってるじゃないかという声があるということ懸念されてるということなので、一応それも理解していただきたいということで、私、申し上げた次第です。

**藤井本委員長** 問題になってるのは、写真を市職員が撮影されたのを阿古市長は公務ということで個人的なSNSで上げていると、こういうことですね。ここでちょっと非常に分かりにくい、市長は市長としての個人としてやられている、市長としてね。ただ、文書は自分で作られて発信されてるんだろうけども、写真を職員が撮られているという、それであるならば、あかんとかええとかじゃなくて、もう個人ですするというより、公に葛城市長阿古市長で出されたらどうですかとこういう意見なので、ここはちょっと検討の余地は私もあるように聞こえるんですけどね。

阿古市長。

**阿古市長** 公務としてやっております。ですので、写真は自分で撮るのがありますし、自分の写真は自分で撮れませんので撮っていただくということがあります。ただ、それが個人的なものでやっている、私はまるっきり個人の例えば何かユーチューブなり何か上げていて、それを市の職員を使っているということであれば問題があるのかと思しますが、葛城市の情報発信の中で公務としてやっていることで職員に写真を撮ってもらうということが、私はそれは個人的なことだという認識は持っておりません。ですので、もう誤解を招きますので、公約の中にも実はそれをうたわせていただいたのは、これは公務として皆さん方にお約束しますよということでお約束いたしましたので、これは私人としてではなくて市長という立場の

中でやっております。市はいろんなSNSといますか、情報発信のツールを持っております。ただ、そのツールというのは、市として例えばそのツールを使いますと非常に格式があるというか、市民の皆さん方にとりましてはちょっと何か構えたものがあります。ですので、市長として、公務として、私はもう個人的に全部私費の中でさせていただくということがそれが問題があるとは認識をしておりますし、公務である以上、職員に写真を撮っていただいて、その写真というのは当然のことながら市のホームページ等でも使うために撮ってる写真なんですけども、使うことについては私は問題はないと。あくまでこれは公務でさせていただいていることでございます。

以上でございます。

**藤井本委員長** 奥本議長。

**奥本議長** 何度も申し上げますけど、市長にやるなど言ってるわけじゃなくて、やっていただいているんですけども、やっぱり監査は監査として、この行政のいろんな全般に対していろんな見方で、こうじゃないですかというアドバイスなんですよ。この場で予算委員会の中でもそういう意見が出たということは、そういう見方もあるということなんで、一度これについて検討いただきたいと、そういうところだけなんです。だから、別にそれをやるなどかやめてほしいとか言ってるわけじゃないんで。だから、監査としての、やはり何のために監査があるか、そこからこういう意見が出てるということは一応検討いただきたいということでした。

**藤井本委員長** 川村委員。

**川村委員** ちょっと私、監査委員なんで、私がちょっとこの部分についてちょっと分けます。もう監査での立場は今、置いておいて、議員として言わせていただきます。この運用の問題なんです。監査は実際に市長に聞いたりしてはいないので、これはいろんな監査の見方があると、視点があると、それはしまししょう。私、今から聞かせてもらうのは運用の問題なんです。例えばいろんな意見が、その中のコメントとかいうのがありますよね。そのコメントが、公式的であるならば公平でないといけないのかなと。いろんな意見がそこで出てきたときに、その扱いをどうされているのかなと、ちょっとブロックされたみたいな意見を聞いたことがあるんですよ。それはブロックされることは市長の自由なのかどうかというところ辺りもこれからちょっと考えて、より公式に近い市長の私的なアカウントであっても、それが非常に公と近いところにあるならば、そこで市民の意見がその公式SNSで対話ができるような公平な基準で運用していただきたいというふうに、これも意見ですけど、市長にそれから今後の運用についてお聞かせいただきたい。

**藤井本委員長** 阿古市長。

**阿古市長** このSNSで一番気にしてるのは、実は誹謗中傷であります。私自身の例えばSNSをご覧いただいたら分かると思うんですけど、誹謗中傷は全くございません。例えば、行事の紹介であったり、こういう活動されていますよという紹介であったり、私自身が日常公務としてやっているものの紹介でありまして、仮にこの議会の場でどんな意見がありました、そのことについてどうですああですというような公式の発表の仕方はしてない。そして、コメントにつきましても、誹謗中傷等のコメントは削除させていただきます。それは、やはり管理

上必要であると考えておるからでございます。コメントについて一部の偏った表現があれば、当然、削除するのはその管理者としての義務だと考えておるところでございます。

以上でございます。

**藤井本委員長** 川村委員。

**川村委員** 誹謗中傷の部分はそんなふうにしていただいてもいいかなと思います。やっぱり、それによっていろんな問題が今、起こっています。ただ、いろんなコメント、ここの扱いについては、やっぱりその公式に寄っていくという今、市長の考えの中ででしたら、いろんなそれについてエールを送る言葉であり、また市長は今度こんなことも考えてほしいというような意見があったとしても、そこはその運用についてはできるだけそれを受け入れてまた発信をしていただきたいと、ただそこだけが問題なのかなというふうに思ったりはします。私は、公式であって、それがより公式に近いやり方でこれからもやるというのであれば、その公私混同というところが今はより公式に近いと今日言われましたので、それはそれで受け止めさせていただきます。

**藤井本委員長** 阿古市長。

**阿古市長** コメント等は、実は見る皆さん方に私は全てオープンにしていますので、どなたも見れるような形になりますので、その部分について偏った表現でありますとか個人的なものというのは削除させていただきます。ただ、メッセージでありましたり、実はフェイスブックでもLINEでもそうですしインスタでもそうなんですけど、メッセージがありますので、個人的なお話というのはそちらのほうに入れていただくように誘導させていただくことはしております。

以上でございます。

**藤井本委員長** 間違っていたらごめんなさい、市長がやってはる内容がどうのこうのと誰も言っていないわけです。公に税金を使ってやられたらどうですかと、公式にやられたらどうですかというご意見をいただいておりますので、またこれからの課題というてええんですか、ご検討いただけたらということでございます。

次に進みます。

谷原委員。

**谷原委員** ちょっとこの問題も関心はあるところですけど、次行きます。ページ数からいきます。3点あります。

1つ目ですけれども、39ページ2款1項2目10節の広報発行事業ということで印刷製本費が1,100万余り計上されていますけれども、この積算内容についてお伺いします。

2点目、49ページです。2款1項8目の18節になります。まちづくり一括交付金のところに、これは予算案の概要16ページになります5の4項の広報配布事業相当分ということで、委託料が5,300万余り計上されておりますけれども、この5,384万円のこの大字世帯数配布部数が一体どうなっているのか、これについてお伺いいたします。

それから3点目です。同じく49ページ2款1項8目18節のまちづくり一括交付金であります。指定管理者制度について質問したときに、葛城市が指定管理者制度を運用している施

設は地域のコミュニティセンターや集会所公民館ですか、これも指定管理者制度として主に大字自治会を指定管理者として指定して運用していただいているようですが、この費用を、この指定管理者制度に関わる指定管理料については今回の予算案では外出していただいて、名目も指定管理料ともうきちっと正確に書いていただけるようになったんですけれども、この地域のコミュニティセンターとか公民館等を指定管理者制度で運用されてるわけですが、その指定管理料はどこにどういう形であるのかというのをお聞きいたします。

**藤井本委員長** 西川課長。

**西川企画政策課長** 企画政策課の西川です。よろしくお願いたします。

まず広報の積算根拠というところなんですけども、単価当たりの印刷費が2.05円、ページ数が平均で約28ページ、世帯数が1万5,000世帯の12か月に消費税を掛けた1,136万6,000円ということで計上しております。

2点目のまちづくり一括交付金ということなんですけども、このまちづくり事業一括交付金においては、要綱に規定されておりますこの広報誌等配布事業ということにつきましては、この交付金の要綱の中で4月1日時点の世帯数に1,000円を乗じた金額で交付するというように規定しておりますので、その積算をしておりますのでございます。

最後に指定管理料のところなんですけども、これにつきましては、恐らく教育費の中で生涯学習課の多分所管のところまで上がってきてるんじゃないのかなとは推測はしてはいるんですけども、うちの款のほうではないということだけはお答えさせていただきます。

**藤井本委員長** 谷原委員。

**谷原委員** ありがとうございます。1つは広報ですけれども、先ほどおっしゃいましたように印刷は1万5,000部印刷なんです。ところが、配布当たりは1万5,500世帯となっております。この件につきましては、令和6年度の9月の決算特別委員会でこれ決算ベースで指摘させていただいたんですけれども、つまり配布部数より多い部数を大字のほうに配布していただく補助金として提出されているということを私、提起したんです。それで今回も予算計上が印刷部数より多い世帯数、これ4月1日時点ということなんですけども、それでありまして。これ、どうなってるんですか。これ聞きたいんです。つまり、印刷は全部大字に行くわけではありませんから、もっと大字に下りてる印刷物は少ないはずなんです。だけど、配布部数のお金はそれだけの配布してないお金を上積みしてるんじゃないかと僕、その決算のときに指摘させていただいたんですよ。だからこれがどのようにお考えなのか、そういうことをお話ししていただきたい。

今ちょっと疑問なところなのであれなんですけども、これは2つ目の質問なんですけども、委託料として本来は出すものじゃないかということも併せて決算で言わせていただきました。県の広報費は、歳入見ていただいたら分かるように広報配布委託料なんです。これは役務を提供することに対するお金は委託料だから、補助金というのとちょっと性格が違うと思うので、私は大字ときちっと委託契約を結ぶなりしてきちっと配布部数と合わせていただきたいというふうには思ってるんですけども、ここら辺の見解をどうお考えなのかお伺いしたいと思います。

それから指定管理者については、生涯学習課のほうではないかということでありました。ついでにですが、公園とかのトイレ等についてもこれも同じだろうと思うんですけど、もう一回確認ですけども、まちづくり事業一括交付金の地域振興活動事業相当分という形で、これも一括交付金やら世帯ごとでまとめて、この地域振興活動事業とか安心・安全まちづくり事業相当分というふうなところでここに入っていることはないですね。それだけ再度確認なんです。それはもう後、生涯学習課の予算の担当のときになってまた確認いたしますけど、それだけ再度確認させてください。

**藤井本委員長** 西川課長。

**西川企画政策課長** 企画部の西川です。よろしく願いいたします。

この点につきましては以前からもお伝えさせていただいてますとおり、市といたしましてはこの広報誌等を区で配布していただくことにより、住民同士のつながりや住民の安否確認にも寄与するなど、一番の地域の基本となるコミュニティの形成に寄与ができるものと考えております。まちづくり一括交付金として、そういう意味においてまちづくり一括交付金ということで区に配布しているものですので、当然その世帯数と合わなくても、交付金自体がまちづくり、要は共助のまちづくりの目的として支払っている補助金なので、ここは委託契約にすべきではないかとかそういう意見もございしますが、ちょっと現在は今そこは全然検討しておらないところでございます。

委託契約にすべきではないかということなんですけども、例えば委託契約とした場合に、区と当然契約を結んだりですとか、あと今度支払いをする際にその支払いの書類を当然区から説明を出してもらわなければいけないことになります。例えばどういうふうに配布しておったかとかというのを確認する資料とか提出してもらうのが、区にとってもやはり相当負担かかるんじゃないかなというのは想定されますので、やはりそういうのはちょっと適当ではないと。あくまでその共助の中で、まちづくりという広い意味合いで補助金として交付したいと考えておるところでございます。

あと、県と委託しているということは県と市が委託しておりますので、そこについては県と市の委託ということで、それがたまたまそのうちの場合は区に配布してもらってるんですけども、よその市町村においてもほとんど区に配布しておりまして、同じように県と市で広報委託配付金ということでいただいておりますので、特に問題はないかなと認識しております。

最後のこの地域振興活動事業相当分ということで、含まれてるんじゃないかということなんですけども、こちらにつきましては含まれてないものと認識しております。

以上です。

**藤井本委員長** 谷原委員。

**谷原委員** これ、意見だけになりますけれども、私は税の執行として不適切な費目になってるということを申し上げてるんです。補助金であれ、まちづくりのための補助金であれば、それでまちづくりの補助金で出したらいんですよ。ところがこれ広報配布の相当分というふうにして件数まで書いてやってるから、1万5,000世帯と印刷部数が違うやないかと、どういう税

の執行になってるんだということになるんですね。ましてや、この節の部分でどこにどの節に入れるかといったとき、補助金で入れるのか委託料で入れるのかというのについては、これは財政法上の基準があるじゃないですか、ちゃんと。私言ってるのは、結局、広報をお願いするんだったら、配布をお願いするんだったら委託料としてちゃんと正確にやるべきだというのが、これ意見ですよ、今ね。もう最後やから意見として述べてますけれども、その上で、まちづくりのために広報があるということであれば、何で自治会に入っている人と入ってない人を分けて、入っている人しか配ってない自治会があるんですか。これについては、逆にまちづくりを阻害することになっているわけです。だから本来、広報は自治会に入っていない人のところにもお配りして、こういう活動をやってます、ぜひ自治会に入ってくださいと、こういう活動もしてますということで、自治会活動の中、協力していただくためにもこの広報はすごく役に立つもんだから、それは分かるんです。まちづくりのために重要だと。ところが今現状、市民から聞く声の中で、結局、自治会に入っていなかったら配ってないよと。広報下りてきてるけど、入ってない人の分は捨てられてる、そういうところもあるということなので、私、これについては予算の中できちっと費目として委託という形で正確に合わせたい。趣旨としては、自治会に入っていない人のところにも、大字を通じて皆さんにこの印刷分は世帯分がちゃんと配布されるようにやっていただきたいというふうに思います。もうそれだけです。そこまでまちづくりということであれば、広報が全世帯に配られるように、これは大字の区長にもお願いし、区長にも配っていただくということをぜひ今年度からやっていただきたいと。

以上です。

**藤井本委員長** 西川課長。

**西川企画政策課長** 企画政策課の西川です。

谷原委員おっしゃっているその広報誌の全世帯に配るということは、これは市としても全世帯に配布するべきと考えているので、そこは共通認識を持っておりますので、そこを全世帯に広報誌が配れるように努めてまいりたいと、それは考えておるところでございます。

以上です。

**藤井本委員長** いいですか。ほかに。

吉村委員。

**吉村委員** それでは、予算書の50ページから51ページにかけての部分なんですけれども、1項総務管理費の9目企画費、12節委託料なんですけど、第三次総合計画及び総合戦略策定業務委託料1,104万6,000円、1,000万超の予算ですけれども、この策定業務の業者選定については一般的には公募型プロポーザル方式とか一般競争入札とかがあると思いますけれども、市としてはどのように考えておられますでしょうかというのが1つ目の質問です。

それから、あと51ページ、これは9目同じく企画費の8節旅費なんですけど、国際交流・友好自治体交流事業というものの、これが令和7年度予算では217万9,000円ですが、令和6年度は94万8,000円と倍額以上になってるんです。この増額理由、これをお聞かせ願えたらと思います。

それから、予算書の53ページ、同じく企画費の13節使用料及び賃借料でバス借上料というのがございます。26万4,000円、この内容についてお聞かせ願いたいと思います。

**藤井本委員長** 西川課長。

**西川企画政策課長** 企画政策課の西川です。よろしくお願いいたします。

まず、総合計画の業者選定の方法はというところなんですけども、現時点では公募型のプロポーザルにより執行したいと考えておるところでございます。

続きまして、国際交流の増額の理由なんですけども、令和7年度におきましては東アジア政府会合に参加する予定のため増額となっております。令和7年度におきましてはベトナムのフエ市において開催され、6月5日から7日までの3日間、東アジア政府会合に参加をする予定でございます。そのための旅費として4名分の旅費を計上しているところでございます。

最後のバスの借上料の26万4,000円なんですけども、こちらは芝桜まつりの開催の際のシャトルバスの運行委託料ということで予算を計上しているものでございます。現時点では12日と19日、ほんみちの駐車場から社会教育センター、そして道の駅かつらぎというこの3ルートを往復するようなバスの運行を予定していますので、そのための経費ということで計上しております。

以上です。

**藤井本委員長** 吉村委員。

**吉村委員** まず、第三次総合計画、これは公募型のプロポでされるということで承知いたしました。

素人の思いつきみたいでちょっと恐縮なんですけれども、これは後ろのほうに出てくる都市計画課のほうの都市計画マスタープラン策定業務委託料も今年度の当初予算に入ってます。両方とも10年間の計画ですんで、課は随分違いますけども、もし重なっているような部分があったら、これ一緒にやったら、一緒にやるような何か工夫ができれば経費も抑えられるん違うかなというふうに思うんですが、これについてお考えがもしあればお願いをいたします。

それからあと、国際交流・友好自治体交流事業、前、コロナのときに中国に行かれるのが中止になったというのがあったので、多分それの件かな、今度はベトナムのほうでされるというふうなことで承知いたしました。

友好都市についてなんですけど、前に中国の臨沂市とオーストラリアのストラスフィールド市と国際交流をされている、これ直接関係ないかもしれないんですけど、臨沂市についてはちょっとあれやったんですが、オーストラリアのストラスフィールド市との国際交流というのはあのあと進んでいるのか、もし聞かせてもらえたらお願いします。

それからあと、いわゆる芝桜まつりについては、これパークアンドライド方式を取られるということですね。それ、承知しました。

あと、ほんみちの駐車場と社会教育センターの駐車場のキャパ、何台ぐらい止まれるのかということと、それで十分と当然考えていらっしやると思うんですけども、その辺り確認をさせてもらえたらと思います。

**藤井本委員長** 西川課長。

**西川企画政策課長** 企画政策課の西川です。よろしくお願ひいたします。

総合計画とこの都市計画マスタープランを一緒に発注することについては、一緒に発注することで業務圧縮になるかもしれないんですけども、そうすると参加できる業者が非常に限られてくるかなと想像してまして、現時点では分けるほうがいいのかと考えておるところでございます。ただし、アンケート調査、こういったものにつきましては1つで集約できるんじゃないかと考えておりますので、この郵送料とかその手数料はやっぱり別で2回送るよりも1回でまとめたほうがいいのかということも思っておりますので、その部分は1つにまとめて発送する予定をしております。

そして、このオーストラリアのストラスフィールドについてなんですけども、一応学校間交流の提案をこちらのほうからさせていただき、先方のほうから前向きに協力いただける旨の親書もいただいておりますんですけども、その内容が障がいのある児童との交流ができないかという意向でこの市内の学校へ調整をしていたんですけども、やはり交流に至るにはなかなか難しいということがあり、コロナ禍の状況もその当時ありましたのでなかなか進んでいないというのが現状でございます。

そして最後のバスのキャパなんですけども、駐車台数につきましてはほんみちで大体500台ぐらい止まれるんじゃないかと考えております。社会教育センターで100台弱ぐらいで、昨年度よりも駐車場はここで増えるんじゃないかなと。第2健民もちょっと検討はしておったんですけども、少しやはり第2健民から道の駅かつらぎに行くよりはちょっと遠いんです、具体的には、正確には1.7キロぐらいありまして、ほんみちから道の駅かつらぎのほうにつきましては大体1キロぐらいで来れるということもあるんで、ほんみちとこの2か所ということで令和7年度は執行させていただきたいと考えております。

以上です。

**藤井本委員長** 吉村委員。

**吉村委員** まず、なるほどということで、1つ目の第三次総合計画については私の思いつきみたいな質問で恐縮やったんですが、アンケートを一緒にすると手数料とそれから郵送料が圧縮できるということで、こういうできるところはどんどん協力させていただいて、原課同士でやっていただいて経費圧縮という、これはいいことだと思いますのでお願ひをしたいと思います。

それから、オーストラリアのストラスフィールド市については、経緯を伺いましたので承知いたしました。

それから芝桜まつりのこれ、やっぱりほんみちの駐車場はかなり大きいんですね。今、聞いてびっくりしました。あとは、これパークアンドライドというのは、やっぱり皆さんに知ってもらって何ぼやと思うんですよ。そういう利用する人が少なければ、やっぱり車がどんどん来てしまって、結局、混雑解消にはつながらないので、もう事前の周知についてはしっかりとやっていただくように、例えば広報とかホームページとか様々SNS等も通じて発信をされるものと思いますけれども、あらゆる場所でこういうパークアンドライドをやってるんだということをしっかりと周知していただきまして、せっかく参加くださっている皆さんが気持ちよく混雑がないように行けるようによろしくお願ひいたします。

以上です。

**藤井本委員長** さっき中国の臨沂市も聞いてたよね。それはもう答えてないよね。

**高垣企画部長** 企画部、高垣です。

ただいま臨沂市の状態なんですけども、臨沂市は奈良県の東アジア地方政府会合に参加されておられまして、参画することで一緒に交流する機会をまたできるかなということで、進んではないんですが、また話し進めばまた報告させていただきたいと思います。

以上です。

**藤井本委員長** あれから進んでないということやね。

**高垣企画部長** はい。

**藤井本委員長** ほかに。

増田委員。

**増田委員** 予算書43ページ、改めて確認をさせてください。当麻複合施設周辺エリアの活用事業支援委託料212万3,000円と、エリア、論地池も含めて今の駐車場、それから跡地、全部このエリアをどうするんだというその辺のことを、公募によってプランをお聞きしようというか、私あらかじめ葛城市としてどれだけの駐車場を確保するんだとか、商業施設をイメージするエリア面積としてはこのぐらいを想定しているんだとかという大体のそのイメージといいますかエリアの配分というんですか、そういうものが既存の複合施設の需要量とか、それから農村広場の需要量とかということ想定してある程度そのプランとしてお持ちなんか、いやもうそれも全部ひっくるめてあのエリアというふうにお考えなんか、そこんどこちょっと分からないんで、どうお考えかお聞かせください。

それから次のページ、これ先ほどちょっと言いたかって言えなかった、50ページ、街灯管理事業の光熱費160万ということで、これ分かるとるんですわ。1,100万から1,600万という増額になってるんですけど、その理由というんですか、お聞かせを願いたい。

それから3つ目は、先ほどありました防犯カメラ、これ大字に上限15万で10台、その概要のところには、市で設置する分の2台分の予算が135万となっております。要するに2台で135万の予算組んでおられるということは、大体70万ぐらいの費用がかかるんだなと思ってたら、大字に対する助成は2分の1とは分かりましたよ。70万の2分の1やったら30万ですけども、ここでは30万でできるやつ2分の1の15万と、こういうシミュレーション。これ、えらい計算的に2分の1とはいうものの、恐らく2分の1で防犯カメラ付くかなという素朴な疑問があるんですけども、その辺について計算教えてください。いや、30万円であるんだよと、30万であるんだったら市も30万でできるんじゃないですかと、これ逆の話も成り立つんで、そこんどこちょっと確認させてください。

**藤井本委員長** 吉田室長。

**吉田庁舎機能再編推進室長** 庁舎機能再編推進室の吉田です。

まず1点目のご質問でございますが、跡地の周辺エリアの範囲なんですけれども、対象とするエリアは北側の駐車場、それと旧当麻庁舎の跡地、それから倉庫、車庫、それと当麻図書館、今の現当麻庁舎、それから図書館の南側の駐車場と、それと論地池という範囲でござ

いまして、敷地面積といたしましては1万1,990平方メートル。その内訳としましては、市有地が9,621平方メートル、民有地、これが論地池になりますけれども2,369平方メートル、合計1万1,990平方メートルで検討しております。また、公募をこれからしていくんですけども、市有地、それから民間の活用地というのを、特に民間の活用地は開発事前協議にかかっていくエリアになると思いますので、そのところはまた検討していくことになります。駐車場のほうは、現状、市有地としての駐車場はあの周辺エリアで150台ほど止められるかと思うんですが、その割合も今後、民間の提案に沿って併せて検討していきたいと思っております。

**藤井本委員長** 野地課長。

**野地生活安全課長** 生活安全課の野地です。よろしくお願いいたします。

2点目の電気代の増額理由ですけども、ご存じのとおり、電気代というのはかなり高騰しております。令和6年度につきましても12月補正で400万円余りの補正をさせていただいたところ。令和6年度につきましては1年間のうち8か月分は政府補助金がある予定ですけども、令和7年度につきましては政府補助金があるとの話は聞いておりませんので、政府補助金がなかった令和6年7月、8月分の電気代の平均値を取らせていただきまして、令和7年度の使用料として計算いたしましたので、令和6年度に比べて530万円余り増額になっているものです。

続いて3点目の防犯カメラですけども、確かに防犯カメラというのは最近いろいろな種類のものが出てきてまして、金額につきましても高いものから安いものがあります。この市のほうで付けさせていただいている分というのは、今まで市では69台の防犯カメラが付いてるんですけども、一応同じものが、新たに付けるのではなくて、故障した場合、もう修理するよりも新しいものを付けたほうが安いであろうという考えの下で、同程度の解像度のもので、データももうちょっと長時間持てるようなものを付けていますので、同じ仕様のもので、補助の考えよりもちょっと高い防犯カメラの設置のほうを考えてまして、135万7,000円と積算にさせていただいております。

以上です。

**藤井本委員長** 増田委員。

**増田委員** もうちょっと足してほしかった。分かりました。私がこの當麻の周辺エリア、お聞きしたかったのは、これ、課長のほうから説明ございましたけども、民間に問うというお話でした。駐車場のエリアも含めて民間に問う。私、市としてこのぐらいの駐車場を確保しとかなあかんという考えを持っとかなあかんの違うかなと。民間が葛城市の公共施設の駐車場どんだけ要んねんというのを民間に計算さすべきなんかどうかという、そもそも論の話をちょっと疑問に思ってるんで、こんだけ必要でしょうというのは、今の需要量プラスアルファ、民間商業施設を建てられる方が、うちの店にこんだけのフロアであればこんだけの台数の駐車場が必要やというのは計算されると思いますけど、プラス複合施設においてどのぐらいの車の駐車場が必要なんやと、農村広場の野球するときの普段の需要量がどんだけあんねんかというリサーチまで民間に問うんかどうかというのはいかなんかということ私を疑

間視しているということなんです。それを全部、いやもうやってもらいまんねんていうて、それで駐車場狭うて後から駐車場2階建てにしようかというような話になるとまた余計な費用がかかりますんで、やっぱり適正な敷地活用、利用というのは、あらかじめある一定の考えというのはお持ちじゃないと、要するに商業施設の必要な面積というところはとなれば、参入するそういう業者が、そのぐらいのフロアを計画されてるんだったらうちも手挙げようかなという複数の事業者が参入していただけるのかなと思うんですけど、ちょっとこの業務について躊躇される業者がたくさんおられんのかなと、ここまでのシミュレーションをやるのとなれば限られた業者になると思います。

それから、電気代、分かりました。値上がり、これここで私、問いましたけども、電気代というのはここに限らず全ての施設といいますかに共通する共通費用ですんで、全てこのぐらいの率、これは補助金がなくなったということもございますけれども、実質の電気代の値上がりというのがほかの施設も含めてどのぐらいあんのかということ、もう一度お尋ねします。

それからカメラですけども、市の従来付けていただいているカメラは60万から70万ぐらいのやつを、引き続き2台ぐらいのストックといいますか、予備として用意していただいている。それ以外、大字については比較的成本の安いものということで今、普及してますんで、いろんなタイプのものが出てるんで、そういうものを選ばれると30万、40万で50%補助できる程度のもも市販されていると、こういうことかと思えます。

そこで、先ほど答弁でございましたけども、これ情報ですんで、カメラというその1つの画像が出てきます。何万時間とか説明ございました。これは、市で設置された画像については市の責任においてその画像の管理を改修も含めてされると、大字で2分の1で購入された機械については大字がその画像を管理責任を負うと、こういうことかいいんですかね。

**藤井本委員長** 吉田室長。

**吉田庁舎機能再編推進室長** ただいまの1点目の質問でございます。説明不足で申し訳ありません。公募をする際には、その跡地のエリアを民間で整備していただくエリア、それから市有地として整備するエリアというのは分かるように地図を付けて公募を考えております。

また駐車場につきましては、私どものほうで試算をしますと市有地で約150台ほどが必要だろうということも公募の条件の中に明記をしてさせていただいた上で、事業者の選定を行うおうと考えております。

**藤井本委員長** 倉田課長。

**倉田管財課長** 管財課の倉田でございます。お願いします。

電気代につきましてはいろいろな契約形態いうのがございまして、低圧で購入している電気、それから新庄庁舎等で高圧で利用している電気等もございまして、一貫して全部がこうやということはここでは申し上げられないんですけども、例えば新庄庁舎でいきますと、昨年度、令和6年度における電気代は予算的には1,700万ぐらい、令和7年度の予想なんですけども1,800万ぐらい、ちょっと100万円ぐらいは上がるかなという見込みで計算をしております。電気代の高圧につきましては、月額単価、それから市場価格連動額、それから再生

可能エネルギー、燃料調整額、いろいろな要素が混ざり込んでますので、説明しますとなかなか短時間ではいけないというところもございますが、いろいろ考えた上で試算をした上で、昨年一昨年の電気の使用料等を鑑みた上で、財政のほうに予算を計上しているということでございます。

以上でございます。

**藤井本委員長** 野地課長。

**野地生活安全課長** 生活安全課の野地でございます。

3点目のご質問ですけれども、委員おっしゃるように、防犯カメラの映像というのは非常に高い個人情報になります。大字で付けていただくものにつきましては、やっぱり大字のほうで管理をしていただくことになろうと思っておりますけれども、その中で適切な運用基準を定めてくださいという文言を入れさせていただこうと考えております。その中で、運用責任者でありますとか、記録した映像等の管理というものをどうするのかというのをちゃんと文書で定めさせていただいて運用していただくということを考えております。

以上です。

**藤井本委員長** 増田委員。

**増田委員** どうもありがとうございました。分かりました。周辺エリアは、市の考えというのはちゃんと持ってると、駐車場はこのぐらいの確保、商業施設エリアはこのぐらいの跡地でイメージをしてるんだと、それに関して公募でいろんなプランニングをしていただく、こういうことですね。分かりました。

それと、電気代については、私これ見ただけで電気代の値上がりを超えているなど。恐らく今の倉田課長からの説明では、電気代の上がり分については1割弱強、そのぐらい。街灯の値上がりについては、電気代の値上がりもあるけども補助金がなくなる、そのウエートのほうが高いということの理解でよろしいですかね。1,100万が1,600万になるんで、電気代の値上がり以上の費用の上昇ですんで、ちょっと違和感があったんでね。

それから、カメラについては分かりました。その情報、貴重なといいますか、個人情報も含まれて大切な情報ですんで、適正管理よろしくお願い申し上げます。

以上です。

**藤井本委員長** 野地課長。

**野地生活安全課長** 生活安全課の野地です。

ちょっと1点なんですけれども、街灯の電気代ですけれども、こちらのほうは当初予算ベースで書いてますので500万円余り増えてますけれども、12月に6年度は430万円余り補正をさせていただいております。なので、令和6年度から7年度の増減幅は100万円程度になるかと思っております。なので、その電気代の中に政府補助金が含まれてます。その政府補助金がなくなることによって、電気代そのものが上がるというふうな理解でお願いしたいと思っております。

**藤井本委員長** 増田委員。

**増田委員** ちょっと確認だけさせていただきます。となれば、これ1,100万じゃなかったと、補正のときどういう予算委員会で意見あったか知りませんが、追加補正したんですよね。1,100万から

400万円、1,500万になったと。何で400万増えたという話をせなあかんから、ちょっと話ややこしくなる。当初予算の1,100万がそもそも少なかったということでもいいですか。

**藤井本委員長** ほかにないですか。

西川委員。

**西川委員** 49ページの2款1項8目すむなら葛城住宅取得補助金なんですけど、460万円、令和6年度と令和7年と全く一緒なんです。これ今、葛城市、住宅はかなり冷え込んでる状態です、建設、建築が。藤井本委員長もおっしゃってましたけど、人口もやっぱりちょっと今、微減というか、ちょっとなってる。その影響というのも、物価高騰でかなり住宅建設費が3割ぐらい上がってるんですね。やはりそうなったら、これどこでもなんですけど止まってる状態なんです。やはり葛城市は持続可能性自治体選ばれてるところもあります。子育てに関しても、医療費、窓口負担も要らんとかいうところもあるし、保育料ゼロから2歳児も無償化になってますし、本当は来たいところなんですけど、やはり住宅が上がってるというところで買い控えがかなり起こってるというのが現状なんです。やはり、その中でも460万円では出してはるんですけど、令和6年度と一緒にというのがやっぱりその辺の情勢考えて、もうちょっと市として何かやっぱり来ていただきたいというところがあれば、住宅ローンについてももうやっぱりローンアウトされるところも多いんですね。それはもちろん国の施策で賃上げを賃上げをという、なかなか追いついてきません、これ。その中でやっぱり自治体としてできることというのものもあるんじゃないかなというところで、この460万同じように付けられたというところの理由を教えてくださいたいのと、2点目が、ちょっと選んでいきますね。51ページの2款1項9目企画費なんです。社会教育センター跡地に係る空間デザインコンペティションの事業支援業務委託料及び報償費というところで、これどのようなことを考えられておる、イメージされておるかというところを教えてくださいたいです。

それと、53ページのこれは2款1項9目になります。18節の負担金補助及び交付金の中で、ふるさと回帰フェア参加負担金と、これも新規で出てるんですけど、これは一体どのようなものなのか内容を教えてくださいたいと思います。3点お願いします。

**藤井本委員長** 西川課長。

**西川企画政策課長** 企画政策課の西川です。よろしく願いいたします。

まず、この令和7年度、同額にした理由というところなんですけども、確かにおっしゃるように、今年の実績ではやはり若干少なめになっておるのが現状でございます、昨年度よりも。ただ、この3点目の質問にあるこのふるさと回帰フェア、こちらにつきましては、また市のこういう移住・定住に向けたものを広くPRしていきたいという意味もございまして、この点を加味しまして、もう令和6年、7年は同額といったところです。なかなかどこまで削減していいのかというのは非常に難しいところで……。

(「削減というか、増やしていくということですよ」の声あり)

**西川企画政策課長** 増やせですね、なるほど。そういうことですね。分かりました。そこにつきましては、金額等も含めてまたちょっと今後研究していきたいと思います。すいません。

**藤井本委員長** 阿古市長。

**阿古市長** すむなら葛城市のこの制度自身をどうするのかということやろうと思います。実際問題として、今の金額でそれで魅力を感じてるのかということ、私はそんな魅力は感じてないと思います。例えば、地方自治体の中でも、九州のほうでしたか、たしか引っ越しすると何百万、子ども一人いると更に100万円上乗せしますみたいなことをやって人口を集めようとされてるところもありますけども、私はそのやり方そのものはあまり良くないという考え方を持っています。葛城市の場合は、非常に住環境等が、また子育て環境等が優れた状況にあります。ですので、その部分についてのアピールの仕方というのは必要なんですけども、お金をあげますから来てくださいというようなやり方ではないのかなという考え方を持っています。ですので、例えばその分のお金を来ていただく人に渡すような制度をつくるのであれば、その分を教育に回すとか、いろんな福祉環境に充てるとか、そういう感覚の考え方を持っています。この制度そのものが、上げろと言われても、これはちょっと何と申しますか、金額によって移住者を集めようという感覚的なものはありません。長く住んでいただくことによって葛城市の魅力を感じていただく、住んでいる人に、例えばこんな金額だけ言うたら申し訳ないですけど、水道料金なんかよそから来られると葛城市やと半分ですねとおっしゃる方もおられますんで、ですからもうそれは1年で十分回収できる金額であったりするんだと思いますけども、お金を渡して人を集めるというような感じではなくて、住環境の水準を上げることによって葛城市に集まってきていただくというふうな感覚のものやと思います。もうご指摘いただきましたように、住宅状況といいますか、その物価高騰による、今の若い世代が非常に投資をしにくい状況にあるというのはよく分かります。ただ、いずれはどっかで投資をしていただくことになると思いますので、選んでいただけるような葛城市の姿をつくっていきたいと考えております。

以上でございます。

**藤井本委員長** 西川委員。

**西川委員** 市長の発言で、今、あんまり魅力のないもんやというような言い方をされた、そこだけね、それやったらもうこんな補助金もなしにせえよという話になるから、それはちょっと違うんじゃないかなと思うんで、やっぱりこれを当てにされてる方ももちろんいらっしゃいますよ。これで例えば机買ったとかね。そやから、そなんやったら魅力のないものというか、それ市長の言うていることは分かるんです。分かるんですよ。それはお金じゃないところですよ。ただ、ここはお金を渡してるんですから、そやから魅力のないとか、ほんならこれも削ったらええやんてなるから。そやから、僕は言うてるのは、もうちょっと物価高騰も含めたら増やしたらどうですかという話のお金の話をしとるんやと。そやから、言うたんですよ。だからそこだけちょっと訂正してください。

**藤井本委員長** 阿古市長。

**阿古市長** 魅力ないという言葉、もし使ったのであれば、失言でございますので、訂正させていただきます。

**藤井本委員長** 全国的な流れの中での、そこに魅力をとという意味合いでおっしゃった。

西川課長。

**西川企画政策課長** そうしましたら、次の空間デザインコンペの件でご説明させていただきます。この令和3年から休館となっているこの社会教育センターの跡地なんですけども、現在、奈良県と連携してこの宿泊施設の誘致に取り組んでいるんですけども、具体的な業者が決定しておらないというのが実情でございます。そこで、令和7年度、事業者が参入できるような新たな取組として、この社会教育センターの空間デザインをコンペティションによりいろいろな作品を応募いただいてやっていこうという内容でございます。具体的には、今現在、奈良のほうでもちいどのセンター街というのがこの空間デザインコンペをやっておられます。それが公益社団法人日本建築協会近畿支部がやっておられますので、うちのほうもそこに支援いただいて、同じような空間のデザインのコンペを実施したいと考えておるところでございます。

3点目のこのふるさと回帰フェアなんですけども、こちらにつきましてはこの補正予算のほうでもいろいろご審議ありましたように、何も東京のほうにPRができていないというのが現状でございますので、このふるさと回帰支援センターのほうにまず負担金をお支払いさせていただき、年に1回やっておりますふるさと回帰フェア、これ9月に開催されるんですけども、こちらのほうに職員が2名行って、東京圏で葛城市のPRをして、移住・定住に向けて取り組んでいきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

**藤井本委員長** 西川委員。

**西川委員** すむなら葛城市の件につきましては、市長のほうからも話もいただいておりますし、やはり今、物価高騰もあってローンが組めないというところもあるので、やはりお金の面に関しても何かしら自治体のほうでも何かできることが、例えば別にローンを各金融機関と提携を、今、金利も住宅ローンも少ないながらも上がってるんです、住宅ローンについてはね。その中でもやっぱり何かしら市と提携をして金融機関のほうと、葛城市で住むんやったら金利はこれでいけますよとかというような手だてももしかしたらできるかもしれんし、住宅の保証とかローンの保証とかいうのも葛城市に住まれるんやったら多少何ぼか見ますよとか、それできるかできひんかというのものもあるかもしれん、すむならはもういいですよ、もうこれで。意見としてだけ言うときますわ。あんのかな、今まだ大和信用金庫の、残ってんねね。でも、あれ言うときますけど、今のやられてるやつというのは普通に組むよりも金利高くなります、大体。これは前市長のときにやられた施策やと思うんですけども、もうちょっとそこも考えたほうがええと思うんですけどね。今、続けてるといふんやったら。もういいです。すむならのやつは、もうこれで意見としてだけ言うときますね。

社会教育センターの件なんです、跡地活用。建築家協会のほうに手助けをしていただいているということで、コンペは幅広く募るわけですよ。コンペに向けての内容を固めていくということや、実施内容と。これはもちろん、市長もずっとおっしゃってますけど宿泊施設が基本メインで、そのテーマとしてコンペ自身を建築家協会のほうに伝えて、どういうコンペにしたらいいのですかということをやろうというような内容やということですね。この件についても、もちろんこれいいと思うんです。事

業者がなかなか手挙げにくいところをコンペにしてイメージを膨らまして、デザインが目に見えた形で出てくるので、民間の事業者が乗りやすいというところも出てくる1つの材料になると思うんです。ただ、これはここをしっかりと決めやんと、僕は次に言うてるこの地区計画に進んでいけないんで、やっぱりこれを来ていただく事業者、これ1つのコンペしていただいて、イメージを膨らませてもらって、事業者にPR、これはもう市長が行くしかない、行くしかないというか行ったほうがいい。ホテルの事業主のほうに、こういうコンペしてこんな空間をしたいんやと市のほうでPRしに行く。先、それを早う決めやんと、あそこは市街化調整区域なんで次に進めないです。地区計画をつくらなあかん。そやから、まだまだちょっと道が遠い。ただ、これを今、一歩やられるということに関してはいいかなと思うんで、ただ、これどういうイメージを持たれてるかということだけ、建築家協会に頼む、さっきも一緒ですけど、頼んだきりじゃなくて、市としてのイメージを教えてください。

それと、ふるさと回帰センターの件です。ふるさと回帰フェアというのがあるんですね。僕もちょっと知りませんでした。これ東京であるということで、今まで参加してなかったけど葛城市が参加するということで、これは非常にいいことやなと思います。今まで使われてない補助金ありますよね。東京、関東圏から来られる方、これについても一定の何かしら利用が見込まれるかなと思うんですけど、ここで僕、一般質問でも言ってたんですけど、帰ってこられるということやから、3世代同居、近居、これ一般質問でもさせていただいてるんですけど、この考えについてはどうなんかなと。これ、だって、ふるさとに帰ってくる、こっちの実家にもし親御さんがおられるというときに、やっぱりその3世代、おじいちゃん、子ども、孫、この3世代で同居、近居なりするときに補助が出るんですね。新築するときは50万円とか、他市とかはそうですけど、そういう考えがやっぱりこれつながってくるん違うかなと思うんです、ふるさと回帰フェアは。その辺のお考えをちょっと教えて、市長でもいいですけど。

**藤井本委員長** 西川課長。

**西川企画政策課長** 企画政策課の西川です。よろしく願いいたします。

今の空間デザインコンペをどのようなイメージでしようとしているかということなんですけども、地区計画という言葉が出たとおり、今、市として考えておりますのは、まず宿泊施設を考えてください、もう一つは市民が楽しめるような場所づくりを提供してください、もう一つはそこはもう自由にアイデアを募ろうかなと。何せ敷地が8.7ヘクタールありますんで、もう一つの自由なデザインはいろいろ提案してもらって、基本的には宿泊施設と市民が楽しめるような施設で、これをまずは計画したいなと考えておるところでございます。

**藤井本委員長** 高垣部長。

**高垣企画部長** 企画部、高垣です。

ただいまの西川委員のご質問の、3世代同居の部分も含めてとおっしゃっています部分なんですけど、東京圏からの移住の部分にまだ上乗せできないという部分での関連があるとおっしゃっているのは理解しているんですが、国の制度と其上乗せする部分の整合性というのはまだそこまで研究まで至ってないので、今ちょっと答弁が難しいので、引き続き研究さ

せていただきたいと思います。

以上です。

**藤井本委員長** 西川委員。

**西川委員** 確かに社会教育センターの跡地のコンペについては、ちょっとわくわくするような形で僕も楽しみにさせていただきたいなというところがございます。本当にあそこはやっぱり地域の課題でもありますし、葛城インターチェンジエリア周辺のところにも影響するというか、含まれてますから、やっぱりそこについては私はもうぜひとも前向いて進んでいくようにしていただきたいので、これについてはいい試みやなというふうには考えてます。

ふるさと回帰フェアについて、上乘せとかじゃなくて、3世代同居近居の今そういう市にシステムがないじゃないですか。3世代同居近居のそれを考えられますかということをするので、その上乘せをできるかどうかとかじゃなくて、それはそやから研究しますということですか。市長、研究しますでいいですか。ふるさと回帰フェアなんで、これね。

**藤井本委員長** 阿古市長。

**阿古市長** 3世代同居よろしいですね。ですので、これ環境がどういう環境になるのかということやろうと思います。時代の流れとしては核家族化でずっと流れが来たんで、ですからまさに回帰してもいいのかな、昔に回帰していいものであればそういうふうな制度ができたらいののかなという考えは持っております。

以上でございます。

**藤井本委員長** 考えをお持ちということで、次行きましょうか。

ちょっとここで時間の確認だけしておきたいと思います。活発なご意見をいただいておりますけども、予定として今日の15時で2款までを終了するという予定を組んでおります。今は2款の前半を審議しておる途中で、今日は3款まで行って終わるという予定をしておりますので、活発な意見を続けていただきたいですけども、時間のほうも配慮いただくようお願いいたします。

続いてないですか。関連。

増田委員。

**増田委員** 関連で確認だけさせていただきます。社会教育センター跡地活用の件でございます。これ非常に前向きなコンペをしていただいて、宿泊施設等のプランを公募しようと、こういうことでございます。これは現状、県の所有地であります。県の責任においてどのようにお考えなのか。これ、やっぱりマイナスやと思うんです、建物のある以上。更地であればまた別やけども、その辺の協議といいますか、県はどう考えてんのか。県も同じようにこのコンペに後押ししてもうて、一緒にやろうねというふうな合意形成を図られてたら、私、安心するんですけども、県を差し置いて突っ走るというのも、いい方向には向いてるかとは思いますが、しっかりと県をぐっと首根っこいうたら失礼ですけども抑えておいて、一緒に県のすごい力を借りて、エリアの新しい施設開発に力を注いでいただけたらと、確認させていただきます。

**藤井本委員長** 西川課長。

**西川企画政策課長** 企画政策課の西川です。よろしく申し上げます。

もちろん勝手に予算計上するわけにもいかないので、予算計上する前にしっかり県とうちはこういうことをしたいということをお伝えした上で、県にも協力を求めてバックアップしていただけるということは確認しております。

以上でございます。

**藤井本委員長** 杉本副委員長。

**杉本副委員長** 53ページの西川委員のところのふるさと回帰の上の委託料の移住・定住促進PR動画作成業務委託料とあるんですけども、僕も人口打ち止まりしてからが勝負やなというのは僕もずっと思っていて、今、西川委員がおっしゃったとおり、家の状態もすごいなかなか難しい環境にある中で、さあここから力を入れていかなあかんの違うか、本領発揮やなと俺は思ってるんです、正直。ほんでその受皿としていろいろやっていただけると、もう今年の予算見ている限りでも、やっぱり考えてることは一緒なんかなと思いつながら、さすがやなと思ってるんですけども、このPR動画、これも160万計上していただいて作っていただくのはすごい気合入ってるなと思うんですけど、どんな作るんですか、誰が出演するんですか。これ、その内容ですよ、どういった内容か、先ほどの市長のSNSじゃないですけど、やっぱり堅苦し過ぎたら何か効果ないような気がしてしゃあないんですよ。だから、作るといのが決まってるだけなんかもわかんないんですけども、どういったことをやられる予定なのかというのをお聞きしたいです。

**藤井本委員長** 西川課長。

**西川企画政策課長** 企画政策課の西川です。よろしく願いいたします。

これにつきましては、まず具体的には30秒のショート動画、まずこれを1本作ります。こちらのほうをYouTubeやインスタグラム、SNSに広告を上げさせていただきまして、そこから2分程度の動画も作りますので、それを市のホームページに誘導して、市の取組であったり市の施策、こちらを紹介していきたいと考えておるところでございます。誰がというところまではまだちょっと内容に入ってるんですけども、できれば移住・定住してくれた方にインタビューとかして市の魅力とか伝えていければ、より効果的になるのではないのかなと考えておるところでございます。

**藤井本委員長** 阿古市長。

**阿古市長** 誘導のところは非常にイメージ映像やと思っております。ですので、葛城市のイメージをどのように印象を与えるかということやと思っております。そして、誘導したところの本編についてはより具体的なものやというイメージを持っています。でも、その具体的なものを最初からぼんとやってしまうともう必ず拒絶反応がありますので、ですから最初の入り口はイメージという、これはプロの人と相談した話になりますので、こちらがそう思っている、いやこっちのほうで成果上がりますよということであれば変更になると思っておりますけども、今の考え方としてはそういう考え方で作成をという思いがあります。

以上でございます。

**藤井本委員長** 杉本副委員長。

**杉本副委員長** 県のほうも、そういう奈良に住むならみたいな動画が作ってるんですが、あれが謎に

結構回数、いいか悪いかは別です。僕がどう思ってるかは今言いませんけども、ああいうのも参考にさせていただいて、ほんで今、動画作成してユーチューブ、SNSに広告を上げてとおっしゃったんですけども、広告というのはお金かけて誘導にするということは、この広告費何ぼでどれくらい回すかというのが気になるんですよ、僕。動画でこっだけ使いまして、12か月でこっだけランニングコストで広告を打ちますと言うんやったら、その辺の詳細聞きたいなという。

**藤井本委員長** 阿古市長。

**阿古市長** これから検討に入るところなんですけども、例えば広告を上げることによって、今の広告といたしますのは、例えば居住地であったり対象年齢であったり、今はもうどういう生活様式をしているところまで多分選択ができるような状況になってきてます。ですから、家の購入であるとか転住であるとかを考えておられる人を対象にした広告の打ち方になるのかなと思います。その広告に対するその報酬については、いろんなやり方が多分あるんやろうと思います。成功報酬であったり、例えば何回視聴してもらったらみたいなの、そういうふうなものがありますので、その辺も話合いといたしますか、それによって変わってくるのかなと思っておりますので、その辺はちょっと研究しながら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

**藤井本委員長** 杉本副委員長。

**杉本副委員長** ざっくり言うと、足らんのも違うと思ってるんですよ。全国の、どこで打つか知りませんよ、東京だけとかあるんかもわかんないですけども、僕は幅広く、回帰、これも使われるから東京だけとかでもあるんかもわからんけど、やっぱり奈良県内だけでもまあまあな額かかるんですよ、広告って。それも全国でやらはんのやったら、これやったら少ないん違うの。動画が何ぼかかるか分からないですけども、今、研究されてやってみてというのはもちろん分かるんですけども、こういうことは僕、前向きにお金使ってやって、経験値も増えますから、これ。全部業者に任せるんじゃなくて、こういう広告も1回やってしもうたらもう自分らで全然できるんで、その辺もしっかり身につけてもうて、動画もできれば面白い、堅苦しくなく、奈良のやつ一遍参考にしてみても、ええか悪いか僕は言いませんけど、ただやっぱり堅苦しくないというので数字は上がってるんで、プラス広告だったら意味はあると思うんですけども、広告だけ打って、回ってるのは回ってるけど反応ないなというのがありますんで、その辺はしっかりとプロと相談していただいてやっていただきたいなと思います。

以上です。

**藤井本委員長** ほかに。川村委員、先に手挙げてなかったっけ。

**川村委員** それでは、予算書53ページ、9目の企画費の市制20周年記念事業についてお伺いをいたします。今回、式典等はないので、9日間の芝桜の開期、花が咲いてる期間として9日間設けられたということで、これの委託料、芝桜まつり運営業務委託料、この試算について9日間の配分だと思うんですけども、この内容について教えていただきたいと思っております。

その上の報償費、出演者謝礼、これは観光大使等かな、何かちょっと分かりませんが、前回も出演もいただいて観光大使になっていただいたという経緯もあるんですけども、その

辺の内容。それから、この中で職員の動員ですよ、9日間の動員、この体制についても考えていらっしゃるのかどうかというところもちょっとお知らせください。

**藤井本委員長** 西川課長。

**西川企画政策課長** 企画政策課の西川です。よろしくお願いいたします。

まず内訳、ざっくりでよろしいでしょうか。まずこのイベントに関する設営の舞台であったりとかテント、その他音響の機器、その辺が大体、すみません、そしたらちょっと細かく言っていきます。

まずイベントの物品ですとかこの出演者の舞台関係が180万円程度、模擬店に関する関係費用それが60万、電気関係の備品が大体40万強、駐車場の交通整理、駐車場で言いますとライトアップのライトに付いてもらう交通の整理、その方が大体20万程度、あと子どものイベントコーナーで30万程度、あとスタンプラリーとかもちょっと今検討してるんで、それで大体20万程度、あとライトアップでおおよそ200万から250万ぐらいかなと、あと広報で20万から30万程度、あと諸経費、それにかかる人件費、これが一番大きくて、これが360万程度となっております。報償費なんですけども、こちらも観光大使でありますとか、こちらからお願いしたいような方がいらっしゃった場合に予備的として報償費として計上しているものでございます。あと、職員の応援体制なんですけども、どこに何人要するというのはまだ全然検討してなくて、これからもう少し具体的に検討はしていこうとは考えてるんですけども、基本的には、去年、駐車場とかのガードマンはもちろん業者に委託しますんで、それ以外の中のイベント関係を主に職員でやってもらおうと思ってるんで、ちょっと今答えにくいというような状況でもよろしいでしょうかね。まだ積算してないんで。

**藤井本委員長** 川村委員。

**川村委員** もう間もなく議会終わったらもう始まっていくわけですから、早よう考えてもらわなあかんの違うかなと思うんですけど、9日間ということで、土日土日を挟んでですから、費用面もその9日間たっぷり付いていただける、その人件費なんかもととても結構な9日間の試算のかなというふうに思います。それに人件費に伴って、例えば駐車場の問題、これにもやっぱり去年が去年でしたので人がいるのかなと。値段的にはちょっと少額なので、道の駅とかも協力してもらえるのかどうか分かりませんが、その辺り。それから職員の動員がそういったところも含めて充てるんだけど、そしたら土日中心で平日どうなのかと。今回は休みの日だけじゃなくて、もう業務がやっている間も動員しないといけないような結構ボリュームを付けないといけない状況になっているので、職員の普通の庁舎内での業務もありますので、その辺りは無理のないようにしていただかないといけないのかなと思うんです。要するに、9日間びしっとこの委託業者が責任持って、職員に頼ってもらうたら基本的にはあかんです、私が言いたいところは。だから、やっぱり委託してるんですから、きちっとその辺りはこの交通整理も含めてイベントがきちっと行える9日間体制というのをやってもらわないとあかんですけれども、その辺り、職員の休みとか、去年もちょっとそのことについて言わせていただいたんで、職員が例えば代休を取ったり、それとも時間外でやるのかというところら辺も、きちっと職員に対してもそういった理解を求められるような体制にしていた

きたいよと、副市長もしお答えいただけるんでしたら、今年は9日間という体制の中で去年よりも増してしっかり気合入れてやろうかというようなものがあるのか、ちょっとお答えいただきたいと思います。

**藤井本委員長** 東副市長。

**東 副市長** 東でございます。

ただいまの川村委員のご質問にお答えをしたいと思いますけれども、まず本当そうなんです。おっしゃるとおり9日間今回やらせてもらいますので、当然、担当課もですし、職員も若干気合は入っているところではございます。それで、職員の動員につきましては、まず土日土日がこれ2回あるので、その土日土日はやはり多少なりとも職員の動員をかけていかんのかなというふうに思っておるところでございます。

それとあとウイークデー、それ以外のウイークデーにつきましては、先ほど川村委員お述べの、やっぱり委託業者に責任を持ってやってもらわなあかんでというところがございますので、委託業者にほとんどはやってもらう予定をしております。悲しいかな、やっぱり若干の詰めとか、担当課においては若干ちょっと出向いて、打合せであるとか、若干の調整は必要であるのかなというふうに思っております。極力職員のほう通常業務がございましたので、そちらには絶対支障のないように対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

**藤井本委員長** 川村委員。

**川村委員** ぜひともお願いいたします。駐車場、去年、前はやっぱり混乱しました。お花が咲いてるとみんな寄ってきはると思うんです。それが狙いだから、それはいいんですけど、やっぱりそういった駐車場への誘導、これもしっかりやってもらわないといけないところなんで、それによってそれぞれ出店される方の成果というものが最大に出るように、市民も楽しめて外からも来ていただくと。私が強調して言いたいところは、まず市民にも楽しんでいただく、それでやっぱりそこでうちの市が混乱にならないようにだけお願いしたいと、とにかくすばらしいイベントとして期待をしておりますので、どうぞ頑張ってくださいと思います。

以上です。

**藤井本委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 2点お伺いします。一つは川村委員との関連で芝桜まつりに関してなんですが、市長は今回は20周年記念事業ということで、それが成功し、今後毎年咲くわけですから、できたら将来的にもお祭りとして定着させていきたいというお考えを述べられたと思うんですが、ここで質問なんですけども、例えば屋敷山公園まつりというのがあります。ここは市民が結構参加されます、テントも出されて。それから、ちょっと今はなくなってしまって非常に残念なんですけども、當麻寺の参道の葛城フェスタ、私は非常に好きだったんですけども、あいうところにも市民の方が非常に参加されるという、市民でみんなで盛り上げていった祭りが葛城市にあったと思うんです。今回20周年記念ということなので、結構イベント業者の方にいろんな内容も含めて委託されてると思うんですが、私はできたらこういう公園まつりですから、公園の祭りについてはやっぱり地域の住民の皆さんとか市民の方々の参加とか、

そんなことはちょっと考えておられるのかどうか、そのことについてお伺いします。

もう1点ですが、48ページの2款1項8目の公共バス運行事業についてであります。これについては、令和7年度、改善の計画がどの程度あるのかをお聞きしたいんです。この間、いろんなご意見がこの公共バスについてはあったらと思います。改善する計画等、いろいろ考えておられること、検討されてることがあったら教えていただきたい。

以上2点です。

**藤井本委員長** 西川課長。

**西川企画政策課長** 企画政策課の西川です。

まず、この芝桜まつりの今後の在り方ということなんですけども、今この芝桜まつりにつきましては、一応補助金が付きまして、第2世代交付金という。それで、3年間はずまず市でやっていきたいと思いますということで検討しております。その後なんですけども、実行委員会のようなものを組織して、将来的にはそちらで、市もちろんそこは入っていくんですけども、そういう委員会のようなものを2年目、3年目つくって研究していきたい、将来的には持続的に運営していきたいと考えております。

もう1点の公共バスの改善計画があるのかということなんですけども、今年につきましては令和6年度と令和7年度は同じ運行形態でいきたいと考えております。少し低調な路線もございしますが、市の全体のルートとかも考えて、今、研究しておるところなので、もう少し時間をいただきたいなというところがございます。

以上です。

**藤井本委員長** 谷原委員。

**谷原委員** その芝桜まつりについては今後とも、取りあえず補助金が付く間とそれ以降と分けて、できるだけ実行委員会形式で地域の人ということでおっしゃってたので、これはよろしくお願ひします。

それから公共バスのほうについてですが、令和7年度についても令和6年度同様の形態でということでした。実はこれはもうよくご存じだと思いますけども、Aルート、Bルート、當麻ルート、長尾疋田ルート、Aルート、Bルートは、1日4便あって朝8時台から出発していますが、寺口それから平岡、梅室とか、それから笛堂、薑ルートは3便しかなくて、笛堂、薑なんていうのはもう11時39分とか11時30分台から第1便なんですよ、3便しかないのに。寺口についても9時59分ですから、10時からなんです。僕これ非常に公共交通バスと言いながら、非常に地域の住民にとっては不公平なんです。私は、Aルート、Bルートは非常に喜んでいただけてます。というのは、尺土駅の万代のところとか、高田の市民病院とかありますから、あそこは内回り外回りも通ってますし、それらのルート重なっているところが多いので、買物にも非常に多く利用されてて非常に喜んでいただけてるんですね。ところが、こっちの南のほうは3便しかないし、そういう状態なので、本当に利用が少ないんです。それは利用したくても、もう朝はもうそんな時間ですからなかなか利用しにくいということもあって、私この公平感、このダイヤにおける公平感を何とかしていただきたいんです。どこにこの停留所があるかは、公平不公平もうしゃあないことが出てきますよね。でも、こ

のダイヤについては非常に不公平だと思うので、ぜひ、検討されてると思うんですけども、これについても1年かけてでもいいもの作っていただいたらそれで結構なので、7年度は難しいということでしたので、よろしくをお願いします。また、様々なご要望も受けていただけたらと思います。市民の方々からいろいろあると思いますので、よろしくをお願いします。

**藤井本委員長** 吉村委員。

**吉村委員** 公共バス運行委託料について、ちょっと関連で。これ先ほどのご答弁で、令和6年度と令和7年度同じ運行計画だというふうにおっしゃってますけれども、令和7年度が令和6年度に比べて700万ぐらいかな、令和7年度が8,315万円で、令和6年度が7,678万8,000円なので、ちょっと増えています。物価高騰の折だとは思いますが、主な理由、上がっている理由についてお聞かせ願いたいと思います。

**藤井本委員長** 西川課長。

**西川企画政策課長** 企画政策課の西川です。よろしくお願いたします。

この公共バス運行委託料の増額理由についてですが、奈良交通に委託している環状線とミニバスの運行に係る人件費の増加、こちらが約580万、あと燃料費などの諸経費で約50万、合計で630万増加しているというのが主な理由でございます。

以上です。

**藤井本委員長** 吉村委員。

**吉村委員** 先ほど、やっぱりどうしても上がってくる件については承知しました。先ほど谷原委員もおっしゃいましたけれども、改善またよろしくお願をしたいと思います。ただ、直近でやっぱり利用者増に努めていただきたいなと思うんですが、前にも私、言うたかもしれないんですが、イベント等ありましたら、イベントとか学習会とかいろんなところでやられると思いますけれども、その時はやはり、バスの運行形態にそれはびたっと合わせるの難しいのかも分からないんですが、できる限り合わせていただくような工夫と、それからもしそういうことができれば、例えばイベントや学習会なんかのチラシ等に、このバス運行しているので利用してくださいとか、そういった工夫もできるかと思しますので、その辺りもよろしくお願いたします。

以上です。

**藤井本委員長** ほかにないですか。

増田委員。

**増田委員** 芝桜の関連でちょっとお聞きします。非常にきれいな白とピンクの、近くを通ると、もうあっと驚くような目を見張る景色でございます。大変苦勞されて、工夫をされて雑草対策もしていただいてきれいなんです。私、以前からもちょっとご提案というか、こういう方向あればというのがもう一つあって、斜面と法面はもう植えられない状況なんで、やや平らなところに芝桜、そもそも芝桜を植えたから咲いてるというのと、例えば葛城山のツツジみたいに、あの地に生えてる自生している花とちょっと違うと思うんです。やっぱり自生している花というのが一番長続きしてなじんで、もっとほかに言うと、明日香村の彼岸花とか、畔に咲いてる、ああいう自生している花も、私、今後あのしあわせの森公園一帯の芝桜と2シー

ズンの要素も含めて、例えばスイセンとか、これは非常に葛城市の砂壤土に適した花やと私は思うんです。繁殖も強いですんで、今ちょうど家庭の庭先にぼろぼろぼろっとう咲いてると思うんです。ああいった匂が来れば咲いてくるというものと合わせ技みたいなものも、今後あのしあわせの森の中でちょっと工夫していただきたいなという思いがあるんです。そういう専門の方のご相談していただいても結構かと思えますけれども、例えば外国から球根を輸入してくる、そんな高いもんじゃないと思います。このスイセンというのは、もう葛城市のあそこに行かないと咲いてないみたいなスイセンの名所にするとか、そういうようなことも私は工夫次第であるかと思うんで、芝桜もいいですよ、いいですけども、第2の芝桜じゃないですけども、そういう工夫も今後ご検討いただけたらなというふうに思います。よろしく願いしておきます。

**藤井本委員長** 要望だけでいいですか。答えもらいますか。

東副市長。

**東 副市長** 東でございます。

ありがとうございます。2シーズン制、いいかなというふうに思うわけなんですけども、結構難しい課題があるのかなというふうにもちょっと思っておりました。前回でしたか前々回でしたか、予算・決算でしたか、こういった話もちょうと出ておまして、しあわせの森公園で果たして何ができるのか、当然、市といたしましては、あそこを観光の拠点といたしまして、葛城市の名所であったりというふうなことを考えておるわけなんですけれども、花で言うと今、増田委員おっしゃってもらったスイセンというのも1つの方法かなと思うわけでございますけれども、それ以外にもっと観光の要素といたしましては、人を呼べるような何か仕掛けはできないものかというところで、先ほど言いました観光の何かという部分では、イルミネーションを夏と冬にやるとか、そういったことも前々回か何かで答弁をさせてもらったかなというふうに思っております。今後何ができるのかという部分はまだまだ課題は残っておりますけれども、検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

**藤井本委員長** ほか、ないですか。

増田委員。

**増田委員** 防災行政無線の関連で54ページ、工事請負費になんのかな。予算案の概要のところでも出てますけども、外部アンテナ取付工事費が63万、計上されてます。この内容についてまずお聞かせください。

それから、その下の有線放送の管理事業の中で工事請負費930万、これは恐らく残りの有線放送の線の撤去予算やと思うんですけども、今も工事やっていただいて、今この7年度で900万計上していただいて、ほぼ100%撤去できるような見込みかなと、その辺の進捗についてもお聞かせください。

**藤井本委員長** 野地課長。

**野地生活安全課長** 生活安全課の野地でございます。よろしく願いいたします。

まず1点目の外部アンテナの取付工事ですけども、こちらにつきましては戸別受信機でど

うしても入りにくいよというところがありましたら、一応市のほうで家の中の電波状況等は確認させていただくんですけども、それでもどうしても入りにくいというところでしたら、外にアンテナを立てさせていただいて防災行政無線が入りやすいようにさせてもらうという工事でございます。

2点目の有線放送の撤去工事なんですけども、令和7年度につきましては、大字で言いますと大字新庄、大屋、葛木、南藤井、弁之庄の計13.91キロ撤去を予定しております。令和7年度このままいきますと、大体55.26%の完了をする予定でございます。こちらの撤去工事につきましては、令和2年度から令和11年度の10年間で撤去する予定をしております、今のところは順調に進んでおるという状況です。

以上です。

**藤井本委員長** 増田委員。

**増田委員** ありがとうございます。外部アンテナ、届きにくいお宅なんですよ、これ。戸別アンテナの外部付けなんです。ところがこれ、もう少し突っ込んで調査してほしい。というのは、エリアとして届きにくいエリアがあるんですよ。これもうしゃあないと、時々入らんという地域があるんですわ。特に大きなあの関西電力の電線の近くに関しては、非常に電波状態悪いです。これ例えば、電波状態の悪いエリアのお宅1軒ずつ、「おい、ちょっと見に来てくれ、入りにくいねん」と、これ戸別でやるんですか。私は今の大きなアンテナ、農村広場の東側の駐車場にあるアンテナ、あれ中継アンテナやと思うんです。あそこがどんだけ網羅しているのか。足りないなら、ああいうもう少し中継基地アンテナを増やすようなことも検討しないと、濃い薄い入りにくいというエリアが、私あるように思うんです。これ、誰が悪いかというたら、いろいろと損害、電波障害的な苦情も言う必要もあんのかなと思うんですけども、テレビにしたかて、それから携帯にしたかて、非常に電波の乱れやすいエリアがあるんで、防災無線に関してちょっとリサーチ調査させていただいて、電波の届きにくいエリア、家じゃなしにエリアの調査をしていただく必要があんのかなと。しょっちゅう聞かれます、「入らへんねん」と、「昨日は入った。今日が入らへん。天気が悪いから入れへん」とか、いろんな要素でムラがあるエリアがあるということだけご認識をいただいて、今後そういう調査もさせていただく必要があんのかなと思うんで、調査についてちょっとお考えをお聞きます。

**藤井本委員長** 野地課長。

**野地生活安全課長** 現状は、個別で入らないねんというふうな連絡をいただいて見に行つて個別で対応させていただいているのが現状です。委員おっしゃっているように、ちょっと入りにくいエリアというのは今後また検討させていただいて、そういうエリアがあるのであれば改善できるような対応を考えていきたいと思っております。

以上です。

**藤井本委員長** 増田委員。

**増田委員** 電話で、「うち入りにくいねん」と行くとしましょう。近くの方が複数の方が、近所で複数、「うちも入りにくいねん」と言われたら、そのエリアは私、入りにくいエリアやという

判断をする必要があんのかなと思うんで、過去にそういう入りにくいと言われたエリアというのをもう一回洗い出ししていただくのも必要かなと思います。よろしくお願いします。

以上です。

**藤井本委員長** ほかないですか。

(「なし」の声あり)

**藤井本委員長** ないようですので、一旦、54ページということで決めておりましたので、ここまですべて終わって、ここで暫時休憩を行います。その間に、職員の入替えのほうをお願いしたいと思います。15分間休憩したいと思いますので、4時15分再開いたします。

休 憩 午後3時57分

再 開 午後4時15分

**藤井本委員長** 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、予算書54ページ、2款2項徴税費から、69ページの2款の最後まで質疑に入ります。

質疑ございませんか。

吉村委員。

**吉村委員** 1点お伺いいたします。予算書60ページ、2款3項戸籍住民基本台帳費、1目、それから12委託料、戸籍情報システム振り仮名対応業務委託料、予算書の概要によると21ページです。概要によりましたら、戸籍に仮登録された振り方の確認のため、戸籍の筆頭者等に通知を送る業務というふうにあります。このタイミングでのこの事業を行う理由についてお聞かせください。

**藤井本委員長** 新澤課長。

**新澤市民窓口課長** 市民窓口課、新澤です。よろしくお願いします。

まず戸籍の振り仮名の事業の内容ですけれども、現在、戸籍に氏名の振り仮名というのは記載されておられません。法律上の根拠がありませんでした。しかし、行政デジタル化の推進に当たり、氏名の振り仮名を特定し公証するニーズが高まっていることから、戸籍への氏名の振り仮名の記載を必須とする戸籍法の改正が令和5年6月9日に公布され、令和7年5月26日に施行されることになりました。

記載の方法ですが、現在、国から示されているのは、まず本籍地の市区町村から、住所ではなく本籍地の市区町村から戸籍に記載する予定の氏名の振り仮名を令和7年5月26日以降に順次送付させていただきます。通知が届いたら必ず内容を確認していただき、通知の振り仮名が正しいときは届出をしなくても通知のとおり戸籍に記載されます。誤りがあれば、令和8年5月25日までに正しい振り仮名の届出をしていただくことになります。また、早期に戸籍への記載を希望される方についても随時届出することができます。届出については、マイナポータルを使用してオンラインでの届出が便利ですが、郵送や市区町村の窓口で行うこともできます。通知された氏名の振り仮名が正しい場合や、誤りがあっても届出されなかった場合、令和8年5月26日以降に通知をした振り仮名が戸籍に記載されることになります。

なお、この方法で戸籍に振り仮名が記載された場合は、1度に限り、家庭裁判所の許可を

得ず変更の届出をすることができます。ただし、市区町村に届出をした後に振り仮名を変更するには、家庭裁判所の許可を得て届出する必要があります。ちなみに葛城市に本籍地がある方への通知方法ですが、同一戸籍かつ同一住所の場合は4名までを圧着はがき1枚に作成し、5名以上の場合は4名ごとに1枚作成します。また同一戸籍でも別の住所の方の場合はそれぞれ別に圧着はがきを作成し、令和7年8月頃順次お知らせする予定となっております。そのお知らせする準備に係る改正のシステム改修となっております。

以上です。

**藤井本委員長** 吉村委員。

**吉村委員** 丁寧にお答えいただきまして、ありがとうございます。このいわゆる戸籍法の一部を改正する法律の施行日が令和7年の5月26日なので、それ以降に順次、圧着はがきを送られるというふうなことです。圧着はがきを郵送する郵送料として150万5,000円が見込まれています。4名までまとめて送られるということですが、これが葛城市の全世帯だと思えますけれども、一応何世帯に送付する見込みであるのかということはお答え願いたいと思います。

**藤井本委員長** 新澤課長。

**新澤市民窓口課長** 葛城市の全世帯というのではなくて、葛城市に戸籍を置いておられる方になります。戸籍数が約1万4,000件予定しておりまして、同じお家にでも2通になる場合もございますので、大体125%を見込みまして、あと予備200ぐらいを見ていまして、1万7,700件を予定しております。

以上です。

**藤井本委員長** 吉村委員。

**吉村委員** そうですね。おっしゃるとおりです。葛城市の戸籍に関することですから、戸籍のあるお家ということで1万4,000件ということですね。これ結局、間違えてても、ちゃんと返事してもらわなかったら間違えて行ってしまうということですので、もうこれにつきましてはくれぐれも何度も何度も周知、これをお願いしたいと思います。やっぱり来て、圧着はがきをご覧にならない方も、放っておくといらっしゃる可能性もありますので、こうなってくるとその後がまた裁判とかややこしいことになるというふうなことです。これにつきましては様々な方法で何度も周知していただきますようお願いをいたします。

以上です。

**藤井本委員長** ほかに。

谷原委員。

**谷原委員** よろしく申し上げます。60ページの2款3項1目の個人番号カード関連事業ということで、3,500万余りの計上ですが、お聞きしたいのは、これはもう令和6年度において発行したカード数等、現状で分かれば教えていただきたいんです。併せて、カードを返上される方も出てきているというふうには伺っています。これはマイナ保険証との関係で、持ち歩くことに不安を感じずの方がカードを返上される方もおられるということで、今どういう動きになっているのかということをお聞きしたいのと、併せて令和7年度のカード更新、これ5年に一度の更新ということになりますから、先ほども増えていこうというお話があったので、

大体見込みがどんなものか教えてください。

2つ目ですけれども、62ページの2款4項1目7節の人権啓発事業の中に、保育士の謝礼ということで5,000円、僅かなんですけれども、これがどういうものかということについてお願いしたいんです。次の63ページには男女共同参画事業の中にやはり同じように保育士を5,000円ほど予算計上されてます。これについて伺いたします。

**藤井本委員長** 新澤課長。

**新澤市民窓口課長** 市民窓口課、新澤です。

令和6年度のマイナンバーカードの発行した件数ですけれども、2,702枚ございます。返納された数なんですけれども、5件ございます。

それと、令和7年度の更新等の予定なんですけれども、大体5年前、2020年にマイナンバーカードを作成された者が3,800人おられます。その中で年齢が15歳以上の方は暗証番号の更新、15歳未満の方はカードの作り直しをする必要があります。期限は5年とおっしゃってるんですけれども、5回目の誕生日、お作りしてからすぐお誕生日迎える方もいらっしゃいますけれども、それも1回目と計算しますので、5回目の誕生日を迎えたときということになります。更新は誕生日の大体3か月前から国のほうから通知、ご案内がございますので、ちょっと要望が多い場合は定期的に時間外の開庁、休日交付等々も考えながらやっていきたいと思っております。件数は3,800人を予定してるんですけれども、全部が全部そこに当てはまるかどうかはちょっと未定です。

**藤井本委員長** 村田課長。

**村田人権政策課長** 人権政策課の村田です。よろしく伺いたします。

谷原委員お問いの3つ目の質問でございます。保育士謝礼の5,000円についてでございます。こちらにつきましては、内容といたしましては7月開催の市民集会において、参加者の方の託児対応を保育士の方をお願いしております。その保育士の方への謝礼という形になってございます。内訳につきましては、1時間1,100円の2時間、2名の方をお願いしますので4,400円という形になってます。

以上でございます。

**藤井本委員長** 新澤課長。

**新澤市民窓口課長** 今お話しさせてもらったマイナンバーカードの更新なんですけれども、18歳以上の方は暗証番号の更新で、先ほど15歳と私、言ったみたいなんで、申し訳ございません。訂正させていただきます。

**藤井本委員長** 谷原委員。

**谷原委員** ありがとうございます。マイナンバーカードの件なんですけれども、更新に伴って、以前はカードを作るということについては出張したり土日もやったりして、マイナポイント付きますよということで盛んに更新の手続を簡便にできるようにされたんですが、今回更新ということになりますと役所に来てやるということに基本的になろうかと思うんですね。そしたら、当然、先ほどおっしゃったように土日の件も出てまいります。それ見ますと、僕、先ほどのそちらの説明のほうで何か聞いたのは、更新のあれが必要になってくるから、人員の配置、

会計年度任用職員を配置するというので、そういう最初の説明の段階でほかの課からあったように思うんですが、これ見ますと、予算案の概要のところの21ページ見ますと、個人番号カード関連事業の会計年度任用職員の報酬等を見ますと昨年度より少なくなってるんですね。だからこれでちょっといけるのかなと、その予算が別のところ付いているのかなとか思ったりしてちょっとよく分からないので、このことについて教えていただきたいと思います。やはりマイナンバーカードの問題、特に18歳未満の方については学齢期にありますし、なかなか市役所に来てということも大変なこともあるかなと思うんですが、このことについてもう一度お願いします。体制です、職員の体制も含めてお願いします。

それから保育のほうですけれども、こういうふうにちゃんと保育を手当てしていただいて、来られた方が安心して寄留するというのは、これはもうあるべき姿やと思うんですね。だから保育士を充てるということなんですが、でもこれは公立保育所の方に、土日とか、日曜日とか何かそのときやから来ていただけるという、これ公立保育所の保母さんに来ていただいているということでもよろしいのでしょうか。

**藤井本委員長** 新澤課長。

**新澤市民窓口課長** マイナンバーカードの会計任用職員なんですけれども、午前中に総合窓口課のほうでお話しあったように、もともと市民窓口課のほうで予算取りしていた2人の人数を総合窓口課に変えております。その関係上、6年の途中で補正で1人加えておりましたので、もともと7人いて、補正で1人増えて8人いているところから、2人総合窓口課のほうへ予算のほうから配当を変えておりますので、残る6人分ということで、人数は変更ございません。あと、総合窓口課のほうで午前中だけの会計任用職員をプラスで雇われる予定であるということがございます。土日のほうは今もそうなんですけれども、今年令和7年1月、2月、3月の休日交付を1日ちょっと開庁させていただいております。4月以降についても予定しております、その回数をもしかしたら増やさないといけない可能性は考えております。

**藤井本委員長** 村田課長。

**村田人権政策課長** 保育士の依頼先についてでございますけれども、特に依頼先どこにというふうに決まっているわけではなくて、短時間単発ですんで、その都度、保育士資格を持ちの方をお願いをしておるということで、その都度。そういう会計年度とかでお持ちの方とかいらっやいますんで、その都度お願いしてるという状況でございます。

以上でございます。

**藤井本委員長** 谷原委員。

**谷原委員** ありがとうございます。マイナンバーカードにつきましては、我が党は非常に批判的な観点なんです。1枚のカードで全てひもづけするからこんなややこしいことになってしまって、こんな国はほかの国はありません。保険カードやったら保険カード1枚、運転免許証は1枚だから、こんな煩わしいことはないんですけど、この1枚でひもづけるから個人認証のこともあって、非常に行政に負担がかかるような問題になってるんですが、でも市民の方にとったらこれ切実な問題なので、ちゃんと手当てしていただいて、希望者が滞りなくやれるようにしていただけたらと思います。

それから保育士の件ですが、その保育士資格持ってる方に個別に依頼しているという現状ということですね。分かりました。

**藤井本委員長** ほかに。

杉本副委員長。

**杉本副委員長** よろしくお願いいたします。一番最後のページ、69ページです。7項の監査委員費についてお聞きしたいと思います。この中の監査委員報酬があると思うんですけども、この監査委員というのもすごく大変で、すごい葛城市はしっかりやっけていただいていると思うんですけども、この辺、他市との比較でこれ高いか安いんかちょっと教えていただきたい。他市とかやったら、監査委員監査室とかあるんですかね。何かちょっと違うよねと僕は思っているんですけども、その辺の他市との違いというのをお聞かせ願いたいと思います。

**藤井本委員長** 堀川局長。

**堀川総務課主幹兼監査委員事務局長** 監査委員事務局、堀川です。よろしくお願いいたします。

他市との報酬の比較でございますけれども、月額支給とされておられる市が9市ございます。日額で支給されてる市が3市ございます。当市の場合、月額支給でございますので、月額支給の市で比較をさせていただきますと、一番高い市が大和高田市の13万6,000円、これ月額になります。一番低いのが葛城市の3万円という形です。こちらが今、代表監査委員の報酬でございます、議会選出の監査委員の報酬も申し上げますと、一番高いのが大和高田市の5万3,000円、一番低いのは香芝市の2万1,000円となっております、代表監査委員の場合の月額の平均が10万1,389円、議会選出の監査委員の報酬の平均が3万5,475円となっております。また、監査委員室につきましては、12市確認させていただいたんですけども、残念ながらほかの11市は皆さん設けられているということでございます。

以上です。

**藤井本委員長** 杉本副委員長。

**杉本副委員長** 今のを聞いて皆さんどう思ったかちょっと分かんないですけども、議員選出のほうはいいです、ちょっと僕分かんないんで。ただ、その代表監査されてる方は優秀な方来ていただきたいわけじゃないですか。ほんで、監査委員室もうちだけないんですよ。ここの差をもう今回改めて見直してほしいんです。今も予算上がってきてるんで、どうこうというのは今できへんかもわからないですけど、やっぱりお金じゃないにしても、やっぱり差あり過ぎやと思うんです。ちょっとその辺もう一回考えていただいて、もちろん更にこれから優秀な方来ていただかなあかんときに、分かんないですよ、どういう方が来られるか。もうこんだけ差があったらもうできへんわと思われてもかなんで、その辺ちょっと考えていただくようお願いしたいのと、それといつもこれ監査、一生懸命やっけていただいているんですけども、先ほどの吉村委員じゃないですけども、監査委員報告があるわけじゃないですか。これはその予算とかにどう反映されているのかというのがちょっと気になっとなるんですけども、今回特にそれ反映してこうやりましたという何か中身あるんですかね。

**藤井本委員長** 答えられますか。今の本予算に反映されているかという質問されたので悩まれてると思うんですけども。

林本部長。

**林本総務部長** 総務部の林本です。

監査委員事務局は独立組織でございますけれども、今、委員のほうの質問ということなので、私のほうから、これは答えになるかどうか分からないですけれども質問に答えさせていただきますが、まず監査というのは、もちろん毎月の定例監査、これは計数が間違いないかというような確認のチェックですね。それと決算、ちょうど9月議会で決算に付す前に決算監査というのがございます。今、多分今回おっしゃっているのは定期監査ということで、大体年度で言いますと2月の頭ぐらいに定期監査させていただくんですけども、大体それのそれぞれの講評という形で今回報告上がってくるのが、ちょうど今頃ちょっと前ぐらいですね、3月入ったか入った後ぐらいですね。それを次年度の当然予算に反映させようと思ったら、その後の手続としては、ちょうど11月頃から予算編成が始まるとして、大体それぐらいの日数、時間がかかります。今回の予算はそうなるかと昨年度の定期監査ということになりますので、監査の報告というのは市政全体的に及ぶ部分でもございます。個別にこういうところがあるので改善してほしいとかいうような内容のことも、多分先ほどの吉村委員のお話の中からもあったかと思うんですが、主な全体的なそういった指摘事項ということになりますので、これを例えば予算にしたらどうかとかいうのは、例えばシステムで我々も総務部で監査を受けてるときに、備品管理であるとかそういったことを提言あるんです、システム化したらどうかとかそういったものはあるんですけど、現状今、私が思いつく範囲ではそういった反映というのはないので、そこはここでは全てが答えられませんので、先に確認はさせていただけたらと思います。

**藤井本委員長** 杉本副委員長。

**杉本副委員長** ほんなら総括でも聞いたほうがいいですか、前のやつが今のやつに反映される、ほんなら前のやつを持ってきて、それを僕は見て聞けばええということやもんね。今のやつは最近やから、今、2月末のやつはということやね。でも、僕はちゃんと反映してくれてんのと、その意見がちゃんと皆さんの耳に届いてるんですかというのをお聞きしたかったんで、それはちょっとまたもう一回前のやつを見て、どうなってますかというのはいもう聞こうと思ったら聞きます。お願いしておきます。

あと、その報酬に関してというのもしっかりと考えていただいて次に生かしてほしいなと思いますので、よろしく願いしておきます。

以上です。

**藤井本委員長** ほかにないですか。ないですか。

(「なし」の声あり)

**藤井本委員長** ないようですので、1款議会費、2款総務費の質疑を終結いたします。次、3款に入るわけですけど、ここで職員の入替えを行いますので、暫時休憩ですけど、もう入替えだけですから、45分再開とします。

休 憩 午後4時38分

再 開 午後4時45分

**藤井本委員長** 休憩前に引き続き、会議を再開をいたします。

次に、3款民生費、4款衛生費の説明を求めます。

米田財務部長。

**米田財務部長** 財務部の米田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、3款民生費及び4款衛生費についてご説明を申し上げます。予算書につきましては、69ページの下段からでございます。よろしくお願いいたします。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費で8億3,334万円で、人件費、職員31人など2億3,053万6,000円、71ページの上段、後期高齢者医療事業で4億6,063万9,000円。社会福祉総務事業で1,321万円、72ページの下段、生活困窮者自立支援事業で1,670万9,000円、73ページ中段、国民健康保険特別会計繰出金で5,504万6,000円、その下の後期高齢者医療保険特別会計繰出金で3,458万6,000円でございます。

続きまして、2目国民健康保険医療助成費で2億2,302万9,000円、74ページに移っていただきまして、3目後期高齢者医療保険医療助成費で1億2,299万6,000円でございます。それぞれ特別会計に繰り出すものでございます。

次に、4目障害者福祉費では16億9,494万1,000円で、心身障害者医療扶助事業で4,350万円、75ページの下段で、地域生活支援事業で5,539万5,000円、76ページの中段で、自立支援給付事業で10億7,831万7,000円、その下の障害児通所給付事業で4億165万1,000円、77ページの上段で、障害者及び介護者各種手当事業で6,521万1,000円でございます。

78ページに移っていただきまして、5目老人福祉費でございます。6億5,623万3,000円で、重度心身障害老人等医療扶助事業で2,250万円、老人福祉事業で1,855万1,000円、79ページ上段の敬老事業で9,639万円、80ページ中段の介護保険特別会計繰出金で4億9,716万円でございます。

次に、6目介護保険料助成費で3,511万9,000円で、こちらは繰出金でございます。

7目いきいきセンター管理運営費では1億2,023万3,000円で、人件費で職員1人など1,071万円、81ページのいきいきセンター管理事業で8,433万2,000円、82ページの上段、いきがい対策事業で2,519万1,000円でございます。

下段の8目福祉推進費では1億4,500万9,000円で、福祉総合ステーション管理事業で1億1,500万9,000円、83ページの中段、社会福祉協議会補助金で3,000万円でございます。

続いて2項1目児童福祉総務費で4億9,787万7,000円で、人件費で職員12人など9,630万2,000円、84ページ上段の子ども医療扶助事業で1億6,600万円、児童福祉総務事業で4,554万3,000円、86ページ上段でございます。児童扶養手当事業で1億6,304万5,000円でございます。

続いて2目の児童措置費では20億3,951万3,000円で、特別保育事業で5,987万1,000円、子どものための教育・保育給付事業で10億4,599万8,000円、87ページ上段の児童手当事業で8億8,401万5,000円でございます。

3目の保育所費では4億5,631万4,000円で、人件費で職員31人など1億9,384万7,000円、市立保育所運営事業で2億4,313万9,000円でございます。

90ページをお願いいたします。4目認定こども園費では3億2,952万4,000円、人件費で職員21人など1億3,198万7,000円、認定こども園運営事業で1億7,696万8,000円、92ページの認定こども園管理事業で1,967万9,000円でございます。

93ページをお願いいたします。5目児童館費では1億5,200万円で、人件費で職員1人など998万8,000円、児童館学童保育所運営事業で1億2,253万6,000円でございます。

95ページに移っていただきまして、6目ひとり親家庭等福祉費で3,150万円、ひとり親家庭等医療扶助事業でございます。

続きまして7目地域子育て支援センター事業費では3,100万5,000円で、人件費で職員1人など690万6,000円、地域子育て支援センター運営事業で2,409万9,000円でございます。

96ページの中段、8目こども・若者サポートセンター事業費で1億6,418万1,000円で、人件費で職員5人など3,784万5,000円、98ページの上段、子ども家庭支援事業で3,475万1,000円、99ページ、子ども若者育成支援事業で8,623万5,000円でございます。

100ページをお願いいたします。3項1目国民年金事務取扱費では1,473万1,000円で、人件費で職員2人など1,115万3,000円でございます。

101ページ、4項1目生活保護総務費で4,293万円で、人件費で職員4人など2,994万4,000円でございます。

102ページ中段に移りまして、2目の扶助費で4億4,298万3,000円、生活保護費支給事業でございます。

続いて5項1目災害救助費では1,140万円で、前年度と同額でございます。

続きまして、103ページの中段、4款衛生費でございます。1項1目保健衛生総務費では3,612万9,000円でございます。

104ページの2目予防費では1億6,475万9,000円で、主には予防接種事業で1億6,470万9,000円でございます。

105ページの下段、3目生活衛生費では、犬の登録及び狂犬病予防注射事業で90万8,000円でございます。

106ページ、4目健康づくり推進事業費で5,319万6,000円で、健康づくり事業でございます。

107ページの中段、5目母子保健事業費で9,465万6,000円で、母子保健事業でございます。

108ページの下段、6目出産・子育て応援交付金事業費では606万4,000円でございます。

109ページ、7目保健施設費では1億3,933万1,000円で、人件費で職員16人など1億1,089万円、110ページ、新庄健康福祉センター管理事業で2,274万2,000円でございます。

111ページの8目環境衛生費では8,602万1,000円で、人件費で職員4人など3,133万8,000円、環境衛生事業で2,084万4,000円でございます。112ページの下段、資源循環型社会推進事業で3,246万3,000円でございます。

114ページに移っていただきまして、9目火葬場費で4,558万9,000円で、火葬場運営事業で2,084万4,000円、火葬場管理事業で2,474万5,000円でございます。

115ページ、2項1目清掃総務費では2,946万8,000円で、人件費で職員3人など2,587万

9,000円でございます。

116ページの中段をお願いします。2目塵芥処理費では7億4,290万5,000円で、人件費で職員16人など1億5,568万8,000円、ごみ処理施設運営事業で4,552万2,000円、117ページ下段、可燃ごみ処理事業で4億350万8,000円、118ページの下段、資源ごみ収集事業で1億3,811万6,000円でございます。

119ページに移っていただきまして、3目のし尿処理費では7,471万6,000円で、葛城地区清掃事務組合負担金で5,825万6,000円でございます。

4目地域循環型社会形成推進事業費では382万2,000円で、リサイクルプラザ運営事業で349万6,000円でございます。

以上3款民生費及び4款衛生費の説明を終わらせていただきます。ご審査賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**藤井本委員長** ただいま説明を願いましたが、冒頭で説明をさせていただきましたとおり、まず予算書69ページから83ページまでの3款1項社会福祉費に対する質疑に入ります。69ページから83ページでございます。

質疑ございませんか。

坂本委員。

**坂本委員** それでは、81ページ、7目いきいきセンター管理運営費ですけれども、その中の16節公有財産購入費、用地購入費、81ページです。6,188万円。概要を見ますと、用地購入費は駐車場拡幅整備工事に係る用地購入費となっておりますが、いきいきセンターの今の駐車場のキャパが少ない、それを増やそうとそのための用地購入費だと思うんですけれども、どれぐらいの広さの用地を確保されて何台分を増やそうと考えていらっしゃるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

**藤井本委員長** 1点よろしいか。

吉村所長。

**吉村地域包括支援課主幹兼いきいきセンター所長** いきいきセンターの吉村です。どうぞよろしくお願いをいたします。

ただいま質問いただきました件でございますが、場所のほうはいきいきセンターの施設の西側に隣接する土地5筆を今現在、計画を進めているところでございます。

面積のほうでございますが、現状、6年度予算にて駐車場の境界確定及び地籍測量業務を今現在執行中で、間もなく確定はするのですが、予算におきましては登記簿面積ということで合計2,570.15平方メートルを予定しております。予算額につきましては、これの増減を含めまして1%増の面積2,600平方メートルで予算を計上させていただいております。

駐車台数のほうでございますが、まだこれにつきましては設計によりまして大きく増減するかもしれませんが、現状といたしましては約60台程度の駐車可能数となる予定で進めているところでございます。

以上でございます。

**藤井本委員長** 坂本委員。

**坂本委員** いきいきセンター利用者が相当増えたということになるんでしょうか。それで、改装されてお風呂もきれいになって利用者が増えたんだと思いますけれども、アクティブシニア、ミズノがやってはるフィットネス、それも好評で利用者が増えてると。何が増えてるんでしょうか。分かりますか。

**藤井本委員長** 吉村所長。

**吉村地域包括支援課主幹兼いきいきセンター所長** 利用増の要因でございますが、確かに令和5年度の大改修をしまして令和6年度からリニューアルオープンしたということもございまして、お客さんが来られるたびに非常にきれいになったということで好評を得ておりまして、それが人づてに市民のほうに聞こえまして、自然的に増加している部分がまず1点ございます。

それと、坂本委員おっしゃいますように、アクティブシニアフィットネスでございますが、1日15人の3教室を行いますので、トータルとしまして45名の受講がございまして。そういったことも利用者増の要因になっておるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

**藤井本委員長** 坂本委員。

**坂本委員** いきいきセンター改修されて、大変きれいになって利用者が増えて、高齢者の皆さんが利用されて健康になれるのは大変喜ばしいことだと考えますので、今まで以上に頑張っていたきたいと思います。

以上です。

**藤井本委員長** 関連。

西川委員。

**西川委員** 同じ款項目で12節の委託料、これ測量設計委託料、今の多分駐車場の計画に伴うもんやと思うんですけど、間違ったら違うと言うて下さいね。そうなのかというところを1点と、あと21節の補償金なんですけど、これももう駐車場にするに当たって何か補償する対象になってるもんがあるかどうかというところを、ちょっとお聞かせ願いたい。

**藤井本委員長** 吉村所長。

**吉村地域包括支援課主幹兼いきいきセンター所長** いきいきセンターの吉村です。どうぞよろしくお願ひします。

まず1点目の測量設計等委託料でございますが、これはおっしゃるとおり駐車場を整備するための工事をするための設計委託料というふうになってございます。

それから2点目の補償補てん及び賠償金の補償金でございますが、これにつきましては今計画しております土地の中に2棟、農業倉庫がございまして。これを移転補償するための費用で、令和6年度に移転補償費の積算の委託をした上で出てきております結果の数値を基に予算を計上させていただいているものでございます。よろしくお願ひします。

**藤井本委員長** 西川委員。

**西川委員** 測量設計も入れられて、ここにはまだ工事は入ってないんですね。来年度になるということ、次の年度になるのかというところなんだろうけど、これ今その現状はどんな状態なんかというところですよ。要は測量されるときに、農地であるのかとかというところですよ。

ね。何のためにこれ、逆にこれ駐車場するのに測量設計、設計をするのにどういう状態、要は農地転用が必要なのかとかそういうところでこれぐらいの金額がかかってきてるんか、何かその金額の根拠が分からないので教えてほしいなというところです。

それと、21節補償補てん及び賠償金、補償金ですね。補償金については農業用倉庫が2つあって、それを違う場所に移転する費用、新築をするということですね。了解しました。その測量のところだけ1点お聞かせ願えますか。

**藤井本委員長** 吉村所長。

**吉村地域包括支援課主幹兼いきいきセンター所長** ただいまの測量の内容の部分でございますが、今現状の状況でございますが、田んぼ及び畑の状態となっております。非常に道路の中とは高低差がございまして、そういったことも含めまして擁壁等もやっぱり検討しなければいけないというようなことも含めた中での設計を組まさせていただきますと予算を計上させていただきます。

以上でございます。

**藤井本委員長** 関連ないですか。

川村委員。

**川村委員** この駐車場の広さなんですけど、60台で2,500平方メートル。そうですね。これだけ要るのか、ここ指定避難所になってますよね。この関係もあるんですか。あるんですか。ちょっと答弁、首振ってもうたら困る。

**藤井本委員長** 吉村所長。

**吉村地域包括支援課主幹兼いきいきセンター所長** ただいまのご質問でございますが、60台というのはあくまでも私ども素人の中で2.5掛ける5メートルという枠組みで、おおよそ60台になるかなというところで試算をしたものでございまして、これにつきましてはまた設計を組んでいただいた中でもう少し台数のほうも精査されるのかなと思います。1,000平方メートルを超える開発となりますので、調整池等も県との協議の中で設置をしなければいけないと。この大きさにもよりますので変わってくるのかなというようにも考えております。

あと利用のほうでございますが、委員おっしゃいますように、いきいきセンター自身は市の指定避難所となっております。通常は利用者のための駐車場としてなるわけですが、万が一の災害時におきましては、そこへ来られる方の駐車場等にも利用可能となるということで、災害の管理になります危機管理の向上につながってくるのかなというふうにも考えております。

以上でございます。

**藤井本委員長** 川村委員。

**川村委員** 駐車場は60台、いきいきセンターがもう満杯になってくれればそれはもういいんですけど、これ私ここにダブルで防災拠点になってるもののほうが、逆にこれ高田川周辺で越水とかしないんですかね。ちょっとそこが心配なんですけど、指定避難所としてふさわしいのかどうかというところ辺の問題をここで聞くのはどうなんかなと思って、土地購入の規模はその防災拠点にするということに絡ませてんのかどうかということはちょっと今聞いとかなあかん

など。防災拠点に絡ませて60台、その広さというのが通常それに余裕があるけれども、防災拠点として使うのにそこがそれだけ必要やとするならば、ちょっと目的が2つあるので、そこには防災拠点としてふさわしいところなのかというところから入らなあかんねんけど、これ委員長どうしましょう。どこで聞こうかな。難しいわ。

**藤井本委員長** ちゃんと答えてください。私もいきいきセンターの運営委員会も出させてもらっている中で、私のほうから答えるわけにいかないんで、結局は言うてはんのは先に坂本委員の中で、利用人数が増えてきたということが1つの原因になってるわけですよ。もともとが小さかったわけですよ。もともと何台あって、今、利用者数が増えた。もともと本当にもうほかにも借りてたし、少なかったんですよ。駐車場の確保ということが利用者から言われてた、そこへフィットネスが入って余計に狭くなったというのが今回の起首やと思うねんけども、リニューアルをされて耐震化も図られて防災拠点の充実も図られているという、それも加えてこれは必要であるという判断の下でということの説明をされてんねやろうけども、もともと何台でしたか。

吉村所長。

**吉村地域包括支援課主幹兼いきいきセンター所長** ただいまの委員長のご質問にお答えさせていただきます。

もともとの駐車台数でございますが、いきいきセンターそのものの駐車場としては32台でございます。ただ現在は、隣接するグラウンドを仮設駐車場として10台、仮の駐車場として設置をさせていただいております、トータルいたしまして42台の駐車場となっております。

**藤井本委員長** シルバー人材センターを除いてですか。

**吉村地域包括支援課主幹兼いきいきセンター所長** シルバー人材センターの車も含めて42台のところ止めていただいております。

**藤井本委員長** あそこにシルバー人材センターの新庄支所というてええんか、シルバー人材センターの車もありますねん。もともとの台数が本当に少ないんですわ。だから、そこはフィットネス入ったから、もう全然いっぱいになって、そこへ、私が説明するのもおかしいけども、ちょっとそっちで説明して。

吉村所長。

**吉村地域包括支援課主幹兼いきいきセンター所長** 大変申し訳ございません。もともとの駐車場、委員長おっしゃいますように、先ほど申しましたが、既設が32台、そこへ臨時の部分10台ということで、42台というふうな現状でございまして、フィットネス等また利用者の増加傾向に伴いまして駐車場が不足を大変しておるところでございます。そういったことから今回の駐車場の拡幅というところの計画に至ったわけでございますが、その拡幅の用地で大きく粗く見積もった形で約60台程度の駐車場の増加というふうなことで考えております。

**藤井本委員長** ということは、全部で90台から100台ぐらいは合計したらいけるであろうということになるわけですよ。川村委員、そういうことで、ごめんなさい。

**川村委員** プラス60が必要かどうかというのが、ちょっと私も今、アクティブシニアフィットネスがあるから、お風呂の利用が増えるから60台増えんねんと。ただしここは複合の施設がいろいろ

ろあるので、今は現状としては足りないのは分かるんですよ。これ新しくその60台のために購入する費用でしょ、補償も含めた。60台要ると、私はちょっとそこが分からへんのですね。あと60台も要ると、この敷地の広さが要るんですかと思うんですけども、それは防災拠点にするということ、防災拠点もあるのでその分も確保する必要があるんで、それだけ広う取るということなのかな。ちょっと私その、ただそんな防災拠点になったら、ごめんなさい、避難所として、その避難所としてふさわしいかどうかといったら、そんなん川もあるのでどうです。そこの考え方というのはどないですもん。

**藤井本委員長** 阿古市長。

**阿古市長** 今、担当のほうの話しましたように、最近もういきいきセンターは非常に活況です。ですので、今現在でも駐車場が狭いというのがあります。それも踏まえている話なんですけども、いきいきセンター自身は避難所になっております。ですので、よく避難していただくときには、全般的に台風のと看ですとか、そういう風の多いときに避難所として、いきいきセンターと福祉施設であるゆうあいステーションと2か所の開設をしております。ただ、今のこの通常の地震のときの避難所といたしましては、何か大字なんのかな、林堂とその地域の分担を分けてますので、中央体育館のほうと分けたりしておりますので、大字別に振り分けております。ですので、地元の避難所としてあるんですけども、そのときは地震を対象とした避難であるということをご理解いただきたいと思ひます。

それともう一つ、ここに今、防災拠点という話出てきました。多分どこかでその言葉が出てきたのかなとは思ひんですけども、実は受援体制を整えるという考え方において、今現在、公共施設等がもうほとんどの場合、避難所として活用するということになっておりますので、新たに受援体制の施設としては非常に葛城市は不足しております。ですので、今回、當麻の複合庁舎のほうも受援体制の1つの拠点としての活用をある種イメージした中での設計を入れてあるところなんですけども、新庄エリアにつきまして受援体制の拠点となる施設がなかなか見つからない、その中で検討を重ねたところ、いきいきセンターの体育館が実はあそこはまだ避難所は建物のほうですので、いきいき体育館のほうは防災としての活用がなされてない。ですので、そのいきいきの体育館を受援体制の1つの活用の方法を模索した中で、当然そういたしますと、受援体制を受けるべく駐車場等のスペースも必要になるという考え方もございますので、そのような総合的な判断から、今回いきいきセンターの駐車場の整備に入りたいと、2年ほど実はもう試行を重ねておったわけなんですけども、その中で手続を踏んで、そのようにさせていただきたいというので予算計上をさせていただいたわけでございます。

以上でございます。

**藤井本委員長** 川村委員。

**川村委員** これでちょっと納得しました。要するにスペースが要るということ踏み込んで考えてはったということも、今、駐車場と言わはったけど、そういうこと受援体制の拠点として使うということも併せて複合的に使うというふう考えていらっしゃるということで、それやったらこのスペースが要るということは納得します。そこに何か私はあの川がどうかというの

はちょっと分からないんですけども、またもし豪雨とかそういった水害のときにどうなるかということも、またちょっと調査研究していただいて、そのときの対応についても多分その災害の種類によって臨機応変にやられると思いますけれども、今そういうところが葛城市の南部ではないということで確保されるということですね。分かりました。そしたら今言う、川の越水、あそこだけちょっとまた調査して、どういう状況になるかだけは調べて、あそこ川ありますから、そこでやっぱりそういうことで逆に2次被害になっていくというのはイメージしたら駄目なんですけども、そこがちょっと気になる場所なので、また対策のほうも、それから想定もしておいていただけたらと思います。それはもう災害はどんなところの災害か分からないけど、受援の拠点ということで理解しました。

**藤井本委員長** よろしいか。ほかに。関連。

増田委員。

**増田委員** 今ちょっとGoogle見させてもらいました。2,600の理由、恐らくこうやなというのを感じました。これ、道路までですよ、西の道路まで。この一角が2,600あったから、地権者の合意を得られたので、2,600買っていただくということかなと私、解釈しました。だから根拠としては、これだけ要るんだじゃなしに、これだけの用地が確保できたということのほうが決定した理由になんのかなというふうに感じました。これで、この土地を確保していただければ、今まで問題になった進入路なんですよ。これによって西から入れるその進入口ができて、今までは軽四の少しちょっと広いぐらいの道路幅しかなかったんですよ。それが広い入り口が確保できるようになるということで、非常に指定避難場所としてはより一層その充実した施設になんのかなと、私、これ地図見て非常によく地権者の方がご理解いただいたなというふうに感じました。もし間違うてたら言うてください。

**藤井本委員長** 吉村所長。

**吉村地域包括支援課主幹兼いきいきセンター所長** おっしゃいますように、地権者の方との合意がほぼ取れております。最終的には、金額等についてはこれから令和7年度で実際に話し合いをして進めていくわけですが、ほぼほぼのところ合意をいただいておりますので進めている、それに伴います予算となっておりますので、よろしく願いをいたします。

**藤井本委員長** ほかに。

吉村委員。

**吉村委員** それでは、2点お伺いいたします。

まず予算書の72ページ、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の12委託料、地域福祉計画等策定業務委託料517万円です。地域福祉計画等の策定業務を外部に委託する先として、やはりコンサルティング会社とかシンクタンクなんですけど、専門的な知識経験を持っているところをお願いをされるということになるんじゃないかなと思うんですけど、例えば県内の天理市では公募型プロポーザル方式で事業者を募集したというふうに聞いておりますけれども、市としてはこの辺りどのように考えておられるのでしょうかというのが1つと、それから76ページのこれは4目障害者福祉費、19節扶助費、計画相談支援給付費というので1,151万7,000円計上されています。まず、この計画相談支援というのはどういった内容のものかと

いうことを、まずこれお伺いをしたいと思います。また、計画相談支援の利用に対して利用者の負担はないというのは私、理解はしておるんですけども、給付というのは事業所に対して行われるのかどうか、この辺りもちょっと併せてお聞かせください。

**藤井本委員長** 2点ね。

山岡課長。

**山岡社会福祉課長** 社会福祉課の山岡です。よろしくお願いたします。

まず1つ目の質問でございます。地域福祉計画の専門業者の選び方というところで、こちらにつきましては昨年の12月に債務負担において補正予算で計上させていただきまして、もう既に公募プロポーザルのほうを行わさせていただいておりまして、同じような形で事業所のほう選定させていただいて、7年度本格的な策定に向けて現在動いているといったような状況でございます。

もう一つ、計画相談支援についてですけども、こちらは障がい福祉サービスの利用の際に、サービス等利用計画案を作成する費用というところで、事業所が作成する、相談支援員が作成するんですけども、事業所のほうに給付費用が支払われるというようなものになります。

以上でございます。

**藤井本委員長** 吉村委員。

**吉村委員** 分かりました。もう既にプロポーザルで進めてくださっているということで、社会福祉計画等策定業務ですね。承知しました。

計画策定に当たりまして、一般的に地域住民とか関係団体との意見交換、協議を行ったりとか、あるいは策定した計画を地域住民に公表し周知徹底を図ることが大事だというふうに言われてますし、私もこれ大事だなと思うんですけども、これについてのお考えを、もう確認ですけども、それは当然そうだということだと思んですが、それからあと計画相談支援給付費につきまして、これ令和6年度予算に比べまして2割弱、増加しているんですね。この理由については利用者の方の増加が見込まれるんじゃないかなというふうに推察するものなんですけれども、これについてはいかがでしょうか。

**藤井本委員長** 山岡課長。

**山岡社会福祉課長** ただいまのご質問でございます、まず地域福祉計画なんですけども、今回2期目となります。1期目のほうは、実はコロナ中に策定のほう進めさせていただきまして、なかなか住民様のご意見等を聞くところがちょっと難しい中で作成というようなところになりました。今回につきましては、またワークショップ等を開催して市民の皆様の意見を聞かせていただいて、その辺を十分に反映させられるような計画を進めたいと思っております。

続いて計画相談支援の増加というところなんですけども、こちら補正予算で今年度給付費のほうは増額させていただいておりまして、そのときにもお話しさせていただいたんですけどなかなか明確な増加の理由というのがないんですけども、やはり皆様に広がってる中で、利用される方もそのサービスの利用のハードルが下がってるというところの中で、こちらのほうはもう年々ずっと増加していくような状況であるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

**藤井本委員長** 吉村委員。

**吉村委員** 承知しました。今回、地域福祉計画、これについては前回はコロナ等でできなかった、十分聞けなかったけれども、今回はワークショップ開催とかを計画しておられるということで、よろしくお願ひしたいと思います。地域の実情とか住民のニーズを的確に把握して、効果的な福祉施策につなげていただきますようお願いをしたいと思います。

それからあと、計画相談支援給付費については、こういう理由というか、これといった理由というのはないけども増額の方向にあるということで承知しました。かねてから、行政と事業所とは定期的に連絡会議をされてるというふうに私、伺っております、現状の課題分析と情報交換しっかり行っておられているというのは私、存じております。また、新型コロナウイルスワクチンの接種のときも何かと大変だったというふうに聞いておりますけれども、引き続きまたよろしくお願ひいたします。

以上です。

**藤井本委員長** ほかに。

谷原委員。

**谷原委員** 1件だけお願ひします。74ページの3款1項4目7節の障害福祉総務事業の中の障害者計画等策定委員会委員謝礼というところであります。障がい者計画につきましては、令和3年度から令和8年度までの6年間ということで今、計画はもう策定されて今、実行中だと思うんですが、ここの策定委員会委員の謝礼ということがちょっとよく分かりませんので、これがどういう謝礼なのかということについてお伺ひします。

**藤井本委員長** 山岡課長。

**山岡社会福祉課長** 社会福祉課の山岡でございます。よろしくお願ひいたします。

こちらの謝礼につきましては、葛城市障害者計画等策定委員会設置要綱に基づく、障がい福祉計画等の策定及び推進等を行っていただく委員に対してお支払いする謝礼となります。こちらにつきましては、策定時につきましては年間4回ぐらい開催させていただいているものでして、それ以外、策定が終わった後は基本的に原則毎年1回、その計画の進捗報告をさせていただいているというところで、その分の謝礼分というようなところで毎年組ませていただいている部分となります。今までは障がいのその他支援というところで予算組まさせていただきますんですけども、予算の見直しの中で今回、障害福祉総務事業のほうにおいて計上させていただいたというようなところでございます。

以上でございます。

**藤井本委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 計画策定が終わってるけれども、その計画に基づいた進捗状況を原則年に1回、策定委員に来ていただいて報告させていただいているということでありました。実は、この障がい者福祉計画につきましては、例えば、川村委員のほうからこの間の一般質問についてかなり詳しく質問があった就学前の療育の問題、こういうこともこの中に取り上げられてるようですが、実は議会のほうが、こういう報告をいただく機会があれば、我々もこの葛城市

の障がい者計画及びそこに含まれる様々な問題、これは議員としても広く認識ができる機会になるのかなと思うんです。計画の策定委員には報告されてると、進捗状況をね。じゃあ議会にはどうなんだという思いがあるんですよ。これについてはどうお考えなのか、私は策定委員に報告されるんだったら議会にもできたら報告していただいて、この計画についての進捗状況なり環境なり報告する機会をつくっていただけたらと思うんですが、ご意見、お考えをお聞きしたいと思います。

**藤井本委員長** 山岡課長。

**山岡社会福祉課長** ただいまのご質問でございます。本当に計画を策定して、その計画の策定後の進捗状況というのは本当に大事なことであるかなと思っております。基本的には、委員会の中で報告、これは地域福祉計画のほうでもそういう形を取らせていただいて、もうこれは計画全般に関わってくる話なのかなと思いますので、その辺はもう一度こちら検討させていただいて、またご報告なりという機会があればというようなところで検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

**藤井本委員長** 谷原委員。

**谷原委員** よろしくお願ひします。策定委員会の委員のほうに報告されるのと同様でいいわけですから、まずは我々もそういうことをもっと勉強しなければならないと思っておりますので、どうかよろしくお願ひいたします。

**藤井本委員長** ほかに。

吉村委員。

**吉村委員** 2点お伺ひします。79ページです。予算書79ページ、1項社会福祉費、5目老人福祉費に関連して2つお伺ひいたします。

12節委託料の敬老事業の敬老会公演委託料155万3,000円について伺ひます。敬老会につきましては新型コロナウイルス感染症の影響で出席者が減っていたというふう聞いておりますけれども、令和6年度、あと前年の令和5年度の出席者の現状についてお聞かせ願ひたいと思ひます。

それからあと、19節扶助費、敬老事業の敬老年金についてお伺ひいたします。令和7年度当初予算は9,184万5,000円で、前年度、令和6年度に比べて、そのときは8,922万円ですので、大体3%ぐらいの増額ということになります。敬老年金につきましては以前よりも、幾度も議論にはなっておりますが、年々扶助費が増加していることに対して現時点でどのようなことを検討されてるんですか。以上2点お願ひします。

**藤井本委員長** 西川課長。

**西川地域包括支援課長** 地域包括支援課、西川です。よろしくお願ひします。

まず初めに敬老会の出席状況なんですけど、令和5年度は789名に対し令和6年度は904名の出席でした。

2つ目の質問なんですけど、敬老年金、どんなシミュレーションしているのかという話なんですけど、月額を支給額の変更とか、支給年齢の引上げ等を検討しています。このように

廃止や縮小だけでなく、この敬老年金は全国的にもめずらしい制度であるので、子どもや若者への支援だけでなく高齢者にも支援しているというアピールポイントにしてもよいのかなとかいう検討はしております。

以上です。

**藤井本委員長** 吉村委員。

**吉村委員** 今お答えいただきまして、まず敬老会ですが、もうかなりやっぱり増えてますね。何よりと思います。敬老会公演料ですが、令和6年度に比べて増額してるんですけども、出席者の増加の影響があるのかどうか、これについてちょっとお伺いをしたいと思います。

それからあと敬老年金につきましては、いろいろと検討されてて、前からも言われてますが、月額のを減らしたりとか、支給をちょっと段階的に引き上げるとかいろいろあるかと思いますが、今し方おっしゃったように全国的にも非常に珍しいといいますかそういった施策でありますので、これのアピールとかも考えておられるということなんですけれども、今、2035年問題というのがあって、人口減少とか労働力不足、社会保障負担の増加などの1つなんですけど、団塊の世代が85歳以上となるんですよ。2035年、令和17年ですね。このときの、ちょっと今もし数字持っていらっしゃったらなんですけど、対象者、葛城市内どれぐらいいるのかということと、今想定している、もしこのままいってしまうと敬老年金の扶助費は幾らぐらいになるんだろうかと、額をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

**藤井本委員長** 西川課長。

**西川地域包括支援課長** 地域包括支援課、西川です。

敬老会の公演委託料なんですけど、午前午後の2回分の公演の委託料となっております。令和6年度と比べて増額した理由なんですけど、昨今の物価高騰により、公演委託会社からの見積りの結果、昨年度より10%ぐらい費用が上がるということなんで増額しております。

あと2つ目の質問で、団塊の世代、85歳となる令和17年度の85歳以上の人口なんですけど、令和7年度は1,530人に対して令和17年度は1,904人、一応、敬老年金を85歳支給したとしたら1億2,000万円程度と見込んでおります。

以上です。

**藤井本委員長** 吉村委員。

**吉村委員** 承知しました。まず、出演者のどうしてもお金がかかる、ほとんどこれ人件費ですから、今もう人件費高騰の折ですからやむを得ないなというふうに思うんですけども、敬老会につきましては皆さん大変楽しみにされている方も多いと思いますので、引き続き継続していただけるようお願いをしたいなというふうに思います。

それからあと、敬老年金につきましてもいろいろとシミュレーションされているということで、今、数字伺いましたら1億2,000万円というふうなことです。また、今後の財政状況も踏まえまして、どのようにしていくのかということをしつかりと検討を引き続きお願いをしたいと思います。

以上です。

**藤井本委員長** ほかに。関連、ではない。

川村委員。

**川村委員** どちらかといえばさっきの谷原委員の関連かもしれませんが、すいません。予算書76ページの一番最後の障害児通所給付事業でございます。私も一般質問の中で、乳幼児健診が非常に発達して、うちの葛城市もしっかりと健診事業を進めていただいておりますことは感謝をしております。そんな中で、早期に発達障害が、その傾向があると、要するに疑いがあるとした障がい児に対しての支援をしていくための手続等なんですけど、健診の中でこども・若者サポートセンターの臨床心理士が来られるということについては皆さんもお聞きしていただいたと思うんですけども、要するに診断、小児科医また精神科医、いろんな形で相談者が直接そういった診断を受けて、県もそういった施設あるんですけど、非常に田原本にありますその支援の診断していただくところが混み合っております、非常にすぐになかなか診断を受けられない状況にあると。そんな中で、この近隣の中でそういった診断を受けて、その診断書を持って社会福祉課にそういった療育に対する相談また申請、この件数について一度お聞きをしたいなど。要するに、医者診断書があればそういった申請ができて、療育、それは先生の診断によると思うんですけども、療育が受けていけるのかという、実際に診断数とそれからその申請数、それから申請された方が実際に療育を受けてるといような状況についての数字は分かりますかしら。

**藤井本委員長** 山岡課長。

**山岡社会福祉課長** ただいまの障害児通所給付費の申請者数というところでございます。こちらは過去からのデータがありまして、この新規決定者数をまず答弁させていただきます。令和元年度からお伝えさせていただきますと、令和元年度が39名、令和2年が29名、令和3年が38名、令和4年が46名、令和5年が36名、令和6年現在までで35名の方が申請をされています。こちらにつきましては、内訳まではちょっと把握はできてないんですけども、こちらサービスの利用に当たりましては、障害者手帳をお持ちの方、そして特別児童扶養手当等を受給される方、これ証明する書類があれば特に診断書等はなしで申請いただけるものとなります。あと、手帳を有しない方、こちらにつきましては、先ほど川村委員おっしゃいました医師の診断書、こちら療育が必要であるというような旨が示されておりましたら、我々のほうもこのお子様には療育が必要だというようなところの判断の中で決定をしているというようなところが現状でございます。

以上でございます。

**藤井本委員長** 川村委員。

**川村委員** 今回の審査方法が、社会福祉課とこども・若者とが分かれてしまうので、今もうここでこれだけ聞かせてもらっておきますわね。

あと1つ、行政の中で公的な書類というのは5年保存というのが一応ルールとしてあるわけなんですけど、そういった個別の療育等の経過なんかを見る場合は、継続的に療育をしていく中でそういったものが廃棄されていくのかどうかというのもちょうと気になる場所なんです、そういった個別のものですけれども、保存はされているのかというのは確認させてください。

藤井本委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 ただいまの保存年限のご質問でございます。保存年限につきましては基本的には5年というようとなっておりますけれども、こちらは当然その方がご存命というか、市内にいらっしゃる限りは、もうそれは廃棄せずにそのまま残しておりまして、あくまでもその方がいらっしゃるなくなった場合、そこから5年というよう形で対応させていただいております。

以上でございます。

藤井本委員長 川村委員、いいですか。

川村委員 いいです。

藤井本委員長 ほかに。

増田委員。

増田委員 先ほどの関連でも良かったんですけども、79ページの敬老事業、扶助費で敬老年金の9,184万5,000円、非常に金額も、先ほどのご答弁にありましたように年々上がっていくと、ピーク時は1億二、三千万円ぐらい増えると。以前のご答弁では、それまでに何か形を変えるようなことも検討する必要があるのかなみたいな返事で、ここには敬老事業の概要のところには、高齢者がいつまでも元気で生き生きとした生活を送ることができるよう支援をする経費ですと、こういう支出目的といいますかが挙げられております。一方では、支え合い事業、一番お困りなのは、先ほどからございましたように公共バス、公共交通の使い勝手のいい公共バスをお望みの高齢者の方が非常に多い。なぜかというと、移動手段が車で危ない、車の運転が危ないという方が非常にその移動手段でお困りであるということを再三聞きます。私も一般質問等々で市のお考えも聞かせていただいたんですけども、この予算の中にそういった高齢者の方が異動で困られてる予算組というのが見当たらないんですよ。高齢者の方のお困りのその大きな柱の中に、その移動手段の支援というのがあるんですよ。先ほど言いましたように、支え合い事業として住み慣れた地域で安心して活動し、生きがいのある生活ができるよう支援をする経費ということで、支え合い事業として238万、238万しかそういったものに対する支援策というのは講じられてないのが現状なんです。私は、もう年金をすっきりというような話をしてんの違いますよ。年金は年金として考えていく必要があるけども、それ以上に移動手段の支援というものを高齢者の方は求められておるといふふうに思いますので、そこんことをよろしくご答弁お願いします。

2つ目は工事請負費、福祉推進費です。83ページ、工事請負費1,222万5,000円、これは福祉総合ステーション。福祉総合ステーションは再三にわたって、老朽化してるということかもわかりませんが、あこもかしこも、先日はお風呂の浄化機能が低下して休みますと、私の表現間違っていたかもわかりませんが、要するに、私は浄化機が悪いから、その湯の質といいますか、規格というんですか、湯の質が低下したのかなというふうに判断したんですけども、いずれにしても非常に傷みがあちらこちらで発生していると。毎年、ステーションの工事修理が出ております。もう一度、先ほどの新庄庁舎のお話じゃないですけど、きちんと診断をしていただいて、計画的に修理、修繕を計画されたほうがいいんじゃないですか

なということをご提案したということですので、ご答弁よろしく申し上げます。

**藤井本委員長** 西川課長。

**西川地域包括支援課長** 地域包括支援課、西川です。

高齢者の移動手段のことなんですけど、一応、生活支援整備体制というので介護保険の保険事業勘定のほうのメニューであるんですけど、そこで生活支援コーディネーターは地域で住民間の互助で助け合い、運転できる方が運転して、その分、利用者は謝礼というか必要経費を払うという事業を広めていっている最中でございます。そういうのが葛城市に全部広がっていったらいいよねという理想を僕は持って活動してます。それで一応、現実的にタクシーの初乗り、もし750円を10回助成したら1,200万ぐらいかかるという計算も一応してるんですけど、今はその住民の互助を広げていくというのをテーマにして活動しています。

以上です。

**藤井本委員長** 山岡課長。

**山岡社会福祉課長** 社会福祉課の山岡でございます。よろしくお願いたします。

ただいまの福祉総合ステーションの工事というところで、今後の見通し的なお話であったかと思えます。福祉総合ステーションのほうは令和7年の9月に開設いたしましてもう30年経過しておる中で、いろいろと修繕が必要なり取替えが必要なりというところも出てきておるところでございます。おっしゃられますように、そこは本当に計画的に進めなければならないという話を予算の査定の中でも話しさせていただいております。そこは今後いろんな部分でこういう改善、こういう修繕点というのが多数上がっておりますので、そこをいろいろ整理しながら、まずは計画を立てさせていただいて、この時期にこれをする、その辺は予算との兼ね合いはあると思うんですけども、おっしゃられている計画的に進めるというのは今後検討しているところでございます。

以上でございます。

**藤井本委員長** 増田委員。

**増田委員** ありがとうございます。生活支援コーディネーター、知ってます。分かってます。ところが、これ誰がどうやって進めていただいているんですか。社協でしょう。社協に全面的に任せてるんでしょう。私は、こういう活動をもっともっと市がバックアップしてやってほしいということを、この質問の目的がそれなんです。活動組織に対して、社協のコーディネーターがいろんな現場へ回って、こんなんやりましょう、あんなんやりましょうと。ところが、やったと。私、以前にもお願いしたはずなんですけども、そういう立ち上げをしたグループに対して、国からお金持って帰るのもありやと思いますけど、支援してあげてくださいよ、立ち上げた組織に対して。その社協のコーディネーターが一生懸命増やしていこうとしておられるけど、立ち上げた組織に対して市のバックアップないんですよ、これ、恐らく。予算組んでないんです。例えば、これ活動費やと。5人のグループ、10人のグループ、1週間に1回勉強会しましょか、寄りましょか、話ししましょかと言ったときに、公民館借りて話しましょと、公民館の利用料要るんですよ。ただ貸してくれへん、やっぱりね。そんなこともできない。人が寄ったときに、話をしたときに費用が発生するグループに対しては、たと

え少ない支援でも、やっぱり年間の活動費として、私は市がそういう支援、助成金を出動するべきだと、普及は社協のコーディネーターがやっていただく。ベテランですよ。もうプロですよ。彼らは。非常に全国の事例も含めてうまく説明をしていただいて、私の近くのグループもそういう活動をやっていただいて非常に高齢者喜んでいただいています。やっぱりそういう優良事例を増やそうとすれば、活動に対する支援、助成を市がやるべきやというふうに思いますので、市長、お答えください。

それから、ゆうあいステーションの改造、もう一定の保守修繕予算というのは、毎年毎年あれを何ぼやこれは何ぼやなしに、ある一定の金額をできるところから随時やっていただくということで、もう覚悟の金額というのはつかんでおくべきと違うかなというふうに思います。これ、それであれば、ずっと維持するためには、年間予算、改修修繕このぐらい要するというのを想定できたら、もうああそうですよね、老朽化したらそうなりますよねと頭に入るんですけど、その都度またこんななった、あんななったということになれば、その都度いろんな議論する必要があるんで、老朽化としての覚悟対策は準備しておいていただきたいと、お願いします。

**藤井本委員長** 西川課長。

**西川地域包括支援課長** 地域包括支援課、西川です。

今、市のほうでも助成金等出せるようにするという話なんですけど、一応僕らもその辺は考えてまして、地域支援事業というメニューの中に、今、訪問介護とかボランティアで行ってもらっているケースがあるんですけど、それに対してその通所にも費用を、費用というか、地域支援事業でお金が出るようにしようかなというのを今考えている最中なんです、もしできたら7年、8年度ぐらいにはできるように進めていきたいとは思っています。

以上です。

**藤井本委員長** 阿古市長。

**阿古市長** いろんなことを考えていく必要があるのかなと思っています。それで今現在はといいますと、多分、市民活動の助成処置が取れてるのかな、3年間ですけど、立ち上げのその対象にたしかなくなってたように思うんですけども、その辺もちょっと確認させていただきたいと思います。非常に今、社協が燃えてるといふか、熱心に全国からも注目されて見学に来られたり、逆に講演に行ったりしてます。こういう活動というのがもう葛城市一面に広がっていくと、さらに住みやすいまちになるのかなという思いがありますので、何か工夫していきたいという思いでございます。

**藤井本委員長** 山岡課長。

**山岡社会福祉課長** ただいまのご質問でございます。本当に計画的に進めるという本当に大事なお言葉をいただいて、私も本当にそのとおりだと思います。ただ、場所場所によってなかなか金額というものがちょっと変わってくる部分もあるかと思っておりますので、その年度によって例えばこの部分をする場合は1,000万とか何千万とかいうようなところも出てくるかと思っておりますが、そこは計画的に進めるというところは非常に大事な部分であると思っておりますので、その辺を計画的に持って進めたいというふうに考えております。

以上でございます。

**藤井本委員長** 増田委員。

**増田委員** 私、大きな予算、支援のことを言うてるのと違って、やっぱりグループが年間活動するためという、私のイメージから言うたら10万とか、そんだけあればいろんな活動ができると。これ10グループ、20グループとかもしできたとしたら、これすごい成果、まだ3つか4つぐらいかなというふうにイメージとして持ってるんですけど、そんなに大きな金額、予算じゃないと思いますんで、トップの英断で明日にもできるような支援やと思うんで、しっかりとその辺のご認識をいただけたらなと思います。

それから、総合ステーション、長くこういう老朽化した施設を維持するためには、非常に初期当初の投資以上に維持管理が必要やということは覚悟の上で、今後ともよろしくゆうあいステーションをお願いしておきます。

以上です。

**藤井本委員長** ほかに。

谷原委員。

**谷原委員** どなたも出てこないのであれなんです、83ページ、3款民生費1項社会福祉費の8目になるんですかね。83ページの説明のところの見ていただいたらあれですが、社会福祉費協議会補助金ということで、社会福祉協議会のお話が出ましたので、これ3,000万の補助金となっております。予算案の概要だと昨年度の比較が出てますけれども、予算案の概要のページ数が28ページ、昨年度の比較を見ますと、昨年度2,500万となっておりますので、500万補助金を今年度引き上げております。その理由についてお願いします。

**藤井本委員長** 山岡課長。

**山岡社会福祉課長** 社会福祉課の山岡です。よろしくお願いいたします。

社会福祉協議会の補助金というところでございます。

まずこの補助金の金額の考え方というところでご説明させていただきますと、以前もお話しさせていただいたんですけども、この補助金の対象金額が約6,000万程度を担っております。これはここ数年、この6,000万というような予算規模の補助金対象となっております。そのうち、社協のいわゆる自主的な収入の部分がおよそ500万程度ございまして、この残りの5,500万というところを市からの補助金なり社協の基金の取崩し分というところで、現在充てておるところでございます。今年度のこの補助金につきましては3,000万というようなどころでさせていただいております。この金額の考え方というところですけども、こちらについては社協の福祉基金の取崩し額との兼ね合いの中で、本当にいろんな今までからもご意見をいただいております、様々な意見があるのかなというふうに思っております。今後、社協のこの福祉基金の取崩し金額のほう、どうされるのかというようなところを踏まえながら、令和7年度につきましては基金の取崩し額を、一番当初そうなった令和元年度2,500万円を取り崩しております、その額というのを1つ社協の取崩し額の基準というように捉えておった中で、今年度につきましては当初の取崩し金額に倣いまして、取崩しは2,500万円、そして補助金のほうは3,000万というようなところで5,500万の財源を見いだす

というようなところで予算を立てさせていただいたところでございます。

以上でございます。

**藤井本委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 社会福祉協議会の活動費が全体で6,000万、年間。そのうち実収入が500万あって、その残りの5,500万について、半分その中を基金の取崩しでやるのと市からの補助金で補てんするので、この6,000万の活動費になっているということが分かりました。これにつきましては6,000万ということで、基金が極端に言えばなくなっていけば、その分葛城市の補助金がそこまで上がるのかというふうなことにもなっていくしますので、その活動の在り方も含めて今後ともしっかりと議会でも検討していければと思います。

以上です。

**藤井本委員長** よろしいか。ほかに。

川村委員。

**川村委員** 1点だけお願いします。予算書72ページの民生委員のお仕事としてちょっとお聞きをしたんですが、民生委員もいろいろと地域で頑張っていただいて、我々とも情報交換もしたりしてるんですが、守秘義務という部分については難しいところで、こんな事例がありました。最近お訪ねしてもずっと家が閉まって、どうされたのかなというふうに思われてたんですが、その方が入院されてたんですね。入院されてたということの情報が民生委員は分からなくて、要するに介護事業者の中で、今、ケアマネとの連携とかそういうものというのがなかったら、非常にその方はずっと心配して1週間以上も度々訪問されてたんですけども、そういう情報は市の中で、民生委員のお仕事の中で確認ができるものなんですか。ちょっとそこだけ教えていただきたい。

**藤井本委員長** 山岡課長。

**山岡社会福祉課長** 社会福祉課の山岡でございます。

民生委員の活動内容についてでございます。本当に民生委員には日頃から福祉に関して活動いただきまして、我々も本当にもうありがたく思っておるところでございます。その中で今、川村委員挙げられました事例のように、本当に様々な事例等がございます。その中で民生委員から例えば社会福祉課の民生委員の窓口に来られて相談を受けたり、また直接、担当の課のほうに相談に行かれたりというようなところで、本当にもう状況は様々なかなと思っております。その中で、我々大事にしていますのは、やっぱりその情報共有というところで、やはり横の連携を取りまして、こういう方がいらっしゃるところの中で市としてどのような支援ができるのかというところを、その守秘義務というところを踏まえながら、民生委員にも関わっていただいて、その方に対してどのような支援が適切なのかというところを検討させていただくというところで、なかなか1つの答えというようなところでは出せないんですけども、本当に関係課なり民生委員なりと協力して、一番最善な方法というのを見いだして対応しているというようなところでございます。

以上でございます。

**藤井本委員長** 川村委員。

**川村委員** そういうお考えがあるのなら、もし民生委員がそういうことで不在やなと思われたときに、確認をするのなら確認をする部署がちゃんとあるということを情報として教えておいてあげていただきたいなど。その方はずっと地域の中でいろんな人に聞いてはるんですけど、誰も知らない。でも、それは守秘義務があるので、なかなかそこも見えないところなんで、でも民生委員の守秘義務ももちろんちゃんと自覚していらっしゃると思いますので、役所に聞けば一番いいんですけど、そのときにたまたま介護のことやったり、いろんな事情あると思うんですけども、まずは民生の窓口、社会福祉課にまず聞いて、そこからつないでもらうというようなやり方をぜひお願いしたいなど。そういうことについて、民生の集まりの中でそういう事例も参考にさせていただいて、実際にそんなことが起こってるんですから、よろしくご指導いただきたいというふうに思います。お願いいたします。

**藤井本委員長** ほかにないですか。

(「なし」の声あり)

**藤井本委員長** ないようでしたら、ここで職員の入替えを行いますので、暫時休憩をいたします。10分休憩します。15分から再開します。

休 憩 午後6時05分

再 開 午後6時15分

**藤井本委員長** 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、予算書83ページの3款2項児童福祉費から103ページの3款最後まで質疑に入ります。

質疑ございませんか。

吉村委員。

**吉村委員** それでは、予算書の86ページで3つお伺いをいたします。いずれも、2項児童福祉費、2目児童措置費の分です。

まず18節負担金補助及び交付金なんですけれども、特別保育事業の中の乳児等通園支援事業補助金ということで、予算案の概要29ページですが、予算案の概要を見ましたら、こども誰でも通園制度が、これは令和8年度から本格実施されます。国の制度ですが、令和7年度から希望する市内の民間保育施設に対して補助金を交付しますよというふうにありましたけれども、まず、これについてのより詳細な説明をお願いをしたいと思います。

それから、同じく特別保育事業の保育所等業務効率化推進事業補助金、この事業の内容についても予算案の概要29ページに新規として説明がありますけれども、具体的にどのような事業内容かをお伺いいたします。

それから、あと19節扶助費、子どものための教育・保育給付費が10億4,599万8,000円の分で、令和6年度は9億1,000万円程度でしたのでちょっと下回ってたんですね。あくまでも当初予算ということなんですけども、10億超の規模となりました。前年と比較しまして人数とか状況がどのようになっているのか、それをお伺いします。

**藤井本委員長** 西川課長。

**西川こども未来課長** こども未来課、西川でございます。よろしくお伺いいたします。

まず1つ目のお問い合わせでございます乳児等通園支援事業についてでございます。こちらにつきましては、令和8年度からの本格実施を目指しまして、就労要件を問わず全ての子どもいらっしゃるご家庭に対する支援を強化する観点から、乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度と呼ばれております、が創設されます。0歳6か月から満3歳未満で、保育所等に通っていないお子様とその保護者を対象といたしまして、保育所や幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業所や小規模保育事業所等などで、適切な遊びや生活の場を与えたり、子育てについての情報提供であったり、助言その他援助を行うものとされております。一時預かり事業と共通する部分もあるのですが、こども誰でも通園制度とあるとおり、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった子どもである必要がないなど、制度の対象となる家庭に限定がない点や保護者のための子どもを預かるというサービスではなく、家庭に在るだけでは得られない様々な経験を通して、子どもの育ちを応援することを主な目的とした事業でございます。

2つ目のお問い合わせでございます。保育所等の業務効率化の推進事業補助金、こちらも新規でございます。こちらにつきましては、保育所等におきましてICT等を活用した業務システムの導入の費用の一部の補助を行いまして、保育士等の業務負担の軽減を図るための事業費として民間保育所に対して補助するものでございます。具体的には、新庄地区にございます民間保育所において、登園の出席連絡などが保育所におられる先生方のタブレットに届くようなシステムを構築したいということで、そちらに対して補助を行う予定をしております。

3つ目でございます。子どものための教育・保育給付費についてでございます。こちらの前年度と比較した状況でございますが、まずこちら、私立の保育所や認定こども園、市外の保育施設等に対しまして運営費としてお支払いさせていただいているものでございます。昨年度と比較いたしますと、私立保育所、認定こども園分としては、月当たり87名の増加を見込み10億826万2,000円の計上、市外の公立委託分として、こちらは月当たり2名の減少を見ておるんですが、単価の増加もありまして1,754万1,000円、第2子の無償化分として月当たり令和6年度と比較しますと12名当たりの増加を見込みまして2,019万5,000円、合わせまして10億4,599万8,000円の計上をさせていただいたところでございます。よろしく願いいたします。

**藤井本委員長** 吉村委員。

**吉村委員** まず、これまでの通園制度のこれに関してなんですが、これ先ほど言いましたように令和8年度から本格実施ということで、各自治体でモデル事業が進められているというふうに聞き及んでおります。まず葛城市における状況、これと実施をする場所、それから利用開始時期、それからあと利用時間、ほかの自治体なんか見てましたら月10時間までというところ多いようですけども、あと利用料金などについてどのように予定されているのかということをお伺いをいたします。

それからあと、保育所等業務効率化推進事業の補助金、これにつきましてはなるほど先生が保育室で出欠状況をぱっと見られる、これすごい助かると思うんですけども、これの財源、補助率について確認をしておきたいと思っております。

それから、あと子どものための教育・保育給付費なんですが、私立の保育所・認定こども園、これはもう月当たり87名ですごく増えてて、市外の公立委託分としては2人減ってるんだけど、結構増えてるということでありました。ここ数年間、多分伸びてるはずなんですが、この各伸び率について数字がもしあればお伺いをしたいと思います。

以上です。

**藤井本委員長** 西川課長。

**西川こども未来課長** まず最初1点目のご質問でございます。市内の状況でございますが、令和6年度、こども誰でも通園制度の本格実施を見据えた試行的な事業が全国的に行われておりますが、令和7年度以降は、児童福祉法に定める事業として制度化されます。実施を拡大する市町村が更に増えてくるとお考えを伺いまして、先行して実施する自治体の数も増えてくるというふうに考えております。令和8年度以降につきましては、委員ご承知のとおり、全ての施設での実施が求められているわけではありませんが、全市町村において実施する必要があります。令和7年度は先行して新庄地区で1か所、當麻地区で1か所、合計2か所の民間保育施設での実施をご希望を伺っております。利用開始時期は夏以降になるかと思われまます。利用時間は子ども1人につき月10時間以内、利用料金は1人1時間当たり300円程度として、施設が徴収する予定でございます。

続きまして、2点目の保育所等の業務効率化事業補助金の財源のお問い合わせでございます。こちらは国2分の1、市4分の1、こちらは事業者の持ち出しもでございます。事業者4分の1となっております。国と市の持ち出しを合わせて52万5,000円を予算計上させていただいております。

3つ目ですが、過去からの伸びのお問い合わせであったかと思っております。令和3年から令和4年度にかけての伸びは11.5%。令和4年度から令和5年度にかけては13.5%、令和5年から6年度にかけてはでございますが、こちらは新たに民間保育園が開園したことや、第2子無償化を実施したことなど特別な事情がありましたので、その事情を除きますと12.9%の伸びでした。令和6年度から令和7年度にかけては14%となっておりますので、経年的に11%から14%ぐらいの伸びとなっているところでございます。よろしくお願いたします。

**藤井本委員長** 吉村委員。

**吉村委員** よく分かりました。まずは、こども誰でも通園制度のこれにつきまして、葛城市内では新庄と當麻と合計1か所ずつで2か所されるということで、夏以降予定されているということですね。やるということで、希望に従ってということで、葛城市についても月10時間以内ということで承知いたしました。

それから、保育所等業務効率化推進事業の補助金につきましての財源も承知しました。事業者の方も4分の1あるということで承知いたしました。

それからあと、子どものための教育・保育給付費ですが、やっぱり伸びがすごいですね。改めて伺いますと2桁がずっと来てるということで、保育需要の高まりとか、あと公定価格の改定も影響してると思いますので、ここを毎年、少なくとも11%ぐらいから14%ぐらいの増加で、このような要求額となっていることについて承知いたしました。

以上です。

**藤井本委員長** よろしいか。ほかに。

西川委員。

**西川委員** 今の吉村委員の関連なんですけど、乳児等通園支援事業補助金なんです。それと今の保育所等業務効率化推進事業補助金なんですけども、まずこども誰でも通園制度なんですけど、先ほど聞いたように當麻と新庄、この10万2,000円はというふうに補助額を決定をされたのかとか、要はそこに通院される人1人に対して利用料金も取られますし、どのようなものに対して補助を出されてるのか、というか10万2,000円というのが妥当なのかどうかというところですよ。何か少ないような気もしたんですけど、先行実施されるということですね。

それをちょっとお聞きしたいのと、あとちょっと先ほど聞いてて、保育所等業務効率化のシステム、タブレットで出欠状況が分かるというところなんですけど、新庄地区の保育園と聞いたんですけど、當麻でも認定こども園、1号認定の子もいますし、その辺の認定こども園は対象にならないのかということなんです。あともう1個、認定こども園2つあると思うんですけど、幼稚園型ですけど、もう1個はね。その補助対象にはならないのかということ、2点お伺いさせていただきたい。

**藤井本委員長** 西川課長。

**西川こども未来課長** まず1つ目の予算計上している10万2,000円の内容でございます。こちらに関しましては、次年度令和7年度に、民間保育所に対してお支払いする委託費に該当する部分ではございます。こちらのほう、ちょうど予算計上する年末から年明けにかけてでございますが、その頃にはまだ事業者にお支払いする額というのが国からまだ示されておらずでしたので、令和6年度に試行的事業というのをさせていただいているときに、国から支払うである金額というのが示されてきたのが850円でございます。その当時、予算計上する際にはそれをもとに計上しております。実際は、0歳児ですと1,300円であったりとか、1歳児であると1,100円、2歳児に関しては900円というような金額が設けられておるんですが、予算計上したときがまだ850円というふうにしか知らされておらずでしたので、それを根拠に予算計上させていただいております。

中身なんですけども、850円に対しまして月10時間利用される子どもが、新庄地区でお一人、當麻地区でお一人、まだ利用人数に関しても今回まだ何もどれぐらいの需要があるのかというのが分からない状態ですので、お一人ずつを一度計上させていただいております。

850円の10時間の2名の6か月で10万2,000円となっております。

それからもう一つ、2つ目の質問の事業の効率化につきましては、今回、民間でご要望いただいているのが新庄地区の華表保育園のほうからいただいております。こちらはそれぞれの民間保育所からの手上げというような形で、ご要望があればお聞きするというような形でお聞きしております。今年度に関しましては、恐らく、當麻のせいこども園のほうでW i - F i 事業か何かされるのがご要望いただいたと思うんですけども、来年度は民間保育所華表からそのような事業を手を挙げていただいている状況でございます。よろしくお願いたします。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 よく分かりました。まだ国からそのときに示されてなかったというところで、もしかしたら人数が増えたらまた補正でも上がってくるかもしれないということで、今のところはこの2名というところで挙げられて10万2,000円というところで了解をいたしました。多分、想定はできないですからね。なかなかどれぐらい使われるかという、取りあえず試行で試して1回やってみようというところなんで、何か額が少ないなと思ったらそういう意味ですね。了解いたしました。

これ、2つ目のやつも、ああそうなんですねと思ったのは、要は要望があって、ほんで補助事業に乗るかどうかというところに検討されると。これはでも、大体皆さんいろんなところでやっぱり、こんなメニューであるよと分かってはるから、今年はちょっと要望してみようかというようなことなんかと思うんですけど、みんなこれ全部の保育園の方がこういうメニューがあるよということは周知はしてはるんですか、周知というか分かってはるんですかね、そこは。

藤井本委員長 西川課長。

西川子ども未来課長 まず周知の件ですけども、補助事業、いろんなメニューがございます。我々も年度が変わる前、年度が変わった後、それぞれの補助メニューが流れてきますが、それは事前に民間保育所の方にもお知らせもさせていただいてますし、もちろん民間保育所の方も経営者の方でございます、事前にお勉強されておられるということが多いのではないかと思います。

以上です。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 了解しました。大丈夫です。

藤井本委員長 関連。

杉本副委員長。

杉本副委員長 タブレットのやつなんですけど、僕もこれ読んで、効率化って何やんのかなと思って、その出欠を見るやつを入れるだけなんです。僕、3年か4年ぐらい前からちょっとろ覚えなんです。それ、もう入ってませんでしたっけね。そういうのもうあったような気がして、何か更にもっとやはらんのかなと思ったら、ちょっとそこを教えてほしいです。

藤井本委員長 西川課長。

西川子ども未来課長 今、委員おっしゃるとおり、華表保育園におきましては既にICTのほうは導入されておられるんですけども、教室におられる担任の先生の手元まで届くというところまでは行き届いてないようでございます。現在、その構築をさらにバージョンアップといたしますか進めて、教室におられる先生方のタブレットまでにそれを届くような改修をかけたいというふうに伺っております。

以上です。

藤井本委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 ほんなら、前まではその本体というか、職員室みたいのところには行って、そこか

ら口頭です。そやったかな、何か先生分かってはったような気がしたけどな。それはどっちでもいいんで、それをやっていかはんねんけど、ほかの保育所は今はどんな状況なんですか。前の華表バージョンなんか、まだ全然そんなタブレットも何もないですと、僕ちょっと行ったことないから分からないですけども、そこの均一化も目指していかなあかんような気がするんですけど、その辺の周知というか、向こうのほかの保育所のリアクションはどうなんですかね。

**藤井本委員長** 西川課長。

**西川こども未来課長** ほかの民間保育所の状況でございます。ほかの民間保育所も同様にICT化というのをそれぞれ進められておられます。登園したときにカードをかざして出勤する体系にするというようなこともできておりますし、また民間保育所だけでなく公立保育所、幼稚園に関しても本年度同じような事業をさせていただいておりますので、多少の早い遅いはあると思いますが、ICT化はそれぞれの民間保育所で進めていただいているところでございます。

以上です。

**藤井本委員長** いいですか。ほかに。

坂本委員。

**坂本委員** そうしましたら、87ページ3款民生費、3目保育所費、市立保育所運営事業、子ども未来課、1節報償費、概要で言いますと29ページの(1)番、会計年度任用職員報酬等となっておりますけれども、6年度に比べると7年度1,200万程度の増額になってます。会計年度任用職員で保育士、調理員、看護師、栄養士、事務員の分の報酬だということですが、これはどの業種で何人不足して何人補充を考えていらっしゃるのかというのが1つと、88ページの12節委託料、警備委託料500万ですけれども、これが磐城第2保育所交通誘導員警備委託業務、これが6年度に比べますと増加になってます。これは警備の日数が増えるのか時間が増えるのか、そこのところをお聞きしたいと思います。この2点をお聞きします。

**藤井本委員長** 2点お願いします。

西川課長。

**西川こども未来課長** まず1点目の市立保育所運営事業におけます報酬でございます。こちらは令和6年度と比較いたしまして人数の増減はさほどございません。保育士で言いますと、令和7年度に関しましては45名、調理員に関しましては8名、看護師に関しましては3名、栄養士に関しましては1名、事務員に関しましては3名を計上しております。こちらのほう年度が変わりますと、それぞれの給与単価のベースアップもございますので、そのベースアップ分というふうに捉えていただければいいかなというふうに思っております。

それから2点目の交通誘導員の件であったかと思えます。こちらの交通誘導員に関しましては、今年度令和6年度は朝7時50分から9時まで、夕方は3時30分から6時半まででさせていただいておりますけれども、次年度からは交通停滞の緩和を少し鑑みて、朝の時間を少し早めに開始させていただく予定をしております。朝7時30分から9時まで、夕方は同じ時間でございます。日数が増えたとかというわけではなくて、人件費の高騰を少し見させていた

だいた上での増加というふうになっておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。よろしいいたします。

**藤井本委員長** 坂本委員。

**坂本委員** 会計年度任用職員の方はベースアップで1,200万増えたということで、分かりました。

それで、警備委託料も、人数が増えたんじゃなくて時間が増えて、その分の人件費が増えた分で増額になったということで理解しました。ありがとうございます。

**藤井本委員長** ほかに。

谷原委員。

**谷原委員** よろしくお願ひします。84ページになります。3款2項1目の12節で児童福祉総務事業の中の保育士派遣業務委託料3,700万余りですけれども、この積算の内容を教えてください。

それから、93ページになります。3款2項5目の1節2節人件費報酬費ということで、お聞きしたいのは学童保育所に限ってお聞きしたいんですが、学童保育所の運営方針、これはどのようにしてこの職員は決めておられるのか。人件費になっているので、1人正職員の方がおられて、この方がそういう方針を決めておられるのか、あるいは学童保育所ごとに働いておられる会計年度任用職員の中でこの学童保育所の運営方針を決めておられるのか、どういふ状況になっているかということについてお伺ひいたします。

それから3つ目ですけれども、97ページになります。3款2項8目のこども・若者サポートセンター管理事業というところなんですけれども、この中に施設に係る管理費があるんですが、ちょっとお聞きしたいのは朝方も質問したんですが、當麻保健センターということで入り口に看板があつて、もう一つはこども・若者サポートセンターと看板もあるんですが、これ非常に古い看板で何かこうなっているんで、これちょっと看板の更新等、予算を見込んでおられるのか、ここら辺をお聞きします。

**藤井本委員長** 西川課長。

**西川こども未来課長** 保育士の派遣業務についてのお問ひだったと思ひます。こちらの積算の内容でございますが、1時間当たり3,190円、こちら7時間45分を見ております。こちらの6名の250日、3,708万4,000円を計上させていただいております。よろしくお願ひいたします。

**藤井本委員長** 油谷課長。

**油谷子育て支援課長** 子育て支援課の油谷です。よろしくお願ひします。

学童保育所の運営のほうですが、学童保育所の運営については葛城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び児童福祉法、国が規定している放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に基づいて実施しています。したがいまして、運営方針につきましてはこれらの法令を遵守しながら、児童の安心・安全な生活の場の提供と健全な育成を目指すこととしております。こちらのほうの条件につきましては、それぞれ学童保育所におきまして基準がございまして、1支援40人当たり支援員を2名以上置かなければいけないというふうなところになっております。それとあと学童保育所のほうに、それぞれ主任放課後児童支援員を置いております。現在の状況におきましては、放課後児童支援員のほかに、不足する場合がありますけれども放課後児童支援補助員がありまして、こちらの職種

の者を配置しておりまして、支援の基準を満たすような状況で設置しております。よろしく  
お願いします。

**藤井本委員長** 川崎所長。

**川崎こども・若者サポートセンター所長** こども・若者サポートセンターの川崎です。

ただいまの谷原委員のご質問にお答えいたします。委員ご指摘のように、現在、葛城市  
こども・若者サポートセンターは當麻保健センターにございます。そのため、當麻保健セン  
ターとこども・若者サポートセンターの2つの看板が併存している状況にあります。こど  
も・若者家庭センターを機能設置したこともございまして、令和8年度に向けて、母子保健  
を担当しております健康増進課とも相談しながら看板の在り方についても検討したいと考  
えております。

以上です。

**藤井本委員長** 谷原委員。

**谷原委員** ありがとうございます。まず最初の1点目の質問ですけれども、保育士派遣事業につつま  
しては、保育士を確保するということがなかなか難しい中で、派遣事業を事業者に委託して  
行うということをやってきたわけですけれども、7時間45分で6人を250日の予定というこ  
とでありました。これ、昨年度の充足率はどんなもんなんでしょうか。また、事業者につ  
いても1者だけだったのか、何者をお願いしてるのか、ちょっとそこら辺もう一回尋ねたいと  
思います。

それから2つ目ですけれども、学童保育所の運営方針ということですが、私、もう  
ちょっと細かく聞きたいのは、例えばそれぞれの学童保育所で外遊びをさせてほしいとい  
う声があって、私も過去何度もこれについてはお話ししたんですけれども、今回も例えば杉本  
副委員長のほうから質問の中でも、夏の体育館、暑いときにやっぱり1つの部屋へずっとお  
るのではなくて、やっぱり活動できるような時間が、例えば放課後の体育館とかどうだとか  
いうご提案もあったりして、保護者の中には、やっぱり子どもさんが学童の時間を喜んで過  
ごせるように、でないともう学童行きたくないとなると保護者が困るんですよ。それで、  
他市を見ても結構他市では外遊びさせてはると、でも葛城市はもうほとんどされてない  
ということなので、一体誰がそういうことを決めているのかと。それぞれの過ごし方について、  
こういう行事をやる、こういうふうな活動をやると、これはどういうふうな形でそれぞれの  
学童保育所で方針を決めておられるか、そこをお聞きしたいんです。でないと、なかなかこ  
の問題前へ進まないの、どこに決定権があるか分からないんですよ、我々。それをぜひ教  
えていただきたいと思います。

それから3番目につきましては、こども家庭センターというのが新たに発足しますし、施  
設としても必要かと思っておりますので、またもともとはこれ条例で施設設置が決められて、これ  
健康増進課が担当になっていると思っておりますので、そこでもちょっとお話しさせていただきます  
けれども、やはりお子さんが保護者の方が、やっぱり行きたいなという雰囲気の入  
り口、中は非常にアットホームにされて非常に工夫されて本当にほっとするよ  
うな空間になっているんですが、この入り口が何ともという入り口なので、ぜひそこはよろしくお願  
いしたいと思

います。

**藤井本委員長** 今の質問の中で、保育士派遣のところで、昨年度ということが出てきたんですけど、もう一度、5年度なのか6年度なのか直してくれますか。

**谷原委員** 令和6年度、令和5年度も含めて、保育士派遣事業の充足率がどうなってるかということをお伺いします。

**藤井本委員長** 西川課長。

**西川こども未来課長** まず令和6年度、今年度令和6年度でございます、公募を行わせていただきました結果、6者を選定させていただきました。その6者のうち、今現在でございますが3者から5名の派遣をいただいているところでございます。6名程度予算化しておりますので、うち6分の5というお考えいただければいいかと思えます。よろしく願いいたします。

**藤井本委員長** 油谷課長。

**油谷子育て支援課長** 子育て支援課の油谷です。

先ほどの学童での外遊びの件ですが、外遊びについては学童の滞在時間が長期間となる夏休みなどがメインになるかと思えます。夏の屋外は熱中症の危険があり、児童の安全確保の観点から控えております。また、国が規定する学童を運営する上で必要な人員数は常に満たしておりますが、外遊びと施設内で施設のほうに残りたいという子どもがいていましたら、職員が分散することになります。外遊びをする際の安全を担保できるだけの職員数の確保が難しいという観点もございます。これがちょっと課題になっております。以上の理由から、外遊びの回数が少なくなっているところでございます。今現在は、児童がけがや事故なく学童保育所でお預かりし帰宅されることが大事だという考えがありまして、屋内で過ごすことが多くなっています。外遊びについては、今後、職員の安全講習の実施やアクティブな出前講座など、児童の安全を確保した上で、楽しく体を動かす機会をつくる方法を研究してまいりたいと思えます。よろしく願いします。

**谷原委員** どこが決めるのかだけ、そういう質問だったんです。現場が決めるのか、担当課が決めるのか。

**藤井本委員長** どこが決めるんですかという質問ですから、お答えください。

**油谷子育て支援課長** こちらのほうは担当課のほうで決めていくことになるかと思えます。全体のことでありますので、よろしく願いします。

**藤井本委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 言いつ放しになりますけれども、1つは保育士の確保というのはやっぱりなかなか、6名予算化しても5名ということになるので、まだまだ難しいということが分かりました。また引き続き、確保のための努力をお願いしたいと思えます。

これはちょっと長くなるかもわからないんですけど、議員同士の間で話ししても、やっぱり今時代が大きく変わってきてると。それ何かというと、共働き世帯が増えるということはそうなんです、それプラス、おじいちゃんおばあちゃん、これまでは、娘、息子の子育てを支援していたおじいちゃんおばあちゃんの世代がもう働いてると、70過ぎぐらいまでね。だから本当に子育て世帯の若い方々が保育に頼る、そのためにいろいろ国の事業もやってお

られると思うんですね。そうなると思育士が本当に今、確保が大変になってるということなので、改めて、本当は国がこの思育士の公定価格を定めるなり、労働市場に応じて、不足したら賃金が上がるのは労働市場で当たり前やと思うんですけど、なかなかそうはななくて難しいところがあるので、ぜひこれは葛城市としてはもう努力していただくしかないんですけれども、やっぱり思育士の条件、待遇というのを改善する必要があるのかなというふうに思います。

それから、学童思育所の件なんですけれども、担当課が決めるということでありました。結局、安全ということで、安全に外遊びできる職員が確保できてないということでもありますけれども、これはぜひ確保に努力していただきたいなと思います。小学校の先生をやっておられて退職された方が、結構、学童の重要性ということでここで勤められる方もいらっしゃるんですが、いわゆる子どもさんが1つの部屋へずっといはると、もうストレスなんですよ。ほんなら、特にお子さんでちょっとわーっと発散する子がおると、おとなしい子がもう、そこは異年齢の空間ですから、同学年でもないですし、だからもう行きたくないと、いじめられるいうふうなそういう圧迫感を受けると。それで保護者の方が苦労されるということがあって、やっぱり子どもですから伸び伸びとできるような環境を学童で与えてあげないと、学童へ行ってなくて家庭に過ごしている子は外で遊んでいるということもあったりして、これはぜひ、葛城市の子どもさん方にそういう幸せな時間を与えていただきたいなと思いますので、ぜひ職員を確保されて、外遊び、それから夏も、杉本副委員長の提案もありましたので、ぜひこのことは考えていただきたいと思います。

以上で終わります。

**藤井本委員長** ほかに。

杉本副委員長。

**杉本副委員長** 2つ関連なんですけど、学童のことからまた先言わせてもらおうと、それで今のおっしゃることやったら、大前提、僕は外遊びじゃなくて体育館でクーラーもあるじゃないですか。今、谷原委員、僕が言いたいことをもう9割ぐらい言っちゃったんで、皆さんそうなんです、長期休みとか。ほんまに大きいお兄ちゃんもおって、高圧的でもないですけど、忍海の学童は広げてもらえるから取りあえずは一旦あれとしても、やっぱり狭い館の中でも、学校で仲悪い子とか横の席とかなってもう大げんかして、女の子横で見てて、もうあんな大きい声出すとこ行きたくないわから始まるんです、夏休み朝が。ほんで、お弁当作らるんですよ。だから僕はその辺も、学童のお弁当も提供できるようにしたら、それこそ保護者軽減じゃないですかというのがこの前の一般質問で、なおかつそこでずっと一緒に学童の狭い中でおったら、やっぱり子どもは大なり小なりストレスを受けると思うんですよね。だから、外遊びしてくださいとは僕言っていないんです。それは暑いから危ないのは分かりますよ。だから、クーラーも付いてるし体育館でやったらいいんじゃないですかと言ってるんですけども、今、課で決めれるとおっしゃったんやったら、それは人員さえ集まればできるということなんですかね。例えば、逆に言うたら、来る子が少なかったらできるんですかね。その見れる体制ができればやっていただけなんですかね。やったら、ほんまに人員確保にめちゃくちゃ頑張

ってほしいですよ。そんなめっちゃ喜ばはるんですよ、子どもらも。ほんでもう一つは、学童のお弁当ですよ。これも僕と同じで、この前の一般質問でも言わせてもらいましたけども、そういった提供をすることによって、長期休みね、もちろん。そういうことをすることによって保護者の方々の負担を軽減するんじゃないのと思ってるんですが、それも課で決めれるんですか。

その辺の答え欲しいのと、もう一つは派遣保育士の件なんですけども、これはこの予算、こんだけ来てくれたら丸く収まる金額なんですかね。例えば最大マックス使えば、何でこの人数なんかあんまりよく分かんなかったんですよ。例えば、待機児童はこんだけやから派遣保育士がこんだけ来てくれたらなくなりますというんやったら分かんねけど、何か何日掛ける何日とかというよりも、そっちのほうメインのような気がするんですけども、ほんで今回、前の補正でも900万円ぐらい減で返っていったらとるんですよ。それは致し方ないんですけど、これ質問多いですよ。これ3つ目にもう入ってるかな。ほんなら取りあえず、その考えを教えてください。

**藤井本委員長** 学童から行きましょうか。

油谷課長。

**油谷子育て支援課長** 子育て支援課の油谷です。よろしくお願いします。

先ほどのお問いの学童の長期休み等の遊びの観点なんですけども、人員の確保と、あと安全性の確保というふうなところで、安全講習といいますか、その辺をした上で実施のほう、検討のほうをさせていただきたいと思います。

あと長期休みのお弁当のことなんですけども、まだ業者がそういうところがあるのか、適正な値段で実施できるのかというふうなところを検討をしていきまして、研究のほうさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

**藤井本委員長** 西川課長。

**西川こども未来課長** 派遣保育士の件でございます。おっしゃっていただいているように、できるだけ保育士のほうはもちろん確保したいのは常なんですけど、ここ二、三年で見えておきますと、大体派遣していただける人数というのがほぼほぼ定着化してきております。今でも申しあげましたのが今5名、6名見ておるんですけども、なかなか6名には届かない状況もあって、中には来ていただいている方の中には、子どもさんできられてしばらく休暇を取られるという方ももちろんおられたときに、代わりの派遣していただける方がおられないという状況があったりするので、そういうことを経年的に見ますと、今見てる人数がほぼほぼ今のところの上限かなというふうな捉え方です。これ以外につきましても、もちろん会計年度のほうでも見させていただいておりますので、そちらが応募があれば、もちろんそちらで確保させていただいたほうが、もちろん経費的にも単価的にもお安くできるということもありますので、その辺りを両方考えながら確保のほうに努めているような状況でございます。よろしくお願いします。

**藤井本委員長** 杉本副委員長。

**杉本副委員長** そしたら、学童のほうはそれはもう前向きな検討と捉えて、それはもう谷原委員おっ

しゃるみたいに、もうやるんやったらやる、やらないんならやらないというふうにならうんですけど、僕、もちろん。その前向きな検討と研究をちゃんと答え、それほかの議員の一般質問とも同じだと思うんですけど、僕。どんだけ、ここ斜め向いてるのか真っすぐ向いてんのかにもよると思うんですけども、前向きにちゃんと答え出せるように、ほんなら次やっていただくようお願いしたいと思います。

あと、それは会計年度任用職員でやってもうたほうが保育士もいいと思うんです。これ、ちょっと僕、この5人の方というのはずっと来られてる方、ずっと同じ方なんです。派遣ってあんまり仕組み分かってないんですけども、その会社の中の2人が来るんですか。その2人が固定で来るんですかね。それによって、まあまあいろんなやり方変わるような気がするんですけど、その辺あんまり聞いたことなかったなと思って。

**藤井本委員長** 西川課長。

**西川こども未来課長** 経年的に来られる方というのはもう固定されてる方が多いです。お休みされたときに代わりの方が来ていただけるときはもちろん代わりますけども、ほぼほぼ分かって来られている方が多いように思います。よろしくをお願いします。

**藤井本委員長** 杉本副委員長。

**杉本副委員長** そしたら、学童のほうはお願いしておきます。保育士のやつも、できるだけこれせたくここまで予算上げていただいてんねんから、前の補正で940万ぐらい返ってきちゃっているんで、それは致し方ないと思うんですけど、できるだけちゃんと、でも今の話聞いたらなかなか難しいかなと思うんですけども、よろしくお願いしておきます。

以上です。

**藤井本委員長** 関連、言うてください。

川村委員。

**川村委員** 私ちょっと関連で、学童のことをお願いします。私も前回12月に言わせていただいた外遊びのことなんですけども、これ先ほど資格者として主任放課後指導員でしたっけ、支援員やったっけ、何かその名称の方、その方は、あと40人に2人というところに補助員というので補給していると。今、例えば、人員確保しないといけないという、その主任放課後指導員はちょっとハードル高いかもしれないんですけども、補助員でいけるんですか。そのことが1点。

それからもう一つ、杉本副委員長は学童のお弁当のこと、他市で取り組まれている事例は私ちょっと面白いなと思って、業者はもうある程度絞らないといけないんですけども、もう親がスマホで注文をして届けてもらうというようなやり方が、そういうのはちょっとアンケートとか取られたらいいのと違うかなと思うんです。それで、希望される方は、そこに誰々さんのお弁当来ましたというだけで、費用負担とか費用の精算とかそんなのはこの補助員とか担当の支援している方に負担をかけなかったら、そういうことができる可能性はあるなと、研究してほしいなと思うんです。もう夏のことです。本当にお弁当を朝早く作らないといけない、今言うてる就労されてる方の負担というのもやっぱりあるし、先ほど谷原委員も、時代とともに時代の変化とともに、そういうことが可能であれば、清算はもうそうして保護

者に直に来るわけですから、そういう利便性を考えたときに1つ踏み込んだやり方というのもあるんじゃないかなというふうに、私も強くそこは要望させてもらおうかなと思ってます。

さっきの補助員の、今のお弁当はもう研究していただかないといけないんですけども、補助員でいけるのか。この補助員も私、大阪のほうでいろいろヒアリングしていると、夏休み、学生さんとか来ていただいて、非常に子どもらも年齢的にその補助員の方がいろんな年齢の方がいらっしやって、とてもまた体を動かすことということにはあまり苦にされないような感じで、そういう方をまた募集して、補助員でいけるならそれがいいなと思うんですけど、その辺りの見解を教えてください。

**藤井本委員長** 油谷課長。

**油谷子育て支援課長** 学童保育のほうなんですけども、学童のほうには基本的には放課後児童支援員を充てることになってるんですけども、その補助で補助員を配置するというふうなところがあります。人員配置なんですけども、市内の学童5か所の小学校で学童保育をやっているわけなんですけども、合計51人おられまして、こちらのほうは、まず学童支援員のほうは保育士や小学校教諭等の資格を持ち、かつ放課後児童支援員の資格を有した者を学童支援員と呼んでいます。これを施設ごとにまとめる役割の主任放課後支援員がおります。このほかの資格を持たず放課後支援員の補助に当たる放課後児童支援員がいます。この人員の配置人数につきましては、学童を統括する者が1名と、あと各学童の主任は新庄学童におきましては主任学童支援員、これは2か所ございますのでお二人、あと放課後児童支援員が13人、補助員が3人、新庄北学童におきましては、主任放課後支援員1名と放課後児童支援員が2名、補助員が2名、忍海学童につきましては、主任放課後支援員が1名と放課後児童支援員が4名、補助員が3名、磐城学童につきましては……。

**藤井本委員長** 課長、各学童での人数配分を聞いてるんじゃなくて、聞いてはるのは、補助員を人数が足りないから、いわゆる体育館等での活動ということではできないというところが端を發して、今の質問は、補助員もその人数としてカウントできるのかと、こういう質問なんで、どこが何人とかそういう問題じゃなくて、前向きに検討しようという中で、補助員がおられればそれができるのかでけへんのかということを探ねておられるわけですね。そこをお答えください。

**油谷子育て支援課長** 学童のほうで、外に遊びたい子どもと学童内に外に行かずにいたいという者もいますので、その双方を見れる人員の確保、補助員を含めて確保した上で、あと安全の確保できる講習等を実施した上で、こちらのほう外遊び等、実施できるように検討していきたいと思います。よろしくお願ひします。

**藤井本委員長** やっていくというふうに見えんねんけど、葛本部長、答えてください。

**葛本こども未来創造部長** こども未来創造部、葛本です。よろしくお願ひいたします。

放課後児童支援員というのが1単位に2人、その2人のうちの1人は補助員でいいよという決まりになってます。ただ場所が分かれてしまうとその団体が2つに分かれてしまうので、それぞれに支援員が必要になるかと思ひます。となると、補助員がいてはったとしても主になる支援員がないので、幾ら補助員を足しても成立できかねるかなというふうに思ひま

す。

以上です。

**藤井本委員長** 川村委員。

**川村委員** 要するに、資格者を確保しなあかんということやね。それを余裕を持ってできるのかできないのかというのは、そこが課題やと思うんですよね。場所が分かれるから、単位が2つになってしまうので、それが課題なので、そういうことを思い切って踏み込んでやっていきたいと思いますという気持ちがあるのかないのかを、これからちょっと検討していただきたい。そういうことなんで、難しいこと言うてないんです。補助員、できるようにするにはどうすればいいかと聞いてるだけなんで、そこをまた研究していただきたいと思います。よろしく願います。

じゃあ、私は一旦関連を終わります。次まだあるので。

**藤井本委員長** 今日はこれぐらいにしておきましょう。ほかないですか。

西川委員。

**西川委員** そしたら、84ページの3款民生費、2項児童福祉費で1目のところで、19節扶助費で子ども医療費扶助、これ概要のほうに分かりやすいんで概要の28ページなんですけど、乳幼児医療費扶助が子ども医療費扶助のほうに今回こっちのほうに組み替えられてるんですけど、乳幼児医療費扶助、令和6年度の場合から、今、令和7年度で減額をされてるんですね。1,000万円程度減額になってるんですけど、その理由と、子ども医療費扶助については、これについては増額になってますね。増額の理由と、これ令和6年度の補正にも挙がってきたんですけど、たしかこれインフルエンザか何かはやったんか、ぱっと多くなったということやったかなと思うんですけど、これの今回増額された理由、これについて2点にしておきますわ。これについてお伺いします。

**藤井本委員長** 増井課長。

**増井保険課長** 保険課の増井でございます。よろしくお願いいたします。

乳幼児子ども医療扶助費につきましては、今おっしゃいましたように、乳幼児医療費のほうを子ども医療費として統合をしております。乳幼児医療のほうが減額となっているのは、その分が子ども医療費のほうに移っているためでございます。それから、子ども医療費のほうが減額となっているのは、令和6年度は現物化と無償化がありましたので、そこにかかる経費も含んでおります。令和7年度につきましては現物化はもう必要ありませんので、無償化の分だけが追加となっております、トータルしますと増額となっております。

**藤井本委員長** 西川委員。

**西川委員** ちょっと僕の頭ではなかなか今のはちょっと分かりにくかったんですけど、子ども医療費扶助分は増額になってます。概要書のほうですね。令和6年度から。で現物がなくなった。もう一回分かりやすく、皆さん分かれたら良かったんですけど。

**藤井本委員長** いや、ちょっと私も分かってないです。科目が変わったということでしょう。増額になってますというのは分かんない。

増井課長。

**増井保険課長** 増井でございます。乳幼児の扶助費につきましては、令和6年度が7,200万でありましたのが6,100万に減額となっております。それで、子ども医療費、子どもの分についてですけれども、令和6年度が1億130万でございましたのが1億500万に増額となっております。

**藤井本委員長** 西川委員。

**西川委員** 僕は乳幼児の減額のほうがちよっと分からなかったんですけど、増額は何となく分かるのは、分かるのはというか、ちよっと僕の想像だけでいきますけど、葛城市は18歳まで今、医療費無償になってまして、窓口負担もなくなって、奈良県統一で18歳まで無償になってるじゃないですか。その分、葛城市はいち早くやってたんで窓口負担もなくなって、もう恐らく病院にちょっとしたことでも行かれる方が多なったん違うかなという、僕はただその感覚でおったんですけど、そういう意味での増額かなと思ったんですけど、ちよっと違ったら言ってください。ただ、今、増額になってんのはもちろん分かってます。けど、これ何で増額にされてんのかなということを、6年度から7年度に増額になってんのかなということを聞きたいのと、乳幼児のほうは、おっしゃっているように7,290万8,000円から6,100万円です、1,000万ほど減額になってるんですけど、それはなぜなのかというところだけ聞きたい。さっき現物とか何かおっしゃってたんですけど、その辺が僕には理解がちよっとできなくて、無償化の分はもちろん分かるんですけど、その辺もう一回教えていただけたら。

**藤井本委員長** 増井課長。

**増井保険課長** 令和6年度予算では、通常の扶助費に加えまして、現物化、医療機関の窓口でお支払いいただかなくて一部負担金だけで受診できるようにする現物化と、それと市独自でやります無償化という2つのやり方に移行するために必要な経費が令和6年度には乗っかっておりましたので、令和7年度につきましてはその現物化に伴う分は必要ありませんので、一部負担金の無償化分だけが上乘せとなっている状況にあります。乳幼児が大きく減っているように見えるんですけども、それは6年度の実績を見た上で減額としたものでございます。

**藤井本委員長** よろしいか。

西川委員。

**西川委員** もう3回目で、誰かもう一回質問されてもいいんですけど、何かちよっと分かりにくかった。組み替えられてるといふところもあるんで、現物でやられているときの経費の分が、組替えにすることによってこっちの子どものほうのところに乗ってきたから、その分、経費が浮いてるよというようなイメージなんかと僕、勝手に解釈したんですけど、そうじゃないんですかね。ちよっとごめんなさい、この件については何かすごく分かりづらいので、分かりづらいですね、ちよっとね。

**藤井本委員長** 今、経費とおっしゃったでしょう。経費が幾らで、ここに経費分が変わってくるというふうに解釈する、理解するならば、経費分というのが令和6年度は乗せたけど令和7年は乗せてないというんでしょう。それが幾らでというのをご説明いただけますやろか。いいですか。

西川委員。

**西川委員** それと、1人当たりどれだけ見てんのかというのがあったら一番分かりやすいん違うかな

と思うんですけど、この1人というか、どれぐらいを見込んでるのかというので話してもらったら。

**藤井本委員長** もう一度、分かりやすく。

増井課長。

**増井保険課長** 令和6年度現物化分でどれぐらい見ていて、その分7年度なくなったかということですが、すけれども、現物化の部分につきましては小中高の子ども医療だけとなっております、令和6年度ではその分として733万3,000円を計上しておりました。その分が不要となっております。

**藤井本委員長** 西川委員。

**西川委員** 経費分、今おっしゃった733万円が、乳幼児のほうに乗ってた分が子どものほうのところ  
に減額になったと。何か、でも数字が合わへんのですよね。

**藤井本委員長** 増井保険課長。

**増井保険課長** 733万3,000円というのは、子ども医療費の分で乗ってた分がなくなったと、小中高校生の分。

**西川委員** なくなったんですね。なくなったけど増額になっている。

**増井保険課長** なくなったんですけど、その分無償化分、500円とか1,000円負担していただいた分が、それが市の負担になります。それが6年度については、8月診療から半年分の分だけだったんですけど、7年度については1年間分、その分が乗ってますので増額になる。

**藤井本委員長** という理解をしてください。次、ほかないですか。

川村委員。

**川村委員** そうしましたら、予算書の97ページから99ページにかけて、こども・若者サポートセンターについてお伺いをいたします。7節報償費の99ページ、臨床心理士の報酬の部分なんですが、会計年度のほうでもその臨床心理士の報酬ということですので、臨床心理士の報酬はどの部分なのか、それも教えていただきたいんですけど、石田先生のほうは臨床心理士としての報酬を払われているのか、そこらも教えていただきたいんですが、その報酬の件、それからそのこども・若者サポートセンターが、私もこの間の一般質問で言ってきましたように、こども・若者サポートセンターに相談をされている件数、それから巡回相談の相談数、時間とかそれから週に何回とか、土日はどうなのかという現況を教えていただきたいんですけども。

**藤井本委員長** 川崎所長。

**川崎こども・若者サポートセンター所長** こども・若者サポートセンターの川崎でございます。

ただいまの川村委員のご質問にお答えいたします。

まず、予算書の99ページの報酬に関わる内容ですが、臨床心理士と教育指導主事と適応指導教室指導員の会計年度の報酬がここに入っております。石田先生の報酬につきましては、統括支援員ということで、その手前98ページの子ども家庭支援事業の報酬のほうに入っております。これがまず1点目のお答えです。

2点目、こども・若者センターの相談件数ですが、今年度につきまして2月末までの

件数としまして、家庭児童相談としまして2,738件、教育相談としまして学齢期の子ども、その保護者を中心に934件、学齢期が終わった後の若者相談としまして484件の相談を受けております。巡回相談につきましては、市内の保育所、幼稚園、こども園、小学校、中学校につきまして、その学校規模に応じまして、月2回から、3回、後半4回にしたところもあるんですけども、の規模で毎月入れております。それは平日、学校、保育所、幼稚園が実際に運営している時間に入れさせていただいているという状況です。

以上です。

**川村委員** 時間数は何時間ぐらいするか。

**川崎こども・若者サポートセンター所長** 時間につきましては、10時ぐらいから4時ぐらいまでの幅で入れさせていただいております。

**藤井本委員長** 川村委員。

**川村委員** 今、全体の相談数を言うていただいたんですが、その中で発達相談に関わる支援の相談は何件あるかということも、もう一回その中で抽出していただきたいと思います。

私は、今回質問の中に、発達障害に関わる奈良県臨床心理士という会長という立場で石田先生ご活躍いただいている中で、川崎先生も副会長という立場で頑張っているんですけども、その奈良県との関わりの中で、この間そのことについて私も質問の中で補助資料をいただきまして、県が奈良県福祉医療部の障害福祉課の子ども発達支援係というところの補助資料の中で、先生たちが臨床心理士として県とタッグを組んでこういう支援を行うという資料があったんです。その中に子どもの発達に寄り添う体制構築事業として、そのスキームに応じて、発達検査は臨床心理士が検査を実施し、それから医療機関に受診を勧めるというふうそのスキームの中には書いてあるんですよ。このことが、先日、県会の予算審議の中で県会議員に質問をしていただきました。その中で県は、やはり今、国や県の方針としましては、やはり早期発見、早期診断、早期支援と療育という形を取っていきますということを断言されたんですけども、葛城市のことだけなんですけども、先生たちが葛城市から代表で出ている奈良県臨床心理士会の考え方というのが非常にウエートの高いものだというふうには私は思っております。その考え方と県や国の考え方と少し乖離があるのではないかという思いがあるので、今日、川崎先生のほうも今日答弁していただきますので、その辺りの考え方、それから、葛城市に今、発達支援の相談、発達相談の相談をされて、そんなに早期診断をして慌てなくても10歳まで様子を見ましょうという考え方が、どうもその県ともそぐわない。その辺りについてちょっと説明をいただかないと、葛城市だけがそういう考えで、県へ行って県の方針とそこで乖離があると、ここにちょっと納得のいかない部分があるんです。その辺りを説明していただけないでしょうか。

**藤井本委員長** 川崎所長。

**川崎こども・若者サポートセンター所長** ただいまの川村委員のご質問にお答えいたします。

まず、発達に関しての相談がどれぐらいあるかということなんですけども、まず申し訳ありません。家庭児童相談につきましては細かい発達に関しての相談という分類を設けておりませんので、今ここでお答えすることができません。教育相談におきましては、先ほど申し

上げました件数のうち252件が発達に関する相談となっております。若者相談につきましても、これもいろいろニートひきこもりの相談から就労相談、障害相談等もございますけども、それも複合的にいろいろあるかと思うんですけども、障がいに関してと銘打っての相談というのはこれまでのところ年間で15件となっております。

2つ目のご質問ですけども、職能団体としての立場ではなかなか答えさせてもらうところが難しいところがあるかと思うんですけども、葛城市としましても、私の考え方としましても、早期発見、早期対応ということを全く否定しているつもりもございません。早期に対応が必要な子どもに関しては早期に対応を取っていく、これは極めて当たり前のことで、そこが県や国の方針とずれてるという感覚は私の中にはないんですが、相談に来られてポイントですぐに医療をつなぐということではないかもしれないです。けども、障がいのあるお子さんを早期に発見をして早い段階で対応していくということに関して、こども・若者サポートセンターの立場としましてそれを否定しているつもりは全くないんです。よろしいでしょうか。

**藤井本委員長** 川村委員。

**川村委員** 県とともに作られている資料の中に、要するに発達検査というのは臨床心理士のところを通して、必要ならば医療に持っていくと。要するに、石田先生の考え方の中に、非常に専門の小児科医、または精神科の医療の現場が早く診断し過ぎる、要するに心の診断ではなく脳の診断やというふうに言われましたよね。その考え方で、別に先ほど言ったように、全く否定してないと言われたのは、それで合ってる子はそのように診断されたと思うんですよ。ただ、今、252件の発達障害の中で、さっき社会福祉課で聞いた診断の数というのが、申請の療育の診断がもう1桁違うんですよ。1桁違うんです。ということは、その診断のところ、発達障害に相談した方がそういうふうな方向に行っていないのではないかと私が思うわけなんです。数がもう全然違うんですけども、いろんな事情があって、直接必ずその道通るわけじゃないと思うんですよ。グレーなグレーゾーンの子が支援していただくにはいろんなやり方があるって、ただ先生がこの間の資料の中で、非常に10歳までは様子を見るということを強調されたので、改めて我々も、これからの方針とずれがあってはいけないので、この考え方についてちょっとお聞きをしたいというふうに思いまして、調査案件にもまたなっておりますので、今日のところはこのぐらいにしておきますけれども、実際に私がこんなような発言するのは、実際、こども・若者サポートセンターに行って、こども・若者センターの発達相談をした中で、その親御さんたちがあまり満足度を得られてない、そんな方が多いんです。多いという概念、どのぐらい多いか分からないですけど、それを何年も何年も私もいろんなヒアリングをした中で、最初は個人的な合う合わないかなと思ったんですけども、そうじゃなくて、やっぱりその量というのは、この間も傍聴に来られたと思うんですけど、多いですよ。非常に満足度がないということは、葛城市の中で何かそこに説明をしてもらわないと、石田先生にも私言ったんです。「先生、私らに議会に相談するのではなくて、相談をしに来られた方に、やっぱり親御さんたちに納得してもらってください。それをしていたら我々議員のところにはこんな話は来ませんのでよろしくお願いします」と言ったと

きに、先生は「理解していただけなかったら仕方ないですね」と言われた。私もそれを聞いてちょっとショックやったんですよ。そんなこと言わんといほしいんです。もう支援していただきたいというか、やっぱり親御さんたちはもう本当日々物すごいストレスを持って子どもと向き合って、地域の中でもそうですけども、やっぱり行政に対しての支援の相談を、今言ったように相談をラリーして、こうやああやと言いながら毎日電話かかってくる子もいます。その中で、そういうことが1つずつ解消していけば私もこんな質問をしなくていいんですけども、ちょっと多いんですよ。先生、その分析をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。今日はもうこのぐらいにしておきます。

**藤井本委員長** ほかにないですか。

西川委員。

**西川委員** もうちょっと空気読みますけど、ちょっと聞きたいことがあります。97ページです。97ページ3款民生費、2項児童福祉費の8目こども・若者サポートセンター、これの14節工事請負費なんです。14節の工事請負費なんですけども、12万8,000円が計上されております。これも概要書を見ると、概要書の32ページを見ると、ふたかみ教室の當麻文化会館の改修に伴い、ふたかみ教室をこども・若者サポートセンターの会議室に移転となるということで書いてるんですけど、これは適応指導教室でそれだけのもんでいけるもんなんかという、電話取らなだけで。要は、相談に来られる方、その辺がちょっと分からへんな思うて、それちょっと教えていただきたいということと、102ページです。102ページのこれも3款民生費、4項生活保護費の2目の扶助費の中の進学・就職準備給付金、これ90万になってるんですけど、これちょっと増額をされております。その理由をお伺いしたい。それと、その下の就労自立給付金75万円、これ新規になってますが、これのどういうものなんかという、誰を対象に支給をするのかというところをお伺いしておきます。

**藤井本委員長** 川崎所長。

**川崎こども・若者サポートセンター所長** こども・若者サポートセンターの川崎です。

ただいまの西川委員のご質問にお答えいたします。

おっしゃるように、97ページの工事請負費につきましては、適応指導教室ふたかみ教室が當麻文化会館のリハーサル棟にございますので、當麻文化会館の改修に伴いまして中を改修していただくために、その期間につきましてはこども・若者サポートセンターの2階の会議室に移転するためのものがございます。それに伴いまして、これまでも適応指導教室の電話番号等ありますので、その電話番号を持ったまま2階の会議室に電話とLAN回線を移転するものがございます。それ以外の移転に必要なものにつきましては、今、適応指導教室に来ているこども・若者と指導員で今、一生懸命片づけをしております、それを無理やりさせるものではないんですけども、自分たちで片づけて、当然私たち職員も手伝うんですけども、移転のほうを進めていこうと考えております。工事として必要なものにつきましては、今、挙げさせていただいております電話の移転費用とLANの移転費用ということでございます。

以上です。

**藤井本委員長** 山岡課長。

**山岡社会福祉課長** 社会福祉課の山岡でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの生活保護費支給の中の進学・就職準備給付金でございます。こちらにつきましては、被保護者世帯のお子さんが大学や短大へ進学する際、また高校卒業後、新卒で就職した際の新生活の立ち上げ費用に対する支援を行う給付金となります。こちらにつきましては、もともと進学準備給付金というところで予算組ませていただいていたんですけども、令和7年度から新しくこの就職に関しても補助を給付するというようなところの中で、この就職分というところで予算のほうを増やさせていただいたというところでございます。

それと、次の就労自立支援金でございます。こちらにつきましては、被保護者が就労して生活保護が必要としなくなった場合、その生活の安定を支援するための給付金というようなところになってございます。こちらは制度改正によりまして、また同じ制度なんですけども、就労して早く生活保護を廃止された方により多く給付金を支給できるような形でちょっと体系が変わったというところでございまして、もともとこの制度につきましては生業扶助費という項目があるんですけども、その中から支給しておった分なんですけども、この制度改正も含めまして、扶助の性質として分けて予算化させていただくほうが適切であろうということをお考えまして、この令和7年度から予算計上をさせていただいたというところでございます。

以上でございます。

**藤井本委員長** 西川委員。

**西川委員** ふたかみ教室の件、分かりました。今、適応指導教室で使われてて、今おられる方が結局、変わった環境に行くわけですから、どうなるかなと、もっとちゃんとしたほう、仮設じゃないですか、一旦はね。そやからそれが気になってたんですけど、今みんなで一生懸命、それも適応するための訓練みたいな形でやられてるみたいなことやと理解をしました。

扶助費に関しましては、これは両方なんですけど、1人当たり、基準ですよ。それというのを教えていただきたい。両方教えていただきたいと思います。1人当たり幾らとかです。

**藤井本委員長** 山岡課長。

**山岡社会福祉課長** ただいまの扶助費の基準というところで、支給の額的なところなんですけども、まず進学準備給付金につきましては、その方がこの対象世帯になった場合、同居の場合は10万円、別居の場合は30万円を支払うというようになっております。

あと、就労自立給付金のほうはなかなか計算が難しいところはあるんですけども、基準額だけで申し上げますと最大15万円が上限として支給されるような形になっております。その内容につきましては、その条件条件によって変わってくるんですけど、最大はそういうことになります。

以上でございます。

**藤井本委員長** 西川委員。

**西川委員** 保護費の状況でも変わってくると思う、生活保護の状況と変わってくると思います。進学・就職準備給付金というのは、今まで進学しかなかったんですけど、就職をされても出るということで増額になったということですね。理解いたしました。

就労自立給付金というのも、新規やけども、この上の5番の項目にある生業扶助費のところからちょっと性質が違うので分けたということで、理解をいたしました。

**藤井本委員長** ほかに質疑ないですか。

川村委員。

**川村委員** ちょっとさっき言い忘れたんで。1つだけ、さっきも社会福祉課で確認させてもらったんですが、こども・若者センターのほうにも確認させていただきます。相談を受けた、そういった公的な資料、その保存期間というのは一応0歳から40歳までと言われてるので、5年で廃棄するという事はないんですね。そこだけ確認させてもらいたい。

**藤井本委員長** 川崎所長。

**川崎こども・若者サポートセンター所長** こども・若者サポートセンターの川崎です。

ただいまの川村委員のご質問にお答えさせていただきます。基本的にこども・若者サポートセンターは、委員もおっしゃっていただきましたように、おおむね40歳まで支援を続けるという機関でございますが、一旦相談にかかる支援のほう継続していくんですけども、原則としまして終結をしましたら終結から5年を保存期間と設定しておりますが、継続している限りそこから5年先まで必ず保存をしているという状況でございます。

以上です。

**藤井本委員長** よろしいか。ほかに。

(「なし」の声あり)

**藤井本委員長** ないようですので、これで3款民生費の質疑を終結いたします。

本日はこれにて委員会を終了いたします。

なお、明日18日火曜日午後1時より委員会を再開いたしますので、よろしく願いいたします。本日は遅くまでご苦労さまでございました。

延 会 午後7時41分